

平成21年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成21年9月14日(月)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月14日 午前9時00分宣告(第4日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	水野 一郎
	政 策 推 進 室	室 長	飯田 晴雄		
	総 務 部	部 長	坂井 正善	次 長 兼 総務課長	加藤 恒弘
		企画情報 課 長	鈴木 智久	税務課長	長尾 彰夫
		収納課長	服部 康彦		
	民 生 部	部 長	加賀 松利	次 長 兼 保険医療 課 長	齋藤 仁
		次 長 兼 住民課長	犬飼 博初	環境課長	上田 実
		高齢介護 課 長	佐藤 一夫	福 祉 ・ 児童課長	鈴木 利彦
		健康推進 課 長	能島 頼子		
	産 業 建 設 部	部 長	河瀬 広幸	次 長 兼 土木課長	水野 久夫
		次 長 兼 農政商工 課 長	西川 和彦	下 水 道 課 長	絹川 靖夫
		都市計画 課 長	志治 正弘		
	会 計 管 理 室	会計管理 者兼会計 管理室長	小酒井敏之		
	水 道 部	次 長 兼 水道課長	佐野 宗夫		
	消 防 本 部	消 防 長	上田 正治	消防署長	山内 巧
消防本部 総務課長		浅野 睦			
教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教育課長	伊藤 芳樹	

		小中学校 給食セン ター所長	村上 勝芳	生涯学習 課 長	川合 保
	委員長及び 委員	代 表 監査委員	平野 正雄		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	金山 昭司
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 認定第1号 平成20年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成20年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成20年度蟹江町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成20年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成20年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 平成20年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 平成20年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第8号 平成20年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第9号 平成20年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第10号 平成20年度蟹江町水道事業決算認定について

議長 大原龍彦君

皆さん、おはようございます。

平成21年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

皆さんのお手元に山田乙三議員より総務民生常任委員会にて請求のありました資料、議会運営委員会報告書が配付してあります。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る9月11日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

議会運営委員長 黒川勝好君

おはようございます。

それでは、去る11日の一般質問終了後に開催いたしました議会運営委員会の協議結果の報告をいたします。

最初に、意見書の取り扱いについてであります。6月定例会におきまして継続審議となっておりました意見書1件及び6月定例会以降提出されました意見書6件の意見書の取り扱いを協議したところ、ア「教育予算を大幅に増額し、子どもたちにゆきとどいた教育を求める意見書」、イ「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書」、ウ「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書」、以上3件は、全会派の賛同が得られましたので、本定例会で採決することになりました。

次に、ア「消費税の増税は行わず、食料品の非課税を求める意見書」、イ「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」、ウ「労働者派遣法の抜本改正を求める意見書」、以上3件は、全会派の一致を見ることはできませんでしたので、不採択となりました。

最後に、「学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書」につきましては、継続審議とすることになりました。

次に、平成21年第4回(12月)定例会の日程についてであります。日程は、別添のとおり予定されましたので、よろしく願いをいたします。お目通しのほどよろしくお願いいたします。

最後に、その他でございますが、初めに、1番、町民からの議会への要望についてであります。町民の方から、「日ごろ議員と接する機会がなく、議員の皆さんの顔や町議会のことがわからないので、町議会でもタウンミーティングなどを行っていただければ、町議会がより身近になるのではないのでしょうか」とのご提案をいただきましたので、ご報告を申し上げます。詳細につきましては、別添のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

次に、2番、修正案の提出についてであります。中村議員から、議案第65号「平成21年度

蟹江町一般会計補正予算（第4号）」の修正案を最終日に提出したい旨の申し出がありました。採決の順序といたしましては、この議案が議題となったとき、提出者から修正案の説明をしていただき、その後、この修正案に対する採決を行います。修正案が可決されれば、残りの原案を採決いたします。修正案が否決されれば、原案全体の採決を行うという順序になりますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後に、3番、議会における答弁についてであります。本定例会初日におきまして、質疑及び答弁の中で一部不適切な発言が見受けられました。今後、このようなことのないよう、本日の会議におきまして議長より要請をしていただくことになりましたので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、ご報告いたします。

（9番議員降壇）

議長 大原龍彦君

どうもありがとうございました。

（「議長」の声あり）

10番 菊地 久君

議運が開かれました報告は今、委員長から報告がございましたが、ちょっとわかりませんので、その他の件で2つ質問をしたいと思います。中身について、どんな雰囲気だったか教えていただきたいと思います。

その他の1でございますけれども、町民から議会への要望についてということで、この文書を見ますと、町長あてですね。町長あてファクスが入っておるわけですね、蟹江町長様とね。このことでしょう。

（発言する声あり）

蟹江町長様あてに来たということであるわけですね。そして、その続きで議会もというようなことだと思うんですが、いいとか、悪いという議論はどうされたかわかりませんが、こういうものが町長あてにあったと、その文書の中で、議会さんのほうもぜひ議会中心にしてタウンミーティングをやってもらったかどうかということのようでもありますけれども、その辺について議会運営委員会では取り上げて、ああ、あったというだけで終わる事項なのか、この問題について各派で話し合ってみたらどうかとか、議員総会で話し合おうかという、そんなような話がこの運営委員会のその他の1項目めにあったかどうか、これが第1点。

それから、その他の3点目、議会における理事者側の答弁について。文章上、こういうふうにおとなしく簡単に書いてあるわけですが、運営委員会でどういうことで、どうだったか、さっぱりわからんわけです。議会でございますので、はっきりと、運営委員会で初日の本会議のときに質問をしたけれども、相手側の答弁が、同じ答弁を繰り返すなど一部不適切な発言が見受けられた。これではさっぱりわからんで、はっきりとですね、議会でございますの

で、例えばだれだれの質問に対して、答えた人がどういう形であって、それはどうなのかと。本当に不適切なのか、不適切ではなかったのかどうかということも議論をされて、こういう不適切という言葉になったのか。

そして、そのことについて、議長から理事者側に言うだけ、要請するだけですが、本当に議会の質問者に対して答弁した人が不適切だという、判断基準によってはその人に謝罪をしてもらわなあかんでしょう。今後、議会としては、もう出てきてもらっては困るわけです。その人に対してはもう質問やめようとか、そういうことだって、重大な発言とするとそういうこと。しかし、そうではないよと。適当にこんなもん処理せりゃいいということになりゃ、適当な中で、議長さんちょっと一言言ってやってくださいで終わる話。だから、その辺の解釈ですね。

議会運営委員会で、いやしくも運営委員会で取り上げた以上は、どうであったということを経営委員会に入っていない議員の皆さんにもわかるように説明を求めたい、こう思いますので、運営委員長さん、すばらしい運営委員長さんでございます。隣に質問して悪いけれども、1点と3点、そのときの運営委員会の中身でいいで、ちょっとお願いします。

議会運営委員長 黒川勝好君

ただいまの1点目につきましてではありますが、これは議員個々でいろいろと議員活動しておみえになっております。議会が終われば、個人で説明会をされる方もみえるだろうし、また、いろんな形で報告をしてみえる、個人で頑張ってみえる方もお見えになります。その中で、一部こういうメールですか、が来たということで、我々も対応に苦慮したわけでありまして、とりあえず議員各位の皆さんの意思に従ってやっていくのが適切ではないかという判断で、この程度にとどめおきました。

3番につきましてであります。3番の一部不適切な意見ということでありまして、確かに初日の答弁者、質問者、個々に耳ざわりな言葉があったように思いました。一部議員から、そのことにつきまして議運の中で対応してくれということによって上がってまいりましたので、このような書き方で、当たりさわりのないといっては失礼かもしれませんが、そういう形で処理をさせていただきました。今後はまた、議長がその時々にもまた判断をしていただきまして、注意をしていただくとか、そういうことで対応していただくということで議運は進めさせていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

10番 菊地 久君

1番目の問題は、またその程度で運営委員会は終わられたようですので、また改めて、私はもっと開かれた議会というのは大切だと思っておりますし、河村市長が議会と理事者は、議会に来ていただいて3分間スピーチをどうだろうかという発想をされているのはすばらしいと私は思っておりますから、町長だけでタウンミーティングをするのではなくて、議会もグループ、3人とか5人グループをつくって、地域の住民の皆さんと政党・政派を乗り越

えてやろうという、こういう趣旨ってすばらしいと思うんですね。すばらしいと思われる人と思われん人がおりますので、こういうだけの報告だけできょうのところは終わっておりますが、私はまた別の角度で、これは議長、会派でございますので、会派としてでも代表者会なりでもう少し議論を深めてもらいたいと、こういうふうに思っておりますので、第1点目は申し上げておきたいと思います。

それから、3点目の問題ですけれども、委員会では名前やらなにかも出たと思うんですね。それで、名前が出られた方がどの方かよくわかりませんが、私が議会の議員として見たときに、ああ、この問題については当然議会として取り上げてやらないかん問題だよ、わかります。あれは、山田議員の質問に対して坂井総務部長の答弁の仕方、あれは2回にわたって同じ繰り返しで、これは失礼です。はっきり言って、失礼なこと。だから、それについて、後で町長が弁護するようにしたということも事実であります。

だから、それはそれなりにどういう解釈を議会がするのかということは、議題になっただけということは、まず1つは議題ですよ。それで、その人かどうかわかりませんよ、わかりませんが、私は本会議でそんなことまで言うつもりはありませんけれども、物事を伏せたまま、そういう運営の仕方というのは疑問を感じるんですよ。明らかにするものは明らかにする。いいのはいい、悪いのは悪い、これはきちんとせんとね、みっともない。早い話が、みっともないですよ。開かれた議会であり、開かれた運営委員会がですよ、そんなね、わけのわからんようなことをやって、わかのわからん報告してね。あたかも、それでもやったような言い方はいかんと思いますよ。

だから、そのことについて、委員会で決定は決定で仕方ありませんけれども、「議長が」って書いてある。では、議長として議会を統治をする、議長としてそのことについてどう感じておるのかと。多分、私は、議長さんは議長さんなりに別途に注意をしたということは聞いておりますよ。だから、それ終わったかなという気もします。それは、そのときにびしっと言わにゃいかんことなんですよ。お互いに、そうはいつでも大人の整理の仕方だっと思えますけれども、今度、運営委員会が出た以上は、運営委員会から、議長からという話だと、議長はそれを心得て、どういう形で解決をするのか、どういう形で物を言うのかと、これは大事なことでございます。

今後、例えばこういう形のまま進んでいけば、議会側の議員が質問すると、気に入らにゃ答弁せんでもいいわけ、それもあるんです。一つの手として、理事者側は答弁したくなきゃ答弁せんときだっていっぱいあるんですよ。だから、そういう戦術なら戦術なのか、個人的な感情なのかとか、いろんなことがあるわけで。だから、議会へ出席する要請するのは議会側でございますので、今後、議会側として出席を求めんと、質問をその人にはせんだとかいうことだってあり得るわけ。だから、その辺を踏まえて、議長におかれてはきちんとした整理を、あくまでも蟹江町議会の議長という立場でですね、きちんとした態度で整理をしてい

ただきたいということを申し添えたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 大原龍彦君

ありがとうございました。

議会運営委員長 黒川勝好君

また1番に関してでございますが、先ほど菊地議員のほうから、会派を超えてやるとかどうの、いろいろ言われましたけれども、やはりこれは議員個人のスタイルがありまして、それを強制するわけにもいきませんし、ただ、このメールの中で、その地域がどの地域の方かわかりませんが、そういうこともあった。なかなか議員さんの顔も見れないということでもありますので、我々も積極的に、地域以外のところでも説明をするというあれを開くというような態度をとっていけばいいように思います。

だから、メールに対してはそういう取り扱いで、ただ、議員個人の政治活動いろいろあると思いますので、そういうことがメインになったと思います。

それから、3番目につきましては、この後、議長のほうからきちっとした要請がしていただけのものというふうで決めさせていただきましたので、よろしくお願ひをいたします。

7番 小原喜一郎君

私も議会運営の一員でありますので、議会運営委員会として軽々しく扱ったように思われるといけませんので、私なりに委員長に確認をしておきたいと思います。

それで、1つは、メールについてでございますけれども、議会運営委員会としては、議会に直接あてられたご意見であれば、それは取り上げてしっかりと論議する必要は思っているわけでありまして、たまたま町長あてに来た内容であるという点でいうと、議会と執行者側とでは、互いに侵さず、侵されずという関係があるので、町長から来たからといって、ずっと取り上げるということではなくて、議会としてそのことについては対応したいという立場から、聞きおく程度にとどめたということですよ、委員長。

それからもう一つは、会派の代表者から、会派として発言に注意してほしいという申し出があって、実はそのことは双方に問題があるという意見も出まして、これがはっきりしなきゃいかんところですが、双方に問題があるというふうになりまして、では余りそのことをエスカレートさせるようにしちゃってはまずいので、とにかく軽く報告をし、議長から忠告してもらうという形にとどめたと、こういうことだと思っておりますけれども、いかがですか、委員長。

(発言する声あり)

議長 大原龍彦君

私から報告いたしますので……

(「一言だけ、それじゃあ、すみません」の声あり)

議会運営委員長 黒川勝好君

わかりました。それじゃあ、議運でありましたとおり報告いたしますが、奥田議員のほうからこの言葉は出ました。それで、理事者側の答弁がおかしいんじゃないかということでも出ました。そのときに、議運の中でお話をしたときに、理事者ばかりじゃないぞ、議会側もやはりもう少し質問の程度を上げるべきではないかという意見もありました。

(発言する声あり)

ですから、実際の話をしると言われればそういう話であります。同じ会派の中からそういうことで出ましたものですから、こういう言い方をさせていただきました。

以上です。

議長 大原龍彦君

ありがとうございました。

では、黒川議会運営委員長の報告が最後にありました件につきまして、議長から町当局へ要請をいたします。今後、答弁される場合は、誠意を持って簡潔明瞭に行っていただくようお願いいたします。また、議員の諸君におきましても、質疑及び質問される場合は、過度の叱咤激励はなるべく控えていただきまして行っていただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上であります。

議長 大原龍彦君

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより、決算審議に入ります。

議題に入ります前に、皆様をお願いをいたします。

質問されるときは、ページ数と科目を言ってからお願いします。発言の許可を求めるときは挙手をし、議長と呼びかけてください。また、質問あるいは答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

議長 大原龍彦君

日程第1 認定第1号「平成20年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

最初に、歳入歳出とも総括についての質疑を受けます。

質疑は1人3回といたします。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

私は、平成20年度当初予算の審議の際に総括的な質問として、町長の行政改革集中プランのことについて伺いました。それで、今日もその問題は、引き続き一つの問題点として残っているというように思います。なぜかといいますと、先ごろの総選挙の結果は、まさに小泉、

安倍、福田、麻生と続いた自・公政権の暮らしに冷たい構造改革路線について、国民に総スカンされた、拒否された、こういう結果に終わったということ、多くのマスコミが論評しています。したがって、行政改革路線、しかも庶民の暮らしに冷たい行政改革路線ですね。増税や負担増を国民に押しつけてまいりました。蟹江町でも同様でありました。

したがって、今日は民主党の天下になりまして、民主党さん、行政改革の問題を出してないわけではありません。しかし、別の観点があるようでございますので。つまり、国民の暮らしや福祉、あるいは中小企業の経営、こういったところに軸足を置いた改革路線、こうすべきではないかと思うんでね。平成20年度予算・決算を通じても、そのことについて行政の内容を切りかえていくという方向は見受けられません。

ですから、今度の結局はばらまきということでは言われているわけでありまして、麻生さんが最後にやっていた各種交付金の交付について、これにこたえるのは、少なくとも政府は国民の暮らしや福祉に役立つ方向で使いなさいということ、注文をつけてばらまいたものでありますね。そういう点でいえば、蟹江町でその交付金等をどう生かして、住民の皆さんの暮らしや福祉や、あるいは中小業者の経営に役立つ上で、どうこたえたように具体化したかという点でいうと、少し疑問を感じるところがあるわけでありまして。

そこで、私は改めて、今やこの構造改革路線によって家計は痛めつけられて、貧困と格差が社会に広がっている状況で、また、民間給与所得者で年収200万円以下の方が、2006年1年間で40万人以上もふえまして、1,022万人に達しました。つまり、年収200万円以下の人ですね。こういう状況で、これは国税庁の平成18年分民間給与所得実態統計調査です。これは2007年9月に実施されたものでありますけれども、その結果がそうなったのであります。

家計の可処分所得は、1997年度の304兆6,000億円から26年度は280兆8億円へと、大きく減少しておるわけでありまして。その上、去年の場合は、原油、穀物市場の高騰が重なって、生活必需品や原材料の値上がり家計に、あるいは中小企業に手痛い打撃を与えました。こういう状況のときであったからこそ、これは行政の軸足を暮らしや福祉や中小業者の経営に振り向けていく、そういうことが大変必要な、客観的に求められておったと思うのであります。

今日、なおそれが続いている状況だと思うわけで、私どもは再三再四にわたってそのことについて要求するわけでありまして、私はですね、町長さん、日本共産党と町長さんの政策はかなり接近してきたなど、与党になってもいいくらいだなと思うことがあるんですけども、この部分ではどうしても一致できないんですね。その点で、改めてもう一度伺っておきたいと思うのであります。

町長 横江淳一君

すみません。ちょっと私も、確かに国民の生活、暮らし等々については大変厳しくなっている。特に、去年の秋あたりからそういう状況が続いているということは、十分承知おきを

いたしております。私も、以前勤めておった会社関係、それから下請の皆様方、特にトヨタ関連の皆様方が大変厳しい状況になったということも十分承知をいたしておりますし、まだまだ実質経済の中で、いわゆる投資のほうにお金に向いてしまって、特にこのごろ聞かれるのは、いわゆる穀物市場の上昇というのは、やっぱり投資のマネー戦争、マネーゲームの結果だというふうに言われているエコノミストをいるわけでありまして。

私、これでも政治家の端くれでありますし、いろんなところで本を読むにつれ、やはり国民一人一人に目線を向けるこれからの民主党さんの考え方には、十分これは理解を示せるわけでありまして、実際もう、この16日に組閣が行われ、どのような状況になるのか、私自身もわかりません。はっきり言って、一日も早くそういう状況が生まれることを私も望んでおるわけでありましてけれども、実際、私は今、日本共産党さんの建設的野党さんに近づいているかどうか、これはちょっとわかりませんが。ただ、一つ言えることは、3万6,000人の、本当にこれから発展を迎えておる蟹江町をどうしていこうかということは日々考えているわけでありまして。

ただ、これはほかの議員の皆様方の質問にもお答えいたしましたとおり、集中改革プランの中で平成17年からの職員数の削減、それからいろいろな削減、私は削減だけじゃなくて、刷新という言葉を使ったと思いますけれども、プラスするものについては、これは十分にプラスをしなければいけない。しかしながら、無駄があることについては、これは徹底的にその無駄を省かなきゃいけない。そこの中でいろんな考え方、イデオロギーの違いはあるというふうに理解をいたしております。

そういう意味で、この蟹江町の職員298人、これは消防署員も入っておりますけれども、そういう意味でいけば、少数精鋭で今やらせていただいている。ただ、この先、住民サービスの低下を招いてはだめだということがありますので、若干、集中改革プランの中での考え方も、これは流動的に考えていかなければならない施策の一つであります。そういう意味で、どういう時代になろうと、国民目線、町民目線で、主権は住民でありますので、今後も頑張っていかなければならない。これは、今のご質問に対する答えだというふうに思っております。

以上です。

7番 小原喜一郎君

町長さん、現実に起こっている社会的現象は、これは自然現象ではありませんね。政治の責任だということを、これは圧倒的な皆さんが認めています。今、町長、イデオロギーだとおっしゃいましたが、この現実はいデオロギーの問題じゃありません、事実であります。マスコミが指摘しているのも事実であります。私は、イデオロギーで片づけられては、これはまた承知できない話であります。

実は、けさも、多重債務で私のところに駆け込みで相談に来られました。私のところはま

さに、林さんのところもそうかもしれませんが、駆け込み寺なんですよ、生活保護ということでですね。本来は、これは行政がやっていかなきゃならんことなんですよ。住民の皆さんが気軽に駆け込んでくると、行政に。そういう行政の窓口にならないかんということなんですよ。そうじゃなくて、窓口へ行くと追い返されると、こういうことが行政の実態だというふうに思うんです。私のところへ来て訴えられます。いろいろ言ったけれども、結局追い返されたと、お願いいたしますと、こう来るんですよ。これは悲しむべき事実じゃないですか。これは現実の問題です。職員の対応の仕方もあるかもしれませんが。しかし、実際に現実に行き来していることは、住民の皆さんが気軽に行政庁である町の役場に来れない。来ても追い返される、こういう状況がずうっと続いているわけですよ。こんなことは、これはやっぱり多くの皆さんが本当に聞いたら、直接窓口に来られた方は実感として身を感じているわけでありませぬけれども。

中村さんが取り上げられましたアンケートの中にも、たくさんそういう意見があったようですけれども、そういう状況を何とか打破して、住民の暮らしや福祉、あるいは中小企業の経営に軸足を置いた行政にならないかなということ、私は懇願しているところでありますけれども、再度伺いますが、いかがでしょうか。

町長 横江淳一君

すみません。私の説明が不鮮明で申しわけなかったんですが、考え方の違いがあるということは、これは事実であります。それは、確かに急激に経済が冷え切っている、その状況で今のような、例えば企業難民がふえたり、そういうことがあることは事実であります。先般も、実はほかの町村の議会議員の皆様方がここにご視察に見えたのは、議員よくご存じてみえらると思います。その議員の皆様方から、実は連絡をいただきました。大変活発な議論を蟹江町議会はやっておみえになりますと、びっくりしたと。そこまで、実はもう見られているような議会になったわけですね。そういう意味で、本当に小原議員だけではなく、この16名の議員さんというのは、本当に一生懸命町政をやっていただいていると、私は理解をいたしております。

その中で、特に駆け込み寺とおっしゃる、その発言が不適切かどうかわかりませんが、ただ、本当に一生懸命苦労してみえる方に手を差し伸べてみえることも事実であります。私もその一端を実は担わせていただいているのも、皆様方承知の事実であるというふうに思っております。ただ、いつの時代も、どうしても弱者に手を伸ばすというのが不適切なこともあるかと思っております。

ですから、私の考え方の中に近いものがあるとおっしゃっていただいたのは大変ありがたいんですけども、これは確かにこれからの時代、特にそういう方に光を当てるといのは当然必要でありますので、今後もそのことについては一生懸命注視をして、皆さんと一緒に見守って行って、行政としてもそちらに、やっぱりいろんな歳出も見ていかなきゃい

けないと思っています。しかしながら、限られた予算の中で何ができるかという、優先順位だけはきっちりつけていきたい。ただ、考え方としては、同じ方向に、多分これ皆さん向かっていくのではないのかな。

それと、再三、今お話をさせていただいております職員の対応につきましては、先般、中村議員からご指摘をいただきました。このことにつきましては、十分マネジャーの皆さんにも注意をしていただくよう、既に勧告はしておりますので、今後も十分に注視をさせていただきたいと思っております。

7番 小原喜一郎君

中小企業の皆さんの経営を助ける事項になるような、いろんな施策が必要でしょう。しかし、例えば多重債務の解決だとか、生活保護について気軽に、その皆さんは突然職や住居を失ったわけでありますから、住宅のあっせんとかですね。金のない私でさえもやれておるわけでありますから、蟹江町にできないことはないわけですよ。気軽に来れない雰囲気があるということが問題なんです。多重債務だったって、弁護士さん紹介するだけです、そうでしょう。あるいは、過払い請求だと、弁護士ばかりじゃなくて、消費者庁が今はできるようになりましたんですけれども、少なくとも町だとか私だとかが金を使う内容のことじゃありません。

生活保護の申請や、そういうことについてだってそうじゃありません。ですから、いかにこの皆さんが気軽に相談に乗っていただける、そういう行政になるかということだと思んです。私はそのことをお願いするわけでありましてね。例えば、今度の福祉や暮らしに役立つ行政の問題の中でも、国がわざわざ断り書きをしてですよ、暮らしや福祉、あるいは雇用の創設等にぜひ使ってもらいたいということによってきておるわけでありますから、そういう点でいえば、これはその方向に役立てていただく方向が非常に大事じゃないかなと思うんです。

しかし、流れはですね、ついこの間まで麻生さんがやってきた流れとまだ変わっていないように、この町政では思うんです。行政改革、あの構造改革路線、小泉さんのですね。この小泉さんの半ば強制、国から恣意的集中改革プランをつくらせたわけでありますから、そういうことがまだ続いておるといことは、私は続いておると言わざるを得ない状況なんです。ぜひ、今後ですね、可能な限り住民の皆さんへの暮らし、福祉に役立つ行政を強めていただいて、住民の皆さんが本当に気軽に役場に来れる、そういう行政にさせていただきたいということを要望したいと思います。

3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

財政の収支全般につきまして、総括的な質問をいたします。

まず、実績報告書の5ページ、この表については昨年も質問をいたしました。真ん中辺に、

Eというところに実質収支、平成20年度2億9,900万円の黒字とありまして、一般的には、ああ黒字なんだ、こう見ております。ですけれども、財調の取り崩しや積み立てや、あれやこれやを収支すると、一番下のJですか、実質単年度収支が2億2,000万円の赤字だと。このことは、昨年も2億3,000万円赤字だと、これは食い込んでいるんでないかという質問をいたしました。

ところで、今年度の監査委員さんの財政健全化審査意見、報告書が出ました。これの43ページと44ページに総括的なご意見が書いてあります。財政健全化審査意見、43ページには健全化判断比率として、1番、実質赤字比率、これは判断として、一般会計実質収支額は2億9,900万円の黒字で、赤字比率はないとなっております。その次のページに総括的な財政健全化意見として、「実質赤字比率や実質公債費比率などを見て、早期健全化基準に触れることはなく、良好な状況である」とあります。大体この報告書を出すようになったのは、夕張とか大阪府とか、もう破産に近い、やっていけない、金を借りようにも借りられない、地方債を発行しようにもできないというふうになってきて、ついに資金繰りに困って倒れちゃいそうな自治体が出てきた。それから、連結決算的なことでよそへよそへ赤字や黒字を隠し込んでいるというようなことがあったりして出てきた問題だと思うんですね。そういう、国の中で倒れそうなところをきちっと見つける、黄信号のところと赤信号のところを見つけるとい趣旨でやっていくと、青信号なわけです。

そういう意味で、こういうふうに書かれるのは結構なんですけど、蟹江町としては使い込んでいる、使い込んでいるというよりも、1年の入りよりは出が多くて、実質的に今申し上げたように、20年度は2億2,000万円食い込んだという判断からいけば、どこかで借金を残したか、積立金を食いつぶしたか、どちらかです。そういうことでいくと、将来に負担を残すと。これは、企業経営でも何でもですが、いつか、やるべきときには金を使うと、これは当然です。しかし、企業というものは、将来のもうけのために投資するわけですね。ところが、蟹江町のような自治体は、金もうけということは金って僕は言いますが、そう考えてもらってはいかん。金もうけでも、税金が入ってくるやつはいいですよ。何か事業をやってもうけるということは武家の商法でやり損ないが多いと、だから気をつけないかんということ、昨年も言いました。

そういう意味で、この健全化の判断で、平野監査委員さんが問題ないと書かれたことと、本当は食いつぶしておって問題でないかという表記については、この分野だけに限ればこれでいいというご判断か。私は危険だと、心配だという、去年もことしも言っているわけですが、ご意見を伺いたいと思います。監査委員さんに聞いてもいいんですか、議長さん。

議長 大原龍彦君

監査委員さん、いいですか。

代表監査委員 平野正雄君

ただいまのご質問でございますけれども、これが始まりしたのはまだ最近で、去年からでございますかね。夕張の関係からそういうことが出てまいりました。いろいろ精査していく中で、ご指摘のとおり、全体の話をする場合と、それから一般会計、特別会計それぞれ分けての意見を出すときに、一つの方式があるわけでございます。それにはめてやるしか、これは全国統一でございますので、そういう方式でやっておりますので、全部を精査してということにはご指摘のような話でマイナスが出る場合もありますけれども、全体から見ると、方式にはめた計算ではこうでございますよとしか申し上げようがございませんので、よろしくお願いいたします。

3番 山田邦夫君

ありがとうございました。聞きにくいことを聞きました。

ところで、町長に伺います。幾つかのことを申しますので、総合的にご判断をいただきたい。

例えば、今の表の一番下の実質単年度収支は赤字だというのは、ことし2億2,000万円、昨年は2億3,000万円、おととしは1億弱の黒字でした。ところが、その前は赤字、平成16年度は2億3,500万円の赤字ということで、5年間を見ても7億弱赤字なわけです。年々、年々、年々食いつぶしている。それだけ何か起債がふえていったか、主として起債がふえていったわけですね、と思えるわけです。

それから、その次の7ページ、7ページのグラフみたいなので町税を見てほしいんです。町税収入は、5年前の16年度は44億でした。それが46億になり、48億になり、51億になり、昨年は52億になりました。要するに、5年間右肩上がりに町税は増収してきました。これは、税源移譲の問題もありましたし、所得税の、言うなれば我々なんか増税になったと思っっているんですが、そのはね返りで町税も多くなってきたということもあります。

それから、一昨年までは景気が数年よかったんですね。本当によかった。車もよく売れたし、工作機械もよく売れました。ところが、昨年途中からがくんときた。今年度の所得税、その他町民税は、昨年の所得にかかってきますので、落ちると思います。しかし、昨年はまだ利益を内蔵しておりましたから、民間企業は、そんなにひどく落ちていない。年末にひどく来ただけで、ボーナスもよく払っていましたしね。ところが、ことしはひどいですから、来年は非常にひどくなる。そういう意味でいくと、税収は今から、将来長いことはわかりませんが、ちょっと下り坂に入るとということが予測されます。

その次のページ、9ページですが、一番下に公債費があります。公債費のことも健全化指数で書いてありますけれども、全く問題ない、皆さん言っております。今年度は6.8%で6億1,000万円、昨年度は6.4%で5億7,000万円、その前は5.8%で5億3,000万円。とにかく、3年間で見ると1%ふえまして、1億弱公債費はふえているわけです。民間企業、特に名古屋のことを言いますが、私は40年会社勤めまして、何度か会社がつぶれるほどの不況に遭い

ました。そうすると人員整理が始まります。そして、借金のために銀行へ金利を入れ込みます。それがいかにつらいことか。だから、40年の間には、ついに労働組合も使用者もあわせて無借金経営を目指して、歯を食いしばってやった覚えがあります。銀行に払う金利がいかにか大変か、それがなかったら、ボーナスがどれだけ払えるかということを考えるわけですね。そういう意味で、給料を抑え、ボーナスを抑えてでも無借金に突入していったわけです。そうすると、不況が来ても耐えられる。

そういうことでいくと、調子に乗って起債をふやしやっていると、年に1億という、今は1億という、8,600万円ですが、ほかっておいてもそれだけ払わんなものはふえているわけです。もうけにならないのに返済金がふえている。これはね、後ろへ後ろへ負担をかけていくということです。全体の税収が減る、その中で公債費が1億ふえるということは大変問題です。そういう意味で、起債を気をつけなきゃいかんのではないかと。

それから、その次のページ、11ページです。

一番上のほうに人件費というのがあります。ことしは23億7,000万円、去年は23億6,000万円、その前は23億7,000万円、3年間、人件費が下がっていません。何度も、私は人員削減をということを言ってきました。町長は、7%ぐらい減らしたけれども、ちょっと国からその他の仕事がふえ過ぎて、とても行政サービスが立ち行かん状態なんで、ちょっと配慮させてもらって減らすのを待ちたいというお答えです。ところが、しかし数%減らしたはずですね、この数年間で。ところが、人件費は減っていないんです。それで、一方で、物件費で臨時雇用の人やなんかをやっていますが、そんなにふえておるとい感じはありません。

人件費の問題ですが、全体の財政が引っ込んでくると税収がへっこんでくる。何やすると、人件費が一番固定費なんです。簡単に減らせない、公務員は特に減らせない。そうすると、固定しているだけ総枠の中で行政サービスは引っ込むということ、財源がないんですから。そこを借金でやっていったら、なお後世に問題を残すという意味で、人件費が大変課題。どうやってやるかは別として、課題です。固定費を減らすということは、事業経営上一番大事なことです。しかし、少数精鋭で高賃金を払って能率を上げるということも必要です。ですが、結果として減っていないという問題をどう見るか。どこらで、どうなっているか。そして、これを減らす努力というのはどういうふうにお考えになるかと。

これら幾つかを考えると、財政の体質として、非常に今から悪くなっていく、健全性をなくしていくという心配を私はしております。それは時代が悪いんだと言っても、今から二、三年直る見込みはありませんね。かといって、3年や4年で高度成長に移るということも、日本はないわけです。そういう意味で、どうしても暮らしに密着する、暮らしやすい、人の生活や生きていくことについて大事な施策というのは削れませんので、削ってしまう人もありますけれども。しかし、どこかで削って、住民サービスを維持していかなくちゃいけないということ、どうやるべきかと。

これら幾つかの指標から、私は、先ほど別の議員から国のあり方まで論じられましたが、多少そういうことを感じます。今までの発想ではちょっといかんのじゃないか。金の使い方を優先順位を決めて、ちょっと絞るところを絞らないといかんのじゃないかというふうに思います。町長は、どのようにお考えでしょうか。

町長 横江淳一君

5点ぐらいご質問をいただきましたが、すべて関連がございますので、総括的にお答えをさせていただきたいと思えます。

平成17年4月から蟹江町の担当をさせていただき、議員の皆様のご協力のもと、何とかこの蟹江丸を座礁させずに、ここまでやってまいることができました。これにつきましては、深く御礼を申し上げたいと思えますし、先ほど来、平野監査委員から、総体的にこの20年度の監査結果のご意見をいただきました。今回もそうでありますけれども、監査委員の皆様方、議員の方も1人お入りになっておみえになりますが、大変厳しい状況であるというのは、もう過去数年変わっておりません。そんな中で、再度改めるものは改めて、一つずつの見直しをしているのも事実であります。

さて、結果として今、この数字があらわれた、そのことについてどうだということであると思っております。私は、将来的に金を使う、いわゆる一般企業の投資として、なかなか地方自治体というのはそれが目に見えないというふうにまず思っております。私も小さいながら、小さな個人商店を営んでおりますけれども、大変苦しい状況がここ数年急激にやってまいりました。これは、企業を営んでみえる方、議員の方々もそうありますが、特に昨年度から厳しい状況になっている。でも、その中でも、少しでも資本投下をして、来年、再来年に備えようという企業がやっぱりふえているのも事実であります。ただ、総体的にはまだまだ今、景気の回復が停滞しているというのも事実であります。

そんな中で、やはり地方自治体と一般企業体とは若干考え方を異にするというのは、私の基本的な考えであります。ただ、5年間で累積赤字が少しずつ少しずつふえておる、これも十分承知をいたしております。

まず、1つの問題として、町長が4年間、今までの歴代町長として一番お金を使っているんじゃないかというご指摘をいただいている方も実はございます。私も、お金を使うためにここへ来ているわけじゃなくて、蟹江町のいわゆる基盤整備の中でおくれているものがあるから、これは順番に整備をしていかないと、今後、蟹江町に住むであろう人たちが大変困るという優先順位のもと、5年間資本投下をしていったつもりであります。

その中で、私は若干の無駄があった、これも十分精査をしながら、今現在やらせていただいております。ただし、大変厳しい中で当然、実質公債費比率もこれからどんどんどんどんふえてまいります。特に、16年度から始まりました下水道整備がその一番の問題というのか、一番これを危惧するわけであります。今後、25年、30年の計画の中で総額250億、県レ

ベルで252億、町単体でいけば30億、280億の事業を、どう期間を縮め、そして費用をどう節約していくかというのは、もう本当にこれ問題でありますし、実際そういう立場にありますので、これももう既に今取りかかっているわけですが、これが実質公債費比率を上げていく一つの要因であるというのも十分考えております。

あと、町税でございますけれども、今見ていただきましたとおり、平成16年から、これはもう地方税、それから町民税、それから固定資産税があります。その中で、右肩上がりという表現が僕は適切かどうかちょっとわかりませんが、若干この蟹江町の地価が急激に下がりがいいものですから、固定資産税が顕著な伸びを示しておる、このあらわれであるかな、こんなことは思っております。実質、人口はこの10年間余り上がり下がりはないわけですので、町県民税にしては一番心配なのは、まさに議員がご指摘いただいている来年度の税収であります。

この5月、出納閉鎖が終わりましたら、町幹部には来年度の歳入見込み、そして固定資産税も含めて、町税の見込みを早急に出すように今、実は指示はしております。これがまだしっかり出てきておりませんが、これを十分考えた上で来年度の予算組みをしていかなきゃならない。大変厳しい予算取りになるということはもう十分考えておりますので、これについては、今お答えできることはここまででございます。

あと、公債費の上がりというのは、先ほど言いましたように、下水道整備、そして耐震の問題で若干、平成23年度が最終的なものになりますが、これを一段落すると、私は余り大きなものはこれから発生してこない、一番の大きな問題は下水道だというふうに考えております。

あと、先ほど来、小原議員からも言われましたように、国民・町民に目を向ける優しい政治、これは今後の政権が担っていただけるし、実際、我々地方自治体としては、国・県の委任業務が8割以上であります。あと、蟹江町独自の政策をこれからどんどん出していく意味でも、これからいろいろ考えていかなければならないのは十分あります。それも、先ほど言いましたように、来年度の歳入見込みを今の時点でしっかりして、これからやっていきたい。そして、それが大いに関係するのは人件費であります。職員採用も、5年間で7%削減を目指しましたが、実際今のような状況で、地方分権、分権といいながら、歳入、国から来るお金、交付金等々については、真綿で首を絞められるような状況で、だんだんだんだん実は減少しているわけであります。

蟹江町の経常収支比率も、90%まではまだいっておりませんが、それに近いような状況になるような、非常に厳しい状態もシミュレーションできないわけじゃありません。そういうのも絶えず意識の中に入れながら予算組みをしていきたいな、こんなことを思っておりますし、実際、人件費の問題、特に職員採用の問題につきましては今、一生懸命それも考えておるわけですが、固定費の値上がりが蟹江町の財政を苦しめることになり

ます。

しかしながら、ちょっと考えていただくと、先ほど来、町民、在民の目線を考えたときに、公務員の数についての適正化はちょっと一段落して、来年、再来年に向けて、長期に向かって、長期といっても2年、3年を視野に入れて、来年度だけではなくて再来年度、その次の年も入れながら、職員の数の調整はしていきたいな。実質、住民サービスの低下を招くような公務員の採用については、これは控えていかなければならないというふうに私自身は考えております。

最終的に、自治体と民間企業との考え方は相違がございます。しかしながら、自治体は利益を生むものではありません。しかし、住民の暮らしを守るのが地方自治体でありますので、それについて全体の奉仕者、こんな考え方を再度しっかり肝に銘じて、今後も予算組み、町の運営に当たっていかなきゃならない、こんなことを思っております。

以上です。

3番 山田邦夫君

ありがとうございました。

公債費につきましては、先ほど、下水道会計は私は申し上げませんでした。ですけれども、下水道会計は別途独自に賄うということで、返済していくということで一応は組んでおりますけれども、しかし、一般会計からの毎年毎年の補てんというか、これが大分発生していくことは確かですので、確かにその面の負担が変わってくると思います。

それから、人件費のことは触れられない問題なんです、実は。ところが、最近、人事院も思い切って5%を言い出しましたし、河村さんは減税に絡めてですね、やはり人件費か人員かわかりませんが。私、人員のことばかり言っているんじゃないんです。人件費のことなんです。総枠人件費のことなんです。これは固定費ですから、公務員さんも大変つらいですね。ストライキはやれないし、労働3権で守られていない。ですけれども、少し変わってくる。

私は議員になった当初から、自分が40年勤めて、中間管理職で退職してここへ来て、ああ公務員は給料が高いんだという実感がいまだに抜けられません。大企業でさえそうです、ものづくりの。世界に誇る企業でもそうです。ところが、公務員は非常にレベル、給与水準が僕は高いと、いまだに抜け切れません。そしたら、どうするか。このことを言うだけでも非常にはばかりです。皆さん気になって、何か言えません。次の票が減ってしまいます。そういうことで、めったに言わないです。本当に皆さん感じる人があっても、言わないです。ですけれども、このことをどうするかということは、町側も町の幹部職員も、真剣に考えないといけない。

(発言する声あり)

まあ、いろいろあります。ありますが、しかし、会社でも事業体でも、つぶれるほどの状態になったときに何を味わうか。夕張市は何を味わっているか。あれは非常にレアケースだ

というけれども、大阪府でもやっている。そういう意味で、800兆円を超す借金が気の遠くなるような話でね。その一端を蟹江町でもどこでもしょっているわけです。それで、よそに比べるといいという言い方をいつもしているわけです。そうではないです。

事業経営も、事業体、地方自治体も将来に向けて、プライマリーバランスというか、入ってくるだけで賄う。その入ってくるというのは、将来入ってくる見込みはいいですよ。将来減っていくというときに、気前よく使っていてはいけないわけです。そこら辺を、政治家は4年間、公務員ももしかすると、非常に部長や課長になってくるとあと数年間、そこで前任者のやっていったことを覆すとか、後継の人たちに言いにくいことはなかなか言い出せないということはあるかもしれませんが、国や町を本当に思ったときにどうすべきだろうか、まさに町の形というのを考えたときに本当にいいのかな、健全財政なのかな、健全運営なのかな、現在の話じゃないです。今から20年、30年先に焦点を当てたときに、これでいいのかと。そんなことは、国やその他が、世論が決めてくれるんじゃないで、考えてもらいたいというふうに思うわけでありまして。演説ぶっちゃいました。

以上です。

議長 大原龍彦君

いいですか、要望ですか。

3番 山田邦夫君

質問はいいです。

10番 菊地 久君

10番 菊地でございます。

今年度20年度の決算に当たって、総括的なまず質問をさせていただきます。

まず第1点目は、決算の審査意見書が出されてあります。先ほど、小原議員からも若干触れたようでありますけれども、23ページから結びですけれども、書かれているわけですね。昨年の19年度の決算のときの結びと全く今回のとらえ方、書き方というのは全く違いましてね、具体的に指摘をして書いてあるわけ。

そこで、こんなに決算について監査委員さんが的確に指摘をされた事項について、では、町長初め理事者側はどのようにそのことを受けとめられているんだろうかな。決算で全体的にはですね、いい、悪い別にして、決算仕方ありますが、20年度は3億円黒字になっております。これは、監査委員さんの書いた報告書に書いてあるわけですが、2億9,900万円ぐらいの数字が書かれているわけでありまして。

そこで、財政力指数も、1だったのがちょっと19年落ちて、0.99になっておりますけれども、いずれにしても1ということ、1に近いということはいい経営状況である、こういうようにうたわれていると思うわけでありまして。

それはそれとして、問題指摘として第1点目、これはずうっと言われていることでありま

すが、特に収入未済額の解消及び不納欠損処分についてということをお聞きし、指摘をされておられるわけであり。これについて、例えば町税の収入未済額は5億2,034万1,000円と、徴収率は90.1%だよ。これは、前にも出ておりましたが、町村61あるうちの59位、最下位に近いですね、というようなことで指摘がされておられるわけであり。

そして、その中で、これからその問題についてはどういうふうにするんだという指摘として、滞納対策についてきちんとやりなさいよと、それについてはどんな体制をもってどうしようとしておるんだということが書かれておりますけれども、それについて本当に今、21年度予算、人件費を2人、1人とかであるけれども、総合的に全体の徴収の機構を考えたらどうだと。町税だけでなしに、国保でもそうです。ほかの問題も、町民が支払う、課税されて払ってくれる問題については一元化を図ったらどうですか。そんなことの改善はどうでしょうかという問題提起もされておられるわけですね。

だから、過年度分、現年度分と考えたときに、過年度分についてよりも、今は現年度分をどう徴収を図っていくかということでありましてけれども、これでも現年度分も1億3,000万円かなんか数字が出ておったと思いますけれども、また未収入額と。この問題についてもいかなものかと。

それから、特に今度の不納欠損処分の問題についてでも、きちんととらえておられるんですが、まじめに納めた人がばかを見るようなことじゃいかんよと。不納欠損でも、今までの数字から比べて、ばかが増えて多いわけですね。こんなこと何でなの、もっともっとそれについてはいろんな手があったんじゃないでしょうか。督促の仕方、それからいろんなその人の持っている資産、金などをよく調べてですね。強引に取ってこいということではないけれども、1円でも2円でもまじめに収納をすると、納めてちょうだいよという手だてが考えられんだかと。

1社、固定資産税で4,000何百万円も不納欠損で今度処分しちゃったですよ。もったいない限り、なぜなのと。もっと早く手が打てなんだの。議会側でもこの問題については、滞納対策特別委員会を開いて、何としてでも10億近い滞納金額ですね、一般、それが入っておればもっと楽な運営ができますけれども、数字上は金になっておるわけですね、町の財産。現実ああせんわけでしょう。だから、その金をいかに現金化、金庫に入れていただくかと。問題点、どこかにないのかと。

それで、今度の固定資産税の不納欠損でも、本当に正しかったのか、正しくないのか。もっとまじめに頑張れば取れたのではないかと。どこかに欠陥があったんじゃないかというような問題も、当然ここに指摘がされているわけであり。それについてはどうなのと、いま一度お尋ねをしたい。

それから、次に、公園管理の一元化、これは議会の中でも議員の皆さん方が言いました。言うたびに出ることは何かということ、担当が違うということです。児童公園は厚生省管轄で

補助金がついてどうたらこうたらとか、都市公園は建設省の関係でずうっと来ておるから、一緒にするのは予算やいろんなもんで難しいというような言い方をされております。しかし、一般的に考えたときに、当然、今の公園管理課があるじゃないの。公園管理課で全部やるならやる。それでも、公園管理課まで置いて、職員を置いてまでやるようなことないよと。それこそシルバーだとか、民間だとかにしてやってもらったほうが安くつきやせんかと。だから、一元化を図る。それから、その管理の体制を考える。そういうことだって検討課題ですよ。

これは、前の公園管理課ができたときに、私は大反対した一人でありますので、今でも申し上げますけれども、必要ない。公園管理課をつくること自体が必要ない、全体でやればいいと、全体の人がやる。逆に、シルバーの人、それから自分たちの地域で預かっておる公園は周辺の住民の皆さん方がボランティアでやる、管理もしてくださると、たくさんあるわけ。なぜそこをしないか何だかというときはいろんな、町は町長のそのときの考え方があって、いろんな人事構成や何やらで、とってくっつけたようなことをやるのが好きでありますので、本当に効率よくなっておるのかどうか、なくなってもできるのかどうなのか、あったほうがいいのかどうなのか、一元化ができるのか、できんのか、その辺については一つの大きな課題だと思っておりますが、そのことについて監査委員さんからのご意見もいただいております。それについて、どんなお答えがいただけるのかなと。

次に、先ほども山田議員から出ておりましたけれども、職員の皆さん方の賃金問題どうのこうのということ、総枠ほとんどならしてきておるわけですね。18年、19年、20年度ほとんど変わっていません。それで、人数は若干減っておりますけれども、年功序列型賃金でございますので、当然上がっていくわけですね。それで、今の60ぐらいの定年間際の人、入ったときどうだったのと、それは民間より安かったのかどうかとかね。私たちが議員20何年になったときは、初任給、公務員の人18歳の人安くてね。ようおめえさんらはニツセンに入っておる初任給の半分で働いておるなど、よく言ったもんですわ。そういうときもあってね。

それで、民間のほうは、だんだんだんだんと年をとると同時に減るような方向に賃金形態が変わっている。公務員のほうは、ずうっと直線45度なら45度の角度をずうっと上がって行って、多少人事院勧告などで修正はされてきておりますけれども、それは人事院勧告等々に基づいて下げられたり、いろいろされております。

それはそれとしながら、今の適正な人間であるのかどうか。そのことにはまだ触れていませんが、監査委員さんの指摘として、時間外労働のことをおっしゃっている。定時に終わって、みんな帰ってちょうだいと。しかし、万やむを得ず残らならん人は残ればいい。そこで、これは私は資料を請求しておきますけれども、残業のつく方で1カ月、一番時間外が多いのは何時間なんだろうかな、何人ぐらいおるのかなと。各課ではどうなのか。この辺はひとつメスを入れておかないと、今よく言われる、大変だったと思えますけれども、いつ来てもあ

そこは電気つけて二、三人ござるよと。あそこへ行くと、またござるよ、ご苦労だねと言ってくれる人もおる。中には、何やってござるかなと思う人もおるわけ。だから、これは現実的にはこういう仕事でやむを得ないというのか。

いや、残業というのは、私も民間においてよく知っていますが、間に合うとか間に合わんは別にして、時間をあんまり苦しん人があるんですよ。いつまでもおっても文句言うわけやなしね。その人を役職につけて、残業つかんようにしたことがあったんですけども、それでもやっぱりおるわけ。やっぱり、それは個々の個性というのは本当にあるものですから、もう帰らせにやしようがない。帰れと言っても帰らず、土曜日休みでも出てきてやると、日曜日もやっている。それで、組合の中では残業規制があって、日曜やなんかは全部許可制、労働組合の許可制でやったことある。それで、労働組合員であって、組合員をね、残業30時間以上やると罰金ですというようなこともやる。それでも隠れているけれども、ただでも働こうという人もおる。

だから、一概には申し上げられませんが、そういう残業は一体どうなっておるんですか。一覧表かなんかがあって、私が行ったときに、どここの総務のAさん、Bさんはよくどこから耳に入りますがどうですかと言われたとき、その人はこうこうですと。どここのだれだれさんと言ったとき、「はい」という、わかるような書類があって、管理体制はしっかりしておみえなんではしょうか。これ指摘をされたことでございますので、ぜひ、まず監査委員さんの指摘事項について、それについてどういう考え方で、今後どうしようとしておるのか、21年度の予算、それから所信表明等々にどう出ているんだろうかなということが第1点目の総括的な質問であります。

2点目には、この予算を組んだときの所信表明があるわけですね。町長が出されました所信表明について、振り返ってみたときに、所信表明と照らし合わせて、十二分なお仕事が出来たのかな。これは問題があったなというような箇所だとか点だとか、特に国からの国庫支出金というのはえらく絞られまして、予算がつかん場合にやめる、これもだめ、これもだめ言っておいたらあかんというようなこともあって、思うようにいかなんかこともおありだろうと思いますけれども、その1年振り返って、所信表明、予算を組んだときに比べてみて、これは思わぬところでまずかったな、お金が来んで断念したなだとか、逆にそうでないものもあるわけですね。消防自動車、はしご車の購入の問題でもそうでしょうしね。だから、どうなのかというのが2点目であります。

それから、3点目は、町の進めております行政改革の問題点について申し上げて、ちょっとお尋ねしておきますけれども、まず第1点、今年度の夏まつりの問題。

夏まつりについて、今までと全く違う形でやって、クローバーテレビでちょいちょいやっていますけれども、どうであったのかなと、全く趣旨が違う中で幾ら使ったのかなと。だから、これは決算、きょう、後で書類で、ことしの夏まつりと去年の夏まつりの決算報告があ

るなら、資料としてまず出してもらいたい。そして、去年に比べて、ことしの参加人員は一体どうであったのかなと、これが第1点目。

それから2つ目、いつも問題になっております社会福祉協議会、社会福祉協議会の会長さん横滑りで前町長さん佐藤さんがずっとお座りになっておって、やめや、やめや言うのに、なかなかやめなかったんですが、今度はライオンズクラブの会長さんですか、またお行きになられたようですが、社会福祉協議会の決算内容について、その中で、一たん送っていただいたのを見ますと、1億円近い積立金があるように思われるわけでありましてけれども、社会福祉協議会と蟹江町政との関係、あの会計内容を見て、まだこれからもこれからも義務的業務経費としてどんどん上げる。向こうは向こうで、残った金は、会館建てるで、いざという困るでということで、たしか1億円ぐらいおためになったと思いますが、その経緯について、社会福祉協議会の予算・決算について、あわせて町がこれからもどういう形でかわり合っていくのか、そのような予算をまだこれからもお組みになっていくのかどうなのかと思いますので、これは科目のときに質問させていただきますので、これも資料を、1番、2番ですね。

それから、3番は、観光協会の事業と予算・決算、これもそろえていただきたい、そのときに出します。それはなぜかということ、いみじくも今のまちの駅ですか、私は無駄の駅だと思っていますが、あの子の運営管理に町の金を一般財源でなしに、いみじくも河瀬部長が言いましたけれども、観光開発のほうの事務委託みたいな言い方をした。違っておたら、間違いでいいですけどね。そうすると、観光開発の予算は700万円はそこへ大体900万円近く出ておりますが、一般財源ですよ。それで、会員の皆さんたちは、50万円から60万円ぐらいは会員のような気がします。それを精査していくと、ほとんどが町税ですわ。一たんそこへ流し込んだら、町長が会長であります、何となく町の一般財源から出さずに、そっちの協会から出しておるでいいような気がするわけですが、何となくね。じゃあ、協会からいくと、この金、この電気代、このネオンサイン、どんどんお使いになったのは、余り我々はですね、そのままいっちゃっておるもんですから、余り言っていないが、そこら辺にも財源的な問題、いいのか悪いのか、メスを入れにやいかんと、こう思っていますので、それもお願いしたい。

それから、4点目は、これも問題になっておりました例の駅ですね。まちの駅をつくりまして、本町へ去年つくりまして、この予算、決算にも載っておりますけれども、まちづくり推進事業ですね。それに対する県から来ておる要綱だとか規約があると思うんですよね。それも見させていただいて、今後、町が進められるまちの駅4カ所、中央駅を入れて5カ所、それが県の補助金規定の中で、これは何年、これなんかはできるのかどうなのかという思いがあって、それも質問をそのときにさせていただきますので、ぜひ資料をそろえておいてもらいたいと。

それから、5点目には、昨年の決算等々でも申し上げましたが、行政改革の中で、私はいつも指摘しておりますのが、本町の火葬場の問題であります。火葬場の問題が本町と舟入にあります。その火葬場そのものが、本町の火葬場はあのままいいんだろうかと、使えるんだろうか。何かあったときにどうされるのと、舟入はノーとおっしゃる。だから、同じ町内のことでありますし、できた歴史やいろんなことがおありでしょうけれども、一本化するために、上田課長にも去年質問したときには、何々委員会をつくって、地元とも話をしてどうのこうのという報告でありますけれども、見通しはどうか、いいの。

年間2,000万円近くもかかって、それで1体焼いて幾ら、だったらもっとお金出してよそで、今、祖父江でもありますし、弥富でもある、いっぱいあるですね。でも、本町じゃないと嫌だ、嫌だとおっしゃられると困るわけですが、その辺はよく話をして、本町の火葬場は閉鎖、そして舟入に一本化。舟入の地域の人が嫌だと言ったら、嫌だといったって何とかご理解をいただくと、財政上の問題やなんかでご理解いただこうと、どうしたらご理解いただけるか。搬入路がいかんと。じゃ、搬入をこっちに変えたらどうでしょうかとご提案を申し上げながら、それはやっぱりよく住民と話し合っ、いつまでたっても解決しないということ自体がいかかなものかと。大事なことでございますので、これはまたこのときに経過ですね、どういようにお話し合いをして、覚書に基づいて反対の人たちの意見はどう、こちらの町の考え方はどうだったという経過をですね、いま一度書いて出しておいていただきたいと、こういように思います。

これは、総括的な質問としては3点でございまして、細かい点につきましては、今ある程度答弁できればいいんですが、資料を出さしてからの方が、もう少し細かくご質問をした方がいいかと思っておりますので、まず、町長なのか、どなたかわかりませんが、監査委員さんが指摘された問題については、どのような形で取り組んで解決しようと思っておる。それで、町長は、所信表明のときにおっしゃったものと比べてこの決算の内容については、自分は100%、120%自信を持って、よくやれたというのか、これとこれとは問題があって、残念だけれども次回へ申し送ったとか、もうやめちゃったというのか。それから、3点目には、行政改革等々でうたわれている諸問題についての問題点を項目を挙げていって、常に問題になる問題はどうか解決を今後図っていったらいいのかといういようなことでございまして、ちょっと長くなりましたが、ひとつご答弁をいただきたいと思っております。

町長 横江淳一君

演説になると言われますので、余り長いとちょっと嫌われますから、ただ、たくさんのご質問をいただきまして、すみません、行革の問題点につきましては資料を提示させていただき、その都度、歳出でご説明をさせていただくということでご勘弁をいただければありがたいと思っております。

まず、1つ目であります決算及び平野監査委員からの指摘はどうかという、これはも

う本当に真摯に受けとめさせていただかなければならない問題だと思っております。真摯という言葉は、大変使い勝手がいい言葉だって私も思っております。やはり、本当に再度これ原点に立ち返って、収納率の問題については、毎年同じことを私はここで皆様方にご説明を差し上げております。再度申しわけなく思っております。改めておわびを申し上げ、この改革につきましては、我々職員一同一丸となって、当然やっていくべきものでございます。そういう意味で、鉄槌がくだったというふうに私も思っておりますので、これも強く心に受けとめさせていただきました。収納率の問題、不納欠損の問題も含めてであります。

このことにつきまして、また一つ一つ言っておりますと大変時間がかかりますが、とにかくこのようなことのないように。昭和56年から実はずっと引きずっておる問題があったということ自身が大変問題があったのかな。しかしながら、今現在、町政を担当しております私といたしましても、全責任があるというふうに感じております。このようなことの絶対ないように、きちっと精査をさせていただきたい。これは、決算に対する監査委員に対するお答えに対する答弁だというふうにご理解をいただくとありがたいと思っております。

あと、公園管理の問題であります。このことにつきまして、行政改革集中改革プランの中というわけじゃありません。これは、マネジャー会議の中でも、一元化にできるものは一元化にし、議員ご指摘いただいたような、公園管理課につきましてはもう廃止をいたしました。公園管理係ということでいろいろやらせていただいたわけでありましてけれども、どうしても16の都市公園と30以上の児童公園・児童遊園、そしていろんな公園を管理するに当たって、これはもう一元化が一番ふさわしい、こんなことを思っておりますので、決してその歩みをとめたわけでありませぬので、今現在もこれ、2つの児童遊園と、それから産業会館の横にあります中央児童館につきましては都市計画のほうに移管をいたしました。このことにつきましては一元化、これはもう必ず近々のうちにいきたいなど、これは思っておりますので、もうしばらくお時間をいただくとありがたいと思っております。

あと、職員のランニングコストの問題であります。特に、時間外労働につきましては、まさに議員ご指摘いただきましたように、私も企業にありました。36時間協定があったということも十分聞いております。サービス残業の有無についても、いろいろ今問題があるわけでありましてけれども、本当に時間を割いて調整をしなければならない事項というのは必ずあります。しかしながら、このことについてしっかりと、昨年来、職員とともに幹部職員とともに、一生懸命これもやっております。ただ、実はシステムの変更等々につきまして、20年度はいろいろちょっと問題があったことも事実でありますし、21年度も若干これも残っております。このことにつきましてもう一度、職員の時間外のことにつきましてはきちっと対応させていただきたいというふうに思っております。

あと、所信表明との考え方であります。平成20年度、私が所信を述べさせていただき、十二分に成果が出たとは、まだ実は考えておりませぬ。4年間を振り返りまして、集大成をと

思ったんでありますが、大変私自身が若輩のこともありました。浅学非才もありました。議員の皆様方にご協力を十分いただいておりますにもかかわらず、進めていけないことも十分ございました。それについては絶えず反省をいたしておりますが、しかしながら、一つだけ、特に耐震の問題については前倒しができ、皆様にご報告をさせていただき平成23年度までには、公共施設すべてのものが終わるという成果を上げさせていただけるのがこの20年度だったような気がいたします。ただし、歳入歳出の問題、それから収納率の問題につきましては、依然と課題が残ったままであります。そのことにつきましては深く反省をいたしておりますし、このことに21年度につきましてはさらなる進化を遂げるべく、職員と一丸となって皆様方にお示しをしたい、こんなことを思っております。

あと、行革の問題につきましては、冒頭申し上げましたとおり、資料をご提出を差し上げ、歳出のところで話をさせていただけるとありがたいというふうに思っておりますけれども、ただただ一つ一つとらえますと、まだ不十分なことが十分あるというのは承知おきをいたしております。今後、しっかりと検討して前向きに進んでいきたい、こんなことを思っております。

以上です。

議長 大原龍彦君

菊地議員より資料請求がありました。歳出までにできますか。

(発言する声あり)

出していただくように、ひとつお願いします。

(発言する声あり)

暫時休憩といたします。

(午前10時30分)

議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時49分)

議長 大原龍彦君

では、松岡事務局長より訂正のおわびをします。よろしくお願いします。

議会事務局長 松岡英雄君

それでは失礼します。

先ほど、冒頭にいろいろ問題になりましたタウンミーティングについてでございます。

皆さん議員さんのほうには、大変申しわけございませんけれども、氏名、個人名が入ったものが配付されていると思います。これにつきましては、個人情報関係になってまいりますので、申しわけございません、名前を消したものと差しかえをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。なお、最初にお配りしましたものについては、後ほど事務局

のほうへ回収のほどさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

大変申しわけございません。私のミスでございますので、陳謝申し上げます。よろしくお
願いいたします。

議長 大原龍彦君

では、質疑に入ります。

10番 菊地 久君

20年度の所信表明で、町長は可もなく不可もなくというような、大ざっぱな答弁でござい
ましたが、特にこのね、これからも引き続いて問題というか、よくなるか、悪くなるかわか
りませんけれども、項目のときに申し上げますので、これもひとつ答弁を考えていただければ
結構でございますが、1つは、常設の資源ごみ置き場の新設ということで、源才のラーメン
屋の隣へ三角地点、町の土地でありますけれども、置かれたわけであります。そして、今後
の問題についてでも、ああいう場所をですね、体制をつくってやっていきたいという一つの
大きな目玉になるのか、目玉にならないかわかりませんが、そういう一定の1カ所で
終わりという話じゃないんです、あれはね。次からもどうだと言っておられるけれども、今
年度、何もこれも触れられておりませんもんですから、あれはよかったのか、悪かったのか
なという点について、これは項目のときにももう一遍質問させていただきますことと。

2つ目に、粗大ごみの各戸の収集ですね。変わられましたように、電話1本で来てくださ
ると、非常によろしかったのか、問題があったのかな。聞いておる範囲では、来ていただけ
るでありがたいなという声を聞いておりますが、一方では別の声もあるかもしれませんので、
そういうような点についてはどうなのか。

それから、3つ目には、マイバシの問題もあるわけですね。推進という形で大きくうたわ
れておるもんですから、これについてどのような評価をされておられるのかという点につい
て、一遍お答えをできるようにしておいてもらいたいということもあるわけです。その場で
言ってもなかなかあれでございますので。

それと、次には、南部の消防署を閉鎖しちゃったんですね。だから、あれの使い道の問題
などが、あそこの分団との併用で使えないのか、あのまま置いておいていいんでしょうかと、
ほかに何かいいもんないかというようなことが意見として出されておるわけですが、
町の財産でございますので、そのものについてはその後どのような形で、どのような
にされていたのかなということでもあります。

それから、後でまた、先ほど言いましたけれども、まちの駅の問題であります。平成20
年度は町の玄関口であり、近鉄蟹江駅から北へ向かう蟹江一番街通りの活性化を図るため、
商工会と連携して新たな取り組みを行ったということは一回目あるわけですね。それが引き
続いてきておりますので、この点についてでも答弁ができるように、先にやっておいていた
だきたいと。

(発言する声あり)

いや、今言ってもらってもいいですよ。今言ってもらってもいいですけども。いや、あんなこと言うで。

というようなポイントを、その款、項目のとき、決算の支出なら支出のときに言いますので、必要書類を出したほうがいいのかどうかとか、答弁できるかどうかとかね。答弁拒否されるといかんもんですから、その辺のところも十二分に腹に入れておいてもらえるとありがたいと。

それで、このことについて総体的でございますが、先ほど町長おっしゃったけれども、どうなんでしょうねということで、ありましたら、全体的にどうでしたかと。評価なり、考え方がおありでしたらということでございます。

町長 横江淳一君

本当に行政全般のご指摘でありますので、非常に一つ一つ歳出のときにお答えを実はさせていただきます。

20年度の所信表明、先ほど言いましたように、可もなく不可もなく、非常に便利な言葉なんですけれども、一生懸命やったつもりではありますけれども、自分の1期目の集大成としてどうだったかなという反省の上には多分立っておるつもりであります。2期目のスタートをさせていただく分にも、菊地議員にもいろいろプライベートにもお話をさせていただいたことがありますけれども、やはりこれから先を見据えて、いろんな問題が蟹江町に降ってくると思っています。ですから、20年度に政策として打ち出したんですけれども、まだまだ十分町民に知れ渡っていない、ひょっとしたらこれは違う施策になるかもわからないところまで、世の中の変わりというのは十年一昔だと言われた時代から、今はもう三年一昔と言われるぐらいサイクルが早うございますので、そのときに考えたことがもう既に古い施策になっている場合も十分あるというふうに考えております。

そういう意味で、21年度に向けては、また新たな所信表明を出させていただいたわけですが、20年度につきましてはおおむね良好に進んだのではないかと。問題がなかったわけではありません。もう一度それもしっかりと思い起こしながら、それぞれの部門でご答弁をさせていただくつもりでありますので、どうぞよろしく申し上げます。

議長 大原龍彦君

他に質疑はないようですので、総括を終わります。

続いて、歳入について、16ページから41ページまで、一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

総括で質問するとよかったですと思いますが、たまたま私準備の関係で歳入に入れましたので、

ここで質問させていただくわけではありますが、先ほど山田議員からも出されました、20年度から適応措置がされました自治体財政健全化法に基づく4指標の問題ですね。ちょっとここで監査委員さんの意見をちょこっとだけ聞かせておいていただくとありがたいわけではありますが、特に私は、実質公債費比率と将来負担比率についてですね。下水道の将来の負担増との関係で、監査委員さん、どういうご意見を持っていられるか、承りたいと思うんです。これが第1点であります。

第2点は、21年度からの道路特定財源の一般財源化について、20年度の当初予算で随分論議をいたしたと思うんです。地方自治体側からすれば、一般財源化はもちろんしてもらうのはありがたいし、数字もできればふやしてもらいたい、そういうことに非常に強い関心を持っておったというふうに思うものですから私は当時聞いたわけではありますが、それで、これまで道路特定財源だった関係諸税の内容は変わらなかったようですね。

地方税、地方譲与税の配分にも変化はなかったように思うんですけれども、ただ、蟹江町は若干の変化があるので、実際大まかにいってそんなにはない、600億円くらいかなにかですね。これらの諸費が一般財源化されたということだけかということですね。ほかに特典というか、地方自治体にとってよかった経緯はないかどうか、ちょっと聞いておきたいわけがあります。

問題は、地方自治体側の関心なんですけれども、道路特定財源のうち、財源諸税のうちですね、国税部分から地方に配分されていた交付金と補助金はどう変化したかということですね。それも興味があったところなんですけれども、増減はほんの少しあったようなんですけれども、基本的には確保されたというふうに私も思っているわけではありますが、ただ、それぞれの自治体によっては変化があるのではないかというふうに思いますので、これは21年度の今日までの推移を見てみるとわからんものですから、承っておきたいわけがありますけれども、どんなふうになっているんでしょうか。

さらにつけ加えますと、道路特定財源の国税部分を財源にしてきた地方道路整備臨時交付金というのがありましたですね、今まで。これは、19年度になりますか には6,800億円だったというふうに、これは国全体ですけれども、これが実は地域活力基盤創造交付金というふうに変化したようですね。この地域活力基盤創造交付金がどういうものかですね。これ、一般財源化ということであって、全体としては変化しないそうなので、一般財源化でいいのかどうなのか、用途が決められているのかどうなのか、ちょっと承りたいわけではありますが、蟹江町に具体的に来ているのかどうなのか、承りたいわけがあります。

国から地方への道路整備補助金は、8年度、つまり19年度ですけれども、約5,600億円で、これが9年度では3,600億円に減っております。しかし、合計で見ますと、20年度約1兆2,400億円になって、9年度、つまり21年度は1兆3,000億円になっておって、約600億円増額になっておるわけがあります。それらの推移を見てみますと、蟹江町も多少多くなってきた

ているのではないかなというふうに思うわけでありましてけれども、一般財源化してもらって、しかも多く来るということは、蟹江町の財政にとって大変いいことではないかなというふうに思うわけでありまして、その辺についてちょっと聞いておきたいわけでありまして。

それで、国の収入や、あるいは町民税を含む自主財源とのかかわりで、財政を分析する上では自主財源の比率というのを見ていくことは非常に重要だというふうに私は思うんですね。蟹江町は、おかげさまで自主財源が多い町だと私は思うんです。

先ほど山田議員が言っておりました、例えば実質単年度収支が赤字じゃないかということが言われておったんですけれども、これはですね、例えば20年度では蟹江町体育館がありましたですかね。21年度は給食センターがありますかね。こういう大きな公共事業をやれば当然、単年度実質赤字になるのは当たり前のお話であって、そういう見方じゃなくて、やっぱり4つの指標というのは、これは実は前向きでつくられたわけじゃないんですけどね。地方自治体を、こういう制度をつくって縛る方向でつくられたものなんですけれども、しかし、いずれにしろ財政分析の指標にはなるわけで、私はやっぱり将来実質負担比率ですね、将来的な。これはやっぱりかなり重要な意味を持つものだというふうに思いますので、ぜひ監査委員さんのご意見を承りたいと思うわけでありまして。すみません。

代表監査委員 平野正雄君

経営健全化審査意見の中で、資金不足比率等の話でございます。ここにもありますように、指標の算出方法につきましては、意見書の中ほどのほうにございます。営業収益等が開始してまいりますと、受益者負担の土地の所有者に対して、ほぼ1平米300円だったですか、お金をという話になってまいります。来年供用開始になってきたときに、そこら辺のいわゆる収納状況、皆さんが負担されるお金というのはスムーズに入金されるのか、それは私のところは関係ないので入れませんか、そういう町の方針に相反する方も中には見えるかと思うんです。ただ、営業収益の中のこの辺がどの程度の皆さんが供用開始に参じられるか、これはちょっと今のところ不透明で、よくわからない。100%それが完了されたときには、それ相応の資金は充足してくると思うんですけれども、今のところではちょっと計算が不確定と私は思います。

したがって、今のところでは、資金不足というのは今見当たらないということでございますけれども、供用開始以後ちょっと不透明な形だということしかお答えができませんので、よろしく願いいたします。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

道路特定財源のお話が出てまいりました。大変、国のほうとのかかわりで、私のほうで影響しておるのはどれぐらいかというところしか私のほうはお答えができないんですけれども、実際に直接関係がありますのが譲与税でございますので、その譲与税のお話をさせていただきますと、自動車重量譲与税と地方道路譲与税と、この2本がございます。これは、20年度

と19年度を比較いたしますと、20年度は実は452万6,000円の減収になってございます。こちらのほうで動きは確かにございました。

ただ、これに関しましては補てんの交付金がございます、自動車取得税からの交付金と、それから自動車譲与税の補てん交付金というようなことで、交付金が2本ございました。この関係をやりますと、マイナスでは72万2,000円という差引額での影響が実は出ております。

また、先ほどまちづくりの交付金に関係するというふうに話したわけですが、そちらにつきましては3,000万円ほど来ておりますので、当初の対応と同じように、ここには大きな影響はなかったという見方を私はさせていただいております。

それから、地域の活力基盤創造交付金というような大きなものがあるということですが、こちらについて直接私どものほうでそれを受けてというような事業項目はなかったというふうに私のほうは認識しておりますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

7番 小原喜一郎君

地域活力基盤創造交付金というのは額が大きいので、影響がないことはないんだけど、呼称が違った形で来ているのかどうなのかなということをおもうんですけども、これは後でもいいですから、ちょっと調べて聞かせていただけないでしょうか。

それからもう一つは、やっぱり一般財源化とのかかわりで、国から今まで来ておりました地方道路整備臨時交付金ですね。それともう一つは、補助金ですね。補助金と交付金と分かれて来ておったようですが、こここのところの変化はないんでしょうか。つまり、これからの財政、これはもう毎年あるものでございますので、蟹江町の財政を見ていく上で、これがどうなってくるのかということは極めて大事なことで、しかも一般財源として使えますので、その辺のところをちょっと聞かせていただけないでしょうか。つまり、道路整備の国庫補助金、あるいは交付金ですね、等の変化はどうなんでしょうか。

産業建設部長 河瀬広幸君

お答えをいたします。

地方道路整備臨時交付金のお話でございますが、20年度につきましては、橋梁の耐震補強整備事業ということで、旭橋とそれから中瀬北橋、これに地方道路整備臨時交付金の2,090万円を投入して実施をしております。ただ、先ほど小原議員おっしゃるように、地方道路整備臨時交付金は20年度で終了しております。その後、その活力の創造基金もございますが、これは該当事業ではありませんので、これから我々としましては、橋梁耐震については橋梁の耐震度の優先順位を少し精査をしまして、事業規模を縮小しながら、21年度からは単独事業ということでやっていくというふうに考えております。

以上でございます。

7番 小原喜一郎君

そうすると、活力基盤創造交付金というのは、申請によって得られる内容のものなんでしょうかね。つまり、蟹江なら蟹江町が何やの整備をやりたいことで申請する、それに充てられるものなのか、決まって来るものではないというふうに判断したほうがいいのかということですね。それが1つであります。

それから、監査委員さん、私はできればですね。つまり、加入分担金や使用料ですね、これの収入の度合いによって将来負担比率の関係が大きく変化するのではないかなというふうに思うんですけども、最低限、加入率でいえば何%くらい以上がというような一定の指標といたしますか、それまで加入率を引き上げないと財政的には大変ですよという、こういうことに……

議長 大原龍彦君

小原議員、下水の問題、監査委員の話ではないということで、まだ……

7番 小原喜一郎君

つまり、4つの指標の問題ですよ。つまり、将来負担比率と下水道とのかかわりでどうなるのかなという心配がありますので聞いているんですよ。いけないんですか。だから、その点でいえば、加入率を最低限どのくらいまで、これは当局がどう見ているか答弁していただいてもいいんですけども、一定の加入率を上げないといかなんということをも私も思いとしてあるので、それで伺っておくわけでありまして、将来的な財政上の問題ですよ。

(発言する声あり)

議長 大原龍彦君

加入率の問題は監査委員さんにはわかりませんので……

7番 小原喜一郎君

それなら、当局でもいいですよ。

産業建設部長 河瀬広幸君

今の質問はあれですね、公債費の将来の負担比率、これが下水道事業をやることによって起債を借りますですね。

(「ある程度同じになるわけだ」の声あり)

ええ、それがどういう影響するかということでございますね。これは当然、下水道事業をやりますと、252億の予算がありますので、起債も相当な額になります。それで、一般の起債と、それから我々は特別会計の起債も含めまして、当然この比率に影響が出るとは思います。その辺の状況は今後、今おっしゃった加入率、それも含めて財源を確保しながら、できるだけ起債比率のほうへの負担をかけないような財政運営というか、下水道事業運営をやりたいことを考えておりますので、よろしく願いいたします。

8番 中村英子君

8番 中村です。

毎回毎回これも問題になっておりますし、先ほども菊地議員のほうからご意見ありましたけれども、収納率についてのお話でございますが、議会の議員のほうからは、10億近いそのお金が入っていないことに対して、大きな問題としてとらえているということでありまして、議会の中でも滞納対策特別委員会ということで今、随時その中で検討を始めているところなんですけれども、滞納対策について、過去もうどんどん、毎年毎年収納率がアップするどころか、低下をしてきておりましてですね。結果として、何ら上昇していないということでもあります。

そして、ことしになりまして、これについて2名の臨時職員を充てるというようなお話がありましたけれども、私は、この10億円もの膨大な金額に対して、町が本当に問題視しているんだろうか、どうだろうかという疑問を持つわけですけれども。といいますのは、従来どおりのやり方で、従来どおりのとらえ方で、この問題を精神論だけでやろうとしても絶対に解決できない、0.1%も収納率を上げることは私はできないと思うんですね。

私たちのとらえ方としますと、当局は滞納対策本部というようなものさえつくって取り組むような大きな問題だというふうに私は思っているんですが、その辺のところの対策の具体性というのはほとんど見えていないんですね、臨時職員を2名雇うということ以外には、少しその取り組みの姿勢ということが私は問題ではないかと思うんですが、従来と違う方法で、これこれこういうことを具体的に滞納対策としてやると、臨時職員2名以外の話ですよ。臨時職員2名ふやせばいいという話なのかどうかわかりませんが、滞納対策に対する考え方には非常に甘いものがあるというふうに思っておりますので、それについて具体的に今回監査委員からも指摘を受け、これだけ議会からの話もある中で、従来どおりのやり方で、税務課とそれから収納課にお任せして、精神論でやれ、やれということなのかどうか、その辺についての少し心構えなり、やり方についてお伺いしたいと思います。

町長 横江淳一君

再三再四、大変皆様方にご心配をおかけをいたしております収納率の問題でございます。何度も申し上げております。町長に就任して以来、この収納率は本当に目を見張るような状況で上がればいいんですが、どんどんどんどん坂道を転げるようにして低下してまいりました。そのことにつきましては、重ねておわびを申し上げる次第であります。

今回、臨時職員を2名入れて、何の対策もとっていないんじゃないかと言われても仕方がない状況であります。決してそうではない、しかしながら、結論がこういう状況であります。滞納対策特別委員会でもるご指摘をいただいておりますことは、十分承知をいたしております。

昨年度も、このことにつきましてマネジャー会議を何度も行いました。担当ともしっかりお話をさせていただき、職員の配置の問題、職員の能力の問題、これは税務課だけではございません。ほかの課もすべて共通な問題としてのしかかってくるわけでありまして、特に早

急に解決をしなければならぬ、いわゆる現年度分の徴収、そして過年度分の徴収、この徴収の負担割合、これをどうするかということにつきましては、昨年度、一昨年度からも、実は人の問題もいろいろやっけてまいりました。しかしながら、何度も言いますように、結論はこういう状況でありました。何も言いわけを申し上げるすべは一つもございません。

ただ、手をこまねているわけではありません。そういう意味で、例えば収納率のあり方はどうだ。今、既に一昨年来あたりから、過年度の収納につきましては非常に効率が実は上がっております。これも数字でお示しするデータは十分ございます。しかしながら、現年度分の徴収がすぐに過年度分としていってしまうという、こういうシステム自身がいかかということにつきましても、今年度、昨年度もるる検討をしましてまいりました。最終的には人の不足ということになるかもわかりませんが、今現在、今の状態で例えば民税、固定もそうでありますけれども、それぞれの分担箇所をローテーションを組んでやっていた時期もあったわけでありまして、しかし、これは部署のマネジャーに任せておるわけでありまして、来年度につきましては、もうこれは抜本的に徴収の方法を考えていかなければならぬ、その措置も今実は検討中でありまして、検討中であるというのか、来年度に向けてはこれをきちっと刷新をさせていただき、スタートをさせていただくべく今、調整を整えておるわけでありまして。

ただ、今現在、本来ですと5年間で不納欠損処分をするものにつきましてはの精査を収納課ですうっとやっているわけでありまして、せつかくいただけるもの、民間でいえば売掛金をゼロにするみたいなものであります。すべて売り上げて、これは本来ですとお金になっていないきゃならない売上金を、売り掛け掛金を、これをすべてゼロにするという大変もったいない状況であります。これにつきましては、現年度分をいかに過年度にしないかという対策を十二分にもやっていく必要があるというふうに私は思っております。

そういう意味で、とりあえず2人分の職員、臨時職員を認めていただき、ここの中でしっかりと、この一、二カ月うちに精査をし、来年度の人の採用も含めて、税務課の根本的な考え方をきちっと改めましてお示しをさせていただきたい、こんなことを今思っておりますので、決して今までどおりのやり方をこのままやるということではございません。大変申しわけなく思っておりますが、必ずやお示しをさせていただきたいと思っております。本当に申しわけございません。

8番 中村英子君

町長の今のご決意と気持ちはわかるんですけども、2人の臨時職員を雇って収納率がアップするかといえば、なかなかそんな簡単なことではないと、だれもが思っていると思うんですね。町長も、来年度に向けてやりたいというお話ですけども、10億円もの未収ということは、本当に町の中に見える形で対策本部をですね、副町長を初め、事務方のトップになって、そして滞納対策本部ぐらいのものをきちんと設置して、見える形で。内部で幾ら検討

しています、検討していますと言われても、具体的な取り組みもわかりませんし、そして一番の問題は、どこにどういう問題があって収納率が上がらないのかなという分析というか、中身の精査ということがほとんどやられていないように感じられるんですよね。先ほども言いましたように、精神論ではこれは上がりません。

ですから、今、私たちも滞納対策特別委員会のほうでは、じゃあ具体的な作業の中で、どこにどういう問題があるのかということまでちょっと突っ込んでやっていこうみたいな話になりつつありますけれども、そういった具体的な中身の問題点の分析ということまで、私は日常の業務に追われてやれていないんじゃないかと思うんですよね。ですから、やっぱり副町長なり何なりが本部長になるような形で、町全体で取り組みますと、必要とあれば担当課以外のところでも、取り立てという言い方はおかしいんですけども、戸別訪問にも当たりますよ、集中的にはですね。そういった全庁的な取り組みをしない限り、結果として何にもアップというのは出てこないというふうに私は思いますので、気持ちや精神論はわかりますけれども、もう少し内容的な分析、そして問題点の把握、どこかを本部長にしながらやっていくということを進めていくべきではないかと。

町長の気持ちはわかりますけれども、形としてそれが出てこないことには成果は上がらないと思います。あくまでも結果なんですね、行政というのは。結果がどうなんだということの評価されますので、ぜひともその辺のところはもう一度仕切り直しをして、単に精神論ではなく、内容の分析を含めた取り組みが求められているというふうに思いますので、その点についてきちんと副町長なりを中心にしてやってもらいたいと思いますけれども、どうでしょうかね、その点につきましては。

町長 横江淳一君

本当にまさにおっしゃるとおりであります。何も申し上げはございません。今、議員各位に言われております滞納対策特別委員会の議員の皆様方にも大変ご心配をおかけをし、いろんな叱咤激励をいただいておりますことも十分承知おきをいたしております。

今、中村議員からご指摘をいただきましたこのことにつきましては、きちっとした対策を立てさせていただき、近々にそのような組織を立ち上げることも含めて、これも結果として皆様方にお示しをしたい、こんなことを思っておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

6番 林 英子君

21ページの保育所運営費保護者負担のところでお聞きしたいんですけども、これ19年度決算よりも1,017万9,160円ふえております。これは、保育料が大幅に値上がりしたからだというふうに私は思います。ここに、うちへ悩みを聞いてくださいということでアンケートが来ておりますので、2つほど、短い文ですので読みます。

「保育所の保育料が2年連続で値上がりし、大変苦しいです。幼稚園のほうが保育料は安

いのですが、働いているので、高くても保育所へ行かせています。保育料をもとに戻してください」。それで、もう一つは、「これからも先、もう一人産みたいけれども、保育料などが高いので不安です。せめてもう少し安くしてほしい」。そういう意見と、それからこの町がとりましたアンケートの報告書にも、「蟹江町は保育料が高いと思う。階層区分が1から9段に分かれているが、3歳児以上においては6から9が同じ徴収額であり、もう少し所得が少ない人に配慮してほしいと思う」。そういうのが、ここ調べてみますとたくさん寄せられています。

特に、昨年の暮れから倒産やリストラで、奥さんが働かなければ生活が成り立たないという叫びが聞こえてきております。暮らしとのかかわりで、来年の予算の中にこれから入っていくと思いますが、再度の値下げを考えていらっしゃるのかどうなのかということ、まず1つお聞きいたします。

そして、2つ目には、一時保育保護者負担金のところでは24万9,600円も減っております。一時保育の内容をこの場でお聞かせくだされば良いのと、もう一つはなぜ減ったのかについて、その2つの問題について、よろしく申し上げます。

議長 大原龍彦君

暫時休憩します。

(午前11時27分)

議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時30分)

福祉・児童課長 鈴木利彦君

まず、保育料の値上げの件でございますが、一応、今後といたしますか、来年度は値上げをする予定はございません。

あと、一時保育料の件ですが、20年度、入が下がっているということですが、年間の利用数が前年に比べてというか、前々年に比べて多少下がっているということで、一時保育を利用される方が19年度に比べると減ったということになります。

一時保育については、保護者の方がどこか、冠婚葬祭ですとか、そういったときに小さなお子さん、1歳以上ですが、そういった方を一時的に、どうしても連れていくことができないということがありますので、一時的な保育のために預けて、一時保育を利用することになりますので、たまたま入が減ったということは、利用される方が減ったということでございます。

以上です。

6番 林 英子君

私はこの保育問題について、本当に住民の今の生活の実態を知りたいなということでアン

ケートなどを出して、そういうのが返ってきて、この人たちの叫びが少しでも本当に値下げし、生活を守ることができればなというふうに思っているんですけども、その一方で、去年は1,000万円以上のお金が、ここに負担金に来ておりますので、たくさん皆さんからこれだけ集められたというふうに思うんです。ですから、こういう問題をみなさんしっかり受けとめられて、ここで決算でこういうことがわかったので、来年に向けて、どうしても値下げをしてほしいという皆さんの声を聞いて、考えていただきたいということで、この決算を見た中での要望です。

以上です。

8番 中村英子君

すみませんね。ちょっと滞納の続きで、最後に一言申し上げておきたいんですけども、私としては、同じ議論の蒸し返しというのをしょっちゅうやる気というのは全くありませんので、きちんとした数字とそれに伴う責任ということを考えてやっていただきたいと思うんですね。

それで、町長の意欲はわかりましたけれども、収納率の目標をつくれたとか、必要だとかという意見は出ていましたけれども、それが難しいとするなら、この20年度の収納率よりも、また来年これがさらに下がるというようなことになった場合ですね。そしたら、これは、やっぱり責任をとってもらわなきゃいけないと思うんですよ。それぐらいの気持ちじゃないといけません。ですから、これを、今を最低限にして上にアップしていくということは、それはもちろんのことですけども、ここから下がるというようなことになった場合、これだけ皆さんが一生懸命やります、やります、重要だと考えているとするならですね、その時点ではもう責任をとってもらわなきゃいけないと思いますよ。

ですから、そういう事態が.....

(発言する声あり)

ちょっと静かにしてください。そういう事態がやっぱり発生したときは、町長初め特別職の職員、みんな例えば10%カット、議会もそうですよ。議員もそうですけれども、全員もう10%ぐらいカットするとか、その責任をどうするかということを明確にしてから物事に取り組んでもらいたいと私は思います。これ以上の収納率が低下した場合は、今言いましたように、自分たちの身を切っても責任とりますと、そういうことのお言葉をいただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

町長 横江淳一君

再三申し上げておるとおり、大変申しわけなく思っております。決して精神論を語っているわけではありません。出处進退は、当然政治家でありますので、十分とらせていただく覚悟でございます。

ただ、これも言いわけ節になりますから余り言いたくはないんですが、一言だけ皆

様方にもお願いをしたいな。大変今、経済状況が混迷をいたしております。去年、おとしよりさらに今下がっている状況、しかしながら、来年度、再来年度に向けて今、一生懸命日本エンジンが活動を始めたところでありますし、我々もこの数字から必ず下がらないという自信のもとで一生懸命やらせていただきますが、何せ経済状況がどういう状況になるか、これからまだ不透明であります。国際競争の中で、日本が置かれている状況が急激に変化をすることがあるわけであります。

責任をとらないと言っているわけではありませんが、そういう状況も十分踏まえて、議員の皆さん方にもいろいろなお願いをすることがあるかも知れません。それも何とぞご加味を願ひまして、我々は当然責任を回避するつもりは全くございませんので、自分のことにつきましてはきちっと職員も含めて、それはやりたいと思っております。

以上です。

3番 山田邦夫君

収納率の問題です。

みんなが議論したからもういいと私は思えないんです。これまで、何年度かにわたって収納率のことを言ってきました。今回、収納率の特別委員会に入れてもらひまして、各町長以下、それから主要な方に出ていただいて、ここでも発言しております。ですけれども、もうこれ以上言う気がしないという発言を僕はしました。それは、幾ら言葉をたくさんしゃべってもらっても、何か絶望的な状態になっているんですね。

そこで、唯一どうしても、今、中村議員に似た分野がありますが、例えばこの実績報告書の15ページに収納率の問題が出ていますが、町税全体としては調定額が53億だ。そのうち、町民税と固定資産税で約50億です。この現年度分の収納率が97%です。1%上げると5,000万円です。5,000万円収納を努力すれば、1%上がるんです。そうすると、愛知県で中位へいきます。そういう目標をね、各委員の中でも設けるべきだということを言っておりますが、そういうことについて一度もだれも答えない。今、体制を整えるも言っておりますけれども、目標を設けていただきたい。現年度分をもう5,000万円、1%上げると、そのためにどうしたらいいかということ具体的にやってもらいたい。

これは、いろんなことを言ってきて、本当にもう言う気がしないとまで言っているわけですが、ほかの人はほかの人です。僕は思っております。そのことについて、今、責任を問われるところまで来ましたから、目標設定をして体制を整えて組み込むということについてどうお考えか、お尋ねします。

町長 横江淳一君

即座に今ちょっと頭が回転いたしませんで、大変申しわけございませんが、当然これ、目標がないことには、そこに対する活動意欲も生まれてこないわけであります。そのことも含めて、きちっと精査をさせていただきたいと思っております。もうしばらくお時間をいただ

けるとありがたいと思っております。そのことも含めてであります。お願いします。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

私の先ほどの質問で、答弁がされていないんですけれどもね。大事なことなんで、念を押しておきたいんですよ。

(発言する声あり)

いや、だから、答弁せよと言っているわけじゃないんだ。研究してくれということに対する答弁がないんだ。

もう一度言いますよ。地方道路整備臨時交付金というのを、つまり今まで6,800億円が9,400億円になって、地域活力基盤創造交付金となったんだ。つまり、交付金だから、一定の形で毎年来るものだと私思って聞いておるわけですけども、ちょっとわからんとおっしゃるから、研究してほしいという要望をさっき申し上げて、その答弁、要望じゃなくて質問申し上げて、答弁がなかったんですよ。4指標のことでごたごた皆さんやじるもんだから、どうかなっちまって。それで、これは大事なことなんでね、ちょっと、こういう呼称が、今までの道路整備臨時交付金という名前で21年度では予算にのっけておるのかですね、ちょっと調べてほしいんです。重要な財源ですので、お願いします。

産業建設部長 河瀬広幸君

すみません、説明不足でございました。

私が申しましたのは、地方道路整備臨時交付金は、20年度は産業建設部の橋梁耐震の事業費に充ててあったと、これは道路特定財源の絡みだと思いたしますが、ただ、21年度からはその制度がなくなりまして、先ほど議員がおっしゃる地域活力創造基金に変わったということでございますが、その対象事業の中では今回、橋梁は対象でないということがありましたので、事業化してございません。ですから、21年度は橋梁の耐震は単独事業でございます。

それともう一つ、地方道路整備臨時交付金にかわる地域活力創造基金だとすれば、これは町全体として該当する事業を当然精査をしながら、その基金を活用できるような予算措置も考えておりますので、その制度に関しましてはもう少し詳しく調べさせていただきまして、また報告させていただきますので、よろしくお願いたします。

議長 大原龍彦君

他に質疑がないようですので、歳入を終わります。

ここで、各課長等の入れかえを行いますので、暫時休憩をします。

(午前11時41分)

議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時43分)

議長 大原龍彦君

歳出は款別に質疑を行います、款別ごとに1人3回までとします。

1款議会費、42ページから45ページまでの質疑を受けます。

(なしの声あり)

議長 大原龍彦君

質疑がないようですので、1款議会費を終わります。

続いて、2款総務費、44ページから95ページまでの質疑を受けます。

10番 菊地 久君

10番 菊地です。

先ほど言いました時間外労働の問題でございますけれども、時間外労働を掌握しておるのは総務だと思いますので、そのことについて、先ほど言いましたけれども、どのような答弁をしてくださるか、資料的に間に合うのか、適当じゃいけませんけれども、項目、大体の考え方ですね、こんなふうだよとかいう程度の答弁ができるのか、1点お願いをいたします。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

時間外勤務のことで大変ご迷惑といいますが、叱咤激励をいただきまして、ありがとうございます。

実は、内容的には、システムの関係で変更があったということで、税務とそしてその関連、少し選挙も関連ございまして、私どものほうの分野での普通るときよりは多いというふうに感じております。それから、私、今ぱぱっと調べたんですが、4月異動で、4月、5月のあたりで時間外が出ておるといのが大きいところだというふうには認識しております。

(「20年度でしよう」の声あり)

はい、20年度でございます。20年度の4月、5月、人事異動に伴いまして、私ども総務のほうは、実際に職員が5名中3人かわりまして、そのあたりで大きな数字を出しているというのは認識しておりまして、徐々にそれを減らすような指導はしてまいりました。それから、先ほど言いましたように、税務につきましては、コンピューターのほうのシステムの変更がございましたので、それに値するところが大きいというふうにならざるを得ないと思っております。

資料のことでございますが、先ほど、最大で何時間で幾らになっておると。そして、大体年間です、月別というか、今、最大で幾らだというふうには私は思っておったんですけれども、そうしたところで、各課の部分で同じような最大幾らで、何時間幾らというような資料を提出させていただくように考えております。

時期的なものですが、また、ちょっと全体のを調べなきゃいけませんもんですから、大変申しわけありませんが、今議会中の最後にはもちろん出させていただくよう努力いたしますので、よろしく願いいたします。

10番 菊地 久君

私がここで言うのは、残業ゼロね。基本給というのは、やっぱり一定の生活もありますし、何でも下げりゃいいというもんじゃないわけです。基本的には、時間外労働はゼロに向けていこうと、無理だよと。だったら、平均して何十時間ぐらいの目標設定をして頑張ろうよと。しかし、課なら課によって、特定な人がね、1人は全然やりません、1人は何時間もやらなかったとかいう状態があるとすれば、それを何とかならんだろうかと。課によって、人数が足りなくてという場合もある。だから、そういうことを全体的に精査をしつつ、それから個人的にその人はこの課には向かないと、向かないけれども一たんこことここでずうっと回してこんことにはいかなのでね。あと、やっぱり課長さんになるにはある程度のことは知らんといかんとかというような、人事異動というのはいろんな思惑があっておやりになるもんですから、大変だと思いますよ。思いますけれども、逆にかわったことによって苦痛でね、苦痛で能力が発揮ができなくなってしまう人もおるわけですよ。だから、それはその人なりの努力をしておるもんですから、その人なりの使い方というもんがあると思いますので、私どもが人事のことまで口を挟むことはありません。言っただけのことではいけません、現象面としてその辺まで考えておられて、何とか目標設定というのを私が言うのは、大事なことから言うわけですね。

だから、目標設定として、ある人はこんなにやって、ある人はたまった忙しかろうがなかろうが、5時になったら 5時じゃない、今5時ちょっとだね おらせんがやと、どこ行っておるかかわかりゃせんがやというようなこともあってはならないこと。あるとは言いませんよ。あってはならないことですので、そういう意味も含めて、先ほど、きょう突然言ったことでもありますのでなかなかね、資料を出せだとか言っても、日々、今私が言ったような目標設定やって、きちんととらえておりゃ、すぐ本当は出るの。本当は資料ぷっと出る。民間会社だったらすぐ出る。もうコンピューターに打ち込まれている、だれが何時間やって、これがあって、この課はこうだ、課の全体像はこうだとかね。休む人の名前からね、有給何日とっておるとか、全部一覧表で、人事管理やっておるとわかっちゃうんですよ。そういうことがあるかなと思ったまで。

あれば、きょうずっと出せる。今出せれんということはいかかなものかと思いますが、そう責めてもね。私は優しい男ですので、責めてはいけませんので、時間的余裕が欲しいと言えば、結構、時間的な余裕をあれしますので、大事な、これからこれがね、さっきの滞納対策の問題と人事管理の問題は、多分間違いなく主体的に話が出てくるとしますので、よろしく。きょう、これでいいです。きょうは結構です、今のところ。

12番 山田乙三君

12番 新政会 山田乙三です。

残業についての関連でございます。

私、一般質問を含めて、もう私は自分自身が嫌になるぐらい、残業やめなさい。もう今の状態は、残業なんて死語なんですよ、世間はね。やりたくてもやらせてもらえない。ボーナスも本給も下がる、こういう状況ですね。そういう中で、私ガバナビリティーなんて偉そうに、横文字、これ造語ですけども、管理者能力なんですよ。これ、残業をやる場合、民間がどうだこうじゃなくて、管理監督されていますか。

例えば、直接部門と間接部門と、こういうふうに分けた場合、役場の皆さん方は一生懸命やられても間接部門ですね。1分間に物を22つとるとか、自動ですね。ベルトコンベヤーがあつて、全くありませんね。サービスが本業ですね、私が言うまでもなく。ですから、そういっちゃなんですが、きょうの仕事をあすに回すことは大いにできるんですよ。だけど、世間でいきますと、納期というのがしっかり守られていまして、ぐずぐず言ったら仕事は回ってこない状態、これはもう自明の理なんです。

ですから、前から残業はできるだけないように。ということは、私、審査意見書の中で、監査委員さんがすばらしい、もう私の言いたいこと全部書いてあります。その一端は、時間外労働の過度の増大は、職員の身体的疲労、精神的な抑圧につながり、健康阻害や労働効率の低下と、もう微に入り細に書いていただいています。もうとにかく8時半から5時15分になったら帰っていただくような、精神衛生も含めて、そういうシステムをやらない。会社を経営してみえないからいいですけども、自分の懐からお金を出す、ましてや定年間際の方ですよ。ある役職の中では残業手当はつきませんが、課長補佐までですかね。すごい金額、1時間びっくりするような金額がつかますね。

ですから、もうこれ、言葉はあえていいですけども、だあだあじゃないですか。832万5,000円、今言われました、総務次長が。システムのトラブルだとか、何たらかたらといつても、これ私は言いわけですよ。マイパソコンじゃないでしょう。役場からいって、もう200台以上ですね、皆さん持ってみえるわけでしょう。ですから、昔は読み書きそろばんで、そろばんでぱちぱちはじいていましたけれども、電卓ですね。電卓じゃないんです、もうコンピューターの時代ですね。計算なんか、もうスピーディーなんです。ですから、メンテも含めてきちっとやっていますしね。これは個々にね、菊地議員も言われましたけれども、個々の能力もありますけれども、ある人に、例えば入力のできる人はいますよ、男性でも女性でも。もうばばばばと、めくら打ちでもやるような方たちがおられますので、そういうことをですね。

まず、1点お聞きしたいのは、上司に残業の許可を得て残業をしておりますか。私見ていますと、だあだかだあ。上司が部下に怒れない、サジェスションできない状態じゃないですか、これ。あえて叱咤激励ってで、生意気なこと言いますけれども、そういう状態だから800何万というのはですね。いっとき一般質問でわあわあわあ出たけれども、いいわいいわと。ですから、監査委員さんも書いてありますね。「町長選挙事務、定額給付金支給事

務などのやむを得ない部署もあると察するが」と、私もそうですよ。そこまでは言いませんが、このとおりですよ。それにおいてもあれですね、ここまでふえるということは、本当に管理監督が私は行き届いていないといっても、これは反論の余地がない。ですから、頭を冷やしていただいて、全体を圧縮した、個人でいえば健康の問題もありますし。だから、パソコンが苦手な方は、適材適所でローテーションをやるとか、そうしないとこれ本当に、中村議員も言われたですね、滞納対策の質問。ああいうような、きちっと身に降りかかっていることをしないと改善されない。

そういうことで、もう少しですね、町長はガバナンスといいますか、課長、課長補佐は残業つくんですけれども、課長さんがもっとしっかりしていただいて、その上におられる部長さんが目を光らせて、それこそ管理能力を高めていただかんと、今もやっておられると思いますけれども、怒るところを見たことないですよ。例えば、部長が部下に、おまえこれ違つとるがやと、これはこうだろうと、ああだろうと言ったところなんか、私今これ3期目ですけども、1回も見たことないですよ。非常に仲のいい形でやっておられる。これはいいことですけれども、そんなことじゃないと思いますよ。

滞納対策でも、一般住民の声です。あるときありましたけれども、テレビ中継をやったら、もうじゃんじゃんじゃんじゃん電話かかってきますよ。余りにも軽んじて、余りにも自分の懐から出ないという思いが強過ぎる、はっきり言って。ですから、そういうことをですね、時間がたてば進んでいくわということはちょっと言い過ぎかもしれませんが、本当に危機意識を持ってやっていただかないと、だめですよ。今、民間は残業ゼロですから、もうゼロに近い形でやっていただいて、精査していただいて、課長の許可、時には部長の許可を得て、各部課で管理していただかないと、だあだかだあですよ。これはもうはっきり言って、800万円というのはだあだかだあですよ、私は。まあ、その辺でやめます。

(発言する声あり)

議長 大原龍彦君

答弁はよろしいですか。

12番 山田乙三君

いや、答弁してください。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

ごもっともで、大変申しわけなく思っております。我々のほうも、前にもございました時間外の縮減をということで、そこから気を引き締めてやっておりますが、まだまだ足りないということでございますので、今後、より一層の、今おっしゃっていただきましたような内容を私どものほうにきちっと行うようにいたします。そのようにして、残業の縮減を図っていきたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

議長 大原龍彦君

暫時休憩といたします。

(午前 11時56分)

議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

議長 大原龍彦君

教育委員会より、インフルエンザの関係で報告したい旨の申し出がありましたので、許可をいたします。

教育長 石垣武雄君

報告した。

議長 大原龍彦君

お手元に菊地久君より請求のありました社会福祉協議会、観光協会の決算資料が配付してありますので、お願いをいたします。

続いて、2款総務費、44ページから95ページまでの質疑を受けます。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

先ほど来、論議されておりました職員の残業の件について、ちょっと私からも申し上げたいなと思います。

質問の最初にやりたいなと思うんですけども、私は少し観点というか、視点が違っていて、職員の残業大いにやるべしなんていうことは言いません。ただ、私は長年労働組合の幹部をやっている中で、労働組合運動の中で、残業をどう見るかという問題ですね。労働組合員は、よく何でもかんでももらえばいいという形で要求されるように、皆さん勘違いされているんじゃないかと思うんです。しかし、私は組合幹部として、どこの職場が今どういうふうに忙しいかということをおぼえず、会社側にも問いただしたり、自分なりに見せておきまして、あるんですよ、昼間中、困りをつくってその中で話をしたりして、夕方の時間が近くなると仕事を一生懸命始めると、それで残業やっていくと。こういう例もあつたりして、組合としては厳しく批判をして、そういうことを集団論議にかけて、それでやめさせる努力をしたわけでありまして、あわせて、会社側の管理者の管理能力の問題として取り上げて、団体交渉でそれを是正させるために、会社側の管理能力を追求したものであります。

その点でいいますと、私は先ほど来、ああいう形の質問があつたかと思うんですけども、ふだんそのことに監視をちゃんとして、職場が今どういうことで忙しいか、だれが残業しなきゃいかんかということをおぼえず、副町長初めずっと握っておいて、その残業についてチェックすると、こういうことがやられてしかるべきだというふうに思うんですね。もしそれが毅然とした形でやられておつたならば、先ほど来の質問があるならば直ちに反論があるはずですよ。

私はそう思うんです。謝っておるばかりが能じゃないんですよ。本当に職場に責任を負い、職員の執務に管理の目を光らせておれば、そういう質問が出たときに、堂々と胸を張って、そういう努力していることを言えればいいと思うんですよ。それを謝って済ませるでは、これは言えない状況があるのではないかと疑わざるを得ません。

ということで、私、実は今度の生活保護の問題で、特に私、林さん経験しているんじゃないかと。一遍に5人出すと、それは大変なんですよ、海部事務所は。この5人の分を全部、本人の証言によって、例えば親族から職歴から学歴から、全部調査しなきゃならんのですよ。そういうことに大変なんですね。だから、海部事務所は、課長補佐を先頭にして取り組んだようです。私はその光景を見て、しかも夜10時、11時まで、だから、この前も申し上げましたように、蟹江の担当の方は女性で主婦です。その方でも10時過ぎまで残業やったようですが、そういう事態だってあるわけですよ。そういうことはちゃんとチェックしておれば、堂々と言えるわけで、そういうことが言えないようではあかんかと、反論できないようではあかんかと、実は落胆をしたんです。

そういうことで、私はもっとそういうことも含めた管理能力を高めるべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか、町長さんと思いますね。

質問はこれで一遍になっちゃうといかんで、続けてもう少しやっておきます。三遍しかできませんので。

それから、59ページ、蟹江電子自治体推進事業というのが、ずっとここ載っていますけどね。かつて佐藤町政の中で、この内容というか、どういう、内容は多分違うだろうと思いますので聞くわけですが、それなりに電子自治体へ向けての努力をして失敗しました。佐藤町政のときのこの取り組みとここでの電子自治体への推進ですね、中身は違うだろうと思いますので、少しその中身の違うところを聞かせておいていただきたいと思うのであります。

3つ目、63ページ、派出業務委託料というのは、これはちょっと初歩的な質問で申しわけないんですが、これは何なんですか。

次、4つ目ではありますが、祭り事業、71ページ、これ、ここでは盆踊りですね。私は6月議会の最終のとき、この論議の最終のときに注文をつけました。熱いうちにしっかりと身を入れて、和解なり何なりの取り組みをしておかないと、来年またできませんよということを申し上げて、早いうちにこの事態の解決を望むことを申し上げておきました。その後どうなっているかと。

きのう、実は私、婦人会の本町の支部長さんですが、聞いたけれども、何も上からのお話はありませんで、どうなっているかわかりませんと、こう言っておられました。その後、一体どうなっているかですね。このままずっと来年のその時期になって、慌ててそんなことやって、それはだめですよ。多分だめになってしまうというふうに思うんです。

だから、そういう点で、どんな取り組みをしてらっしゃるのか、ちょっと聞きたいと思います。

5番目、71ページ、中学生海外派遣交流事業についてであります。ことしはアメリカを中止して、オーストラリアにしましたですね。来年どうなるかということなんですけれども……

(「それも中止したんです」の声あり)

ああ、それも中止したんですね。来年どうなるかということなんですけれども、その辺については継続的にやるのかどうなのか、あるいはその努力はされているのかどうなのか、その経過について承りたいと思います。

69ページ、まちづくり推進交付金、これは一番街への交付金なんですか。ちょっと、多分そうではないかと思って質問するわけありますけれども、実は一番街、せっかくイルミネーションをつくっていただいても、消えちゃっているんですね。あれ、何のためにイルミネーションつけたんだろうなということを皆さんが言います。それで、何か事情があるのかなと、そんなことを言っておるわけありますけれども、よく聞いていますと、お金がないということなんだそうでありますね。だったら、その辺のところを、交付金を出すときにそれなりに話を……

(発言する声あり)

違うかどうか知りませんが、とにかくまちづくり推進事業交付金ですから、それに類するわけありますので、聞いておきたいわけありますけれども、多分、彼も聞きたいもんだから、焦ってそう言っているだろうと思うんですけれども。私は、これは交付するときにそういうこともちゃんと分析して、検討を加えてやるべきではないかなということになって思うわけなんですけれども、どういうことかということ承りたいと思います。

行政改革推進管理委託料、77ページであります。これは冒頭の総括の質問との関連で伺うわけありますけれども、行政改革推進を今もずっと続けておるということですから、もし推進することであれば、その考え方、視点というのはやっぱり明らかにした上で推進してほしいなと。今日、小泉構造改革は大いに国民的な批判に遭っている状況の中で、それをさらに推進するというのであれば、その視点はやっぱり問われることになるというふうに思いますのでどういう、私どもも行政改革はすべてについて反対ではありません。だから、全くの無駄遣いは省いていくという、そういう意味での改革でありますので、そういうふうに思っておるわけあります。その辺はどうなのかと。行政改革推進管理委託料というのはどういうふうに使われているのか、聞きたいと思います。

以上です。

町長 横江淳一君

すみません。私は、1点目と4点目、それから、いわゆる職員の残業の考え方、それから

婦人会との話、それから海外派遣事業についてお答えをしたいと思います。

まず、職員の残業の件でございます。この件につきましては、いろんな議員の皆様方から先ほど来、収納率の問題もあわせて大変ご心配をいただきました。特に、山田議員からは叱咤激励ともとれる、本当に力強い後押しをいただきまして、いろいろご質問いただいたわけでありまして、諸事情ははっきり言ってございます。

ただ、無駄に残業をしているとは私自身も思っておりませんが、これは、私も実は特別職でありますし、大体5時半から5時45分ぐらいにはいつも帰るようにはしていますけれども、どうしても1日の仕事は切りをつけてあしたに、それから次につなげないよというということで、私自身はそういうつもりで帰宅をするわけでありまして、そのときに私の癖として、フロアを回る癖があります。これは、今どういう状況で職員が仕事をしているのか、そして直接職員に話を聞きます。今何をしているの、あしたまでにどうしても書類を届けなきゃいけない。このことについては当然、残業の申請をしてやるということは、もうきちっと管理は実はされておりまして、以前、そういう管理がなくてというのも多々あったに聞いておりますが、少なくともここ1年は、1年というのは私が就任してから、残業についての管理はきちっと実はやっているのが現状であります。先ほど来言いましたようにシステム変更、実は本当にJIPの中でも微妙に、子育ての関係だとか、国から来る関係で急激にシステムを変えなきゃいけないときが、このごろ大変多うございます。そのことについて、どうしても残業しなきゃいけない部分が出てきます。これも、じゃあ国がその部分を見てくれるかといいますと、残業部分は残念ながら見てくれません。今回の国民1人当たり幾らという、いわゆる支援金につきましては若干、残業費は見ていただきましたけれども、システムの変更、それから等々については、残念ながら見ていただくわけにはまいりません。

それと、国からのいろんな施策の変更で、どうしてもここ一両日中に、今度の課税に関係してくるものについては、どうしてもこれはここ1週間でやり遂げなければならないということで、特に税務課を中心として相当の残業数があったということは事実であります。そのことについても、電算会社ときっちりお話をし、システムのミスであれば、当然それだけの対価を払っていただくべく、数字にもあらわれておりますけれども、その分の請求も実はさせていただいているわけでありまして、職員の能力等々について仕事の進みぐあいには多少違うことは十分承知おきいたしておりますが、今後、先ほど来ちょっと申し上げました、私が会社勤めをしておるときには三六協定というのがちゃんとありましたが、それ以上にサービス残業を強いるものではありません。しかしながら、的確な残業はこれからはきちっとやっていくべきだと、このことを思っておるわけでありまして。

あと、婦人会の関係でありますけれども、夏まつりにつきまして、菊地議員、それから中村議員からも全員協議会、それからこの本議会でもお話がありました夏まつりにつきまして、盆踊りの関係で、文化協会の一部の方々との和解というのか、別にもめているわけでは

ありませんでして、意見の食い違いがあったという事実はございました。それで、調整を一応させていただいているということは聞いておりますけれども、その中身は別に特にどうのこうのというわけでは今ありませんし、実際、盆踊りを今回停止したことにつきましては、婦人会幹部の方だと思えますけれども、これは個人的に意見は聞いておるわけでありましてけれども、末端のところまで、下の支部の皆さん方まで100%伝わっているかどうかはわかりません。しかしながら、その地域の代表者の皆様方の中からは、やはりやろうという意見と、もうやめましょうという意見が混在していたことも事実であります。ですから、地域での盆踊りに力を入れたほうがいいんじゃないかという意見が多いのも実は事実でありまして、今回始めて新蟹江地区、それから舟入地区の学区の盆踊りに、婦人会さんが正式に招待を受けて、やったということもございまして、十分それで婦人会さんは満足されたということでもあります。

ただ、来年ですね、この地域で盆踊りをどうするか、町が率先してやるのかどうかにつきましては、ちょっとお時間をいただけるとありがたいと思えますし、実際、今回の夏まつりの収支についても、まだ私の手元へは来ておりませんし、反省会もこの先行われるというふうに聞いております。私もその場に行って、その状態、それから動員人数だとか、いろんなこともきちっと数字として議員の皆様方にお示しをして、来年度、皆様方の貴重な税金を夏まつりにどういう形であらわすかということも含めて、これは検討していきたいなというふうに思っておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思えます。

あと、海外派遣事業についてであります。これは、昨年度、イリノイ州のマリオン市へ行ってまいりました。今年度もその予定でございましたが、ご存じのように、アメリカ発の大恐慌がありまして、現地が非常にすさんだ状態になっているからちょっと遠慮したらどうだというメールをいただき、そのことについてストップをさせていただきました。また、実は後でわかった情報でありますけれども、ちょうどそのころに大陸型のハリケーンがあつた地域を襲いまして、壊滅的とはいませんが、相当な被害を実は受けたそうであります。連邦政府からの支援金をいただいて今、復興しておって、順調に今進んでおるといふ、そういうメールもその後ですね、我々の思いとは違う、アメリカの方というのはゆっくりしているのか、大陸型というのか、なかなか情報がすぐ来ませんでした。今そういう状態であります。

それから、現地法人でありますアイシン精機の代表の方からも、いろんなメールを担当のところにおいておりますけれども、どうしてもタイムラグがありまして、こちらから聞きたいこと、言いたいことが若干ずれておったことも事実でありますので、これも今精査をしているところでありますけれども、避難的にオーストラリア、皆様方から大変ご批判をいただいたんであります。28人の応募がありまして、非常に熱い思いを、作文を見た私としては何とか国際化に向けて自分の施策の中でやっていきたいなというのがありましたので、オーストラリアということにさせていただきましたが、これもインフルエンザ等々の問題で

断念を、フェーズ6ということがありましたので断念をさせていただき、実は来年度につきましては当然また考えなきゃいけないですし、今年度についても3月ぐらいに再度行く方法はないのかな、そういうことも含めて今検討しておりますけれども、決してむやみやたらに行きたいと言っているわけではありません。せっかく国際化に向かってスタートをさせていただきまして、国際化に向かってのいろんな思いを作文にしたためてくれた、これからの日本を背負うであろう若い力を、蟹江町の行政が何とかサポートしてあげたいな。それと、万博以来、貴重な補助金も十分使わせていただかなきゃなりませんし、やみくもに使うことは許されないと思っております。来年度に持ち越すこともできますけれども、今年度もそれも含めて今検討に入っているわけでありまして、またきちとした方向性が決まりましたら当然、議会にもお示しをさせていただきますが、今のところ来年度は予定どおり行うつもりでありますけれども、何せ相手があることでありますので、この相手の都合によって多少変化することもある、このようにお考えいただければ幸いです。

私からは、以上3点であります。

企画情報課長 鈴木智久君

それでは、私のほうからは、まず蟹江電子自治体推進事業についての中身というご質問でございますが、実は今、税法改正等々によりまして、かなり委託料が増大しております。それは、どうしてもやはりシステムに係る費用がかかってしまう。国からはそういうような経費が全然出てこないというのがかなり前から進んでおりましたので、これはなんとかその辺の経費を削減することができないかというようなことで、日本電算、同じ会社であります、システムのほうを変更させていただくことによって、若干委託料のほうは、若干といたしますか、委託料のほうにつきましてはかなり軽減ができるというようなことがわかりました。ただし、それに伴います機械整備等がありますので、劇的に経費が半分になると言われるとそうでもないんですが、そういう中で大きくかじを切るのではなく、今ある現状の中で少しでも経費が削減できないかなというような方向でもって今取り組んでおります。

それからあと、まちづくりのことでございますが、これにつきましては各小学校区とかコミュニティに支払いますまちづくり交付金でございまして、ちょっと小原議員が言われておりますものとは性質が異なりますので、これはあくまでも町内会もしくは学校連区に、各コミュニティのイベント等に支払うものでございます。

以上です。

政策推進室長 飯田晴雄君

最後の77ページの行革の関係でございます。

ちょっと確認でございます。行政改革推進委託かなんかというふうにおっしゃいましたけれども、委託料というのはありませんが、77ページの人件費と管理費しかございませんけれども、どちらのほうでございましょう。委託料はございません。

(「77ページ、人件費、ごめんなさい」の声あり)

人件費のほうでございますか。それじゃあ、答弁させていただきます。

これは、行政改革推進委員会の報酬でございます。年2回開催いたしました委員にお支払いする報酬の金額でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。諮問機関でございます。

会計管理者・会計管理室長 小酒井敏之君

決算書の63ページ、目の会計管理の節の派出業務委託料の196万1,925円の中身ですけれども、これにつきましては蟹江町指定金融機関である三菱東京UFJ銀行蟹江支店の窓口業務の収納事務であります。内容としましては、取り扱いの町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、下水道使用料、その他町発行の納付書の収納事務をしていただいているのでございます。時間につきましては、朝9時から午後3時15分までですので、ひとつよろしくお願ひいたします。

7番 小原喜一郎君

それで、じゃあ、まちづくりはまたそこで聞かせてもらいますわ。

行政改革なんですけれども、私はもうその推進委員会ですね、これはもう必要じゃないんじゃないかと私は思うんですけれどもね。いや、町長の位置づけがそうであれば、それはそういうことでしょうけれども、そこに意見の違いがあるだろうと思うんですけれども、つまり、無駄を省くという点の観点であれば、これがしっかり座っておれば、別にいいんだと思うんですね。国は知りませんよ、民主党さんが今までのやつを引き継いで、なお行財政改革を推進するということになれば、一層声を大にして町に押しつけてくるかもわかりませんが、私は今までの野党としての発言から聞いておると、それほどでもないように思いますので、そういう点からすると、つまり、住民に犠牲を負わせていくような改革はもうやめたほうがいいんじゃないかと思ひます。今の情勢の中でと私は思うんですけれどもね。

例えば、私はなぜ電子自治体云々ということのを伺ったかということ、電算事業にかけるお金は膨大ですね、全課にわたって見てみると。これを接続できる方向で研究をすれば、かなりの費用が浮いてくるんじゃないかと、私はどちらかというと思ひます。住民の負担を重くしたり、使用料を上げたりなんていうことじゃなくて、そういう方向で研究してもらいたいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、お考えがあったら伺いたいというふうに思ひます。

それから、中学生の派遣事業ですけれども、これは検討中だということで、町長、来年もやる方向で検討中だということをお言われたんですけれども、ぜひ引き続きですね。できれば、安定的に派遣できるようなところを選んでいただくと一番いいんじゃないかと思うんですけれども、研究を重ねていただひて進めていただひたいなということで、要望として申し上げたいと思ひますし、先ほどの昨年お世話になったイリノイ州の何とかいいましたかね、そこ

の自治体が大きな被害に遭ったということであれば、お見舞いやなんかも検討する必要があるんじゃないかなと思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

町長 横江淳一君

先ほど申しあげましたとおり、大変情報が実は錯綜しておりまして、こちらから、英語のできる職員が1人おりますので、メールそれから電話等々で確認を実はいたしております。行政ナンバーツアのギールさんという女性の職員さんでありますけれども、的確に今いただいておりますし、連邦政府からの今支援もいただいて復興中であります。そんな中で、まさに今、小原さんおっしゃったように、今年度でありますけれども、来年3月にもしも生徒を連れていくということができるようでしたら、義援金等々のことも、どれぐらいの状況だか、まだざっくりとした話しか実はわかっておりません。ただ、本当に向こうがひどい状況でしたら、行っても邪魔になるだけであります。ことしは伊勢湾台風50年という一つの区切りの中で、この海部郡地方も大変手痛い被害を受けたわけでありまして。500数十人のとうとい命もこの辺では失われたわけでありまして、そのことも含めて、生徒諸君がそういう感じで人を助けるという温かい気持ちをここで養う意味でも、そういう気持ちで義援金を持っていくという方法も、もしも議員の皆様方からご支持がいただけるならば、その方法も進めていきたいな。ただ、すみません、まだちょっと情報をはっきりつかんでおりませんので、またつかみ次第、皆様方にお知らせをし、またご協力を賜ればというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

政策推進室長 飯田晴雄君

行政改革の件でございます。行政改革推進委員会が無駄ではないかというようなご意見でございます。

私どもは、もともと行政改革大綱に基づきまして、ずうっと過去からやってまいりました。そのときに、諮問機関として行政改革推進委員会がございます。住民の代表者がお見えになりまして、そこに諮問をし、行政改革を進めていく上では必要不可欠な委員会だと思っておりますので、無駄とは考えておりません。

以上です。

7番 小原喜一郎君

最後に質問しておくわけでありまして、中学生の派遣事業につきましては、ぜひ引き続き実現させていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

それからもう一つ、盆踊りですね。これは、やはり間際になってからは、反省会をおやりになるというお話があったんですけれども、反省会は争った双方一緒にやるんでしょうか。どういうふうになるんでしょうか。つまり、私は心配しているのは、上のほう、上層部だけの争いであって、下はまるっきり関係ない感じなんですね、私聞いて歩いてみると。女性の、私の地元の婦人会の役員さんも本町の支部長さんも、全く争いの当時から聞いていない状況

のようでして、上層部だけの争いのように私からは見受けられるんですよ。だから、その辺だとすれば、うまく話を持っていけばまとまる話になりはしないかというふうに思うんですけども、早いところ結論を、やりたいならやりたいという町の方向を出して、その方向でまとめてもらわないと、近づいてからではまとまりませんよというふうに申し上げたいと思うんですけども。

教育長 石垣武雄君

では、失礼します。今、盆踊りということでありましたが、これ20年度のこと、21年度の盆踊りというか、サマーフェスティバルはもう終わりました。ということで、小原議員がおっしゃるのは、さらに来年度22年度のお話で、私この場で報告させていただいたんですが、20年度の結果を受けて、そして関係の皆さん方に集まっていたいて、盆踊りについてどうしようということ、前向きな形で話し合いの会を持ったわけですが、そのときに双方がなかなか難しい面が、その場ではよかったんですけども、その後お断りがあった、できないということがありました。そのことを、ことしについてはサマーフェスティバルは実行委員長さんを中心の実行委員会が、サマーフェスティバルだけ別個に行っております。その会もその方が出てみえまして、後どうしようということ、そういう報告をさせていただいたところ、ことしは盆踊りなしでサマーフェスティバルを実行しようということで、8月8日に行われました。

これについて、先ほど町長のほうから、収支含めた会計も含めて、反省会とか成果とか、課題とかいう話し合いが実は9月24日と私聞いております。その場で本年度の反省が出て、さらに1年ことしは盆踊りありませんでしたですが、そういう経過、そして来年に向けてというあたりも多分、この実行委員会で話をされるだろうと。また、それを受けて町長にも報告をし、そして町としてのスタンスも今後話し合われると、そのような段取りだというふうに把握しております。

以上です。

14番 奥田信宏君

14番 新政会の奥田でございます。

私は、1点だけちょっと質問させていただきます。75ページの3行目、表彰式事業についてであります。

実をいいますと、昨年、これ今年度も今の議会で総務委員会は付託をされておりますが、昨年のちょうどこの時期に同じ第2条の第5号に対しての適用をどうしようかという話があったのを覚えております。そんな中で、例えば総務委員会で、この方、今度は2条5号適用の方がどうのこうのという話ではないわけですが、あいまいになるのが5号適用と、それから8号適用、「納税貯蓄に貢献し、その功績の顕著なもの」と、この項とか、一つ二つありまして、一番下に「その他特に表彰することを適当と認めるものもの」ということが

あって、選考の内規では、一番短い嘱託員さんの8年から、ずうっと内規でいろんなものがあります。そうすると、例えばの話、今、この中では例えば嘱託員さんをおやりになられて、それから消防団長をおやりになられたと、例えば2つのものをやっても、1つの内規でしかやれないという状態で表彰の内規ではそうなっておりますが、例えば町内会、第2条5号適用のはこれがないわけでありまして、その中で第2条3号以下というところで、「大字区または町内会等において、社会公益事業に20年以上従事し貢献し、功績の顕著なもの」という1項が入っております。

そういう点で、昨年もそういうふうな話をちょっとしたことがあったんですが、表彰の選考の内規の中へ完全に組み込んでしまうのか、それか例えばの話、蟹江町長さんが感謝状の贈呈でもするのか、そういうことをきちっとしておかないと、例えばそれこそ途中で、これは一般に言われる渡りとか、そういう話じゃなしに、例えば嘱託員にしてこの役やった、これ農業委員何年かやると、こういうふうにかわって歩かれる人はほとんど表彰の対象にはならないわけでありまして、例えばそういう場合に、例えば内規の中で変わった場合、2分の1なら2分の1だけは全部加算するですか、そういうような方法をとって、変える必要があるのではないかと思うわけでありまして、本来は付託をされています総務民生の中でのときに質問すればいいわけでありまして、多分そんなお話はなかったようにお聞きもしておりますし、特に条例の改正の話でありますので、この場でお聞きをしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

表彰の関係で所管をさせていただいております。今、お話の中にございました2分の1加算とかというお話、そちらにつきましては、実はもう以前はそういった形で、そちらにつきましては、実はもう以前はそういった立ちで加算がされて、同期間違う職でお願いをいたした方については2分の1を加算したりして、基準年数を長いのに合わせるとかということをやってございました。これにつきましては、平成3年当時、そのころにこういった方式はとらないということで、条例が今の現状になって来ておりますので、そちらに戻るとことは現行、特にはございません。

ただ、今、議員のほうからお話のございました地域の活動で、例えば嘱託員さんですと、8年なければいけません、それを4年間やられた。その後に監査だとか、いろんなことをやられて、また、消防団の分団長をやられたとか、そういう状況ございますと、そちらでつながっていない部分で、20年を認めていただくというか、大字のほうで区長さんのほうから、嘱託員になりますけれども、きちっと私どものほうにそういった内容を示してご推薦をいただきますと、これは社会貢献ということで表彰をされるような状況になります。今回も、実はそういった方が1名ございまして、20数年になりますので、私どものほうではきちっと表彰の中に入れ込ませていただいて、お願いをしたということでございます。今後も、もちろ

んそういった方々を町内会のほうできちっと拾い上げ、貢献度が高いというようなことでいただければ、私どものほうはそれに対応していこうと思っております。

また、少し総務民生常任委員会でもお話をさせていただいたんですけれども、今後は、私どものほうの町長からの直接的な審査ではなく、もう少し広い意味で、きちっと審査会等を開いていただくとありがたいなというようなことで、そういった組織化も要綱・規則の中でつくって、町長からのそういった資料をもとに審議をしていただく、そういう期間を設定して、進めていきたいというように方向を今思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

14番 奥田信宏君

一番多分この点で、今回ということで問題がありそうなのは、町内会長さん、あるいは嘱託員さんが1年とか2年、長いことやってみえる方はその経緯を知ってみえるかもしれませんが、かわられるときに、町内会の推薦というのがうまく、20年以上あるよですとか、そういうことが通らない可能性があって、地元で推薦をされてしまいますと、それがご本人が知らないところで、例えば自分がもらえるもんだというふうに思われてしまうと、大変後でご本人の名誉にもかかわる話でありますので、この辺をやはりどういうふうに、例えばの話、嘱託員会かなんかで、例えばこれ、あったら推薦してくださいと言われるときに、どういうふうに出してみえるのか、そういうふうのをきちっとしておかないと、例えば敬神会の役員を何年やっていたよとか、そういうのも町内会には違いないわけありますので、あの人長いでという話になりますと、大変後で、推薦しておいたでよという話になってしまったら後で大変困るのが、多分間に挟まった嘱託員さんが大変困られると思いますので、そこら辺のケアか、手当ての方法はどうされているのか、お聞きをしたいと思います。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

そういったケース、以前にひとり歩きをされたことがございます。これは私どものほうといたしましては、それまでもそうでしたけれども、表彰につきましては国の叙勲等もそうでございますが、決定するまでは私どものほうでは口外無用ということで、絶対にお話しいただいては困るというのは、そう思っていた分にあっても、私どものほうの調査の結果、そういった対象にならないことがありますということはお話をさせていただいておりました。ただ、その中でも起こってしまいましたので、私どもは今きちっと明言をしまして、文書に書かせていただいております。絶対にそういったことで本人さんへのご報告等はなさないように、ないこともありますということをきちっとお話をさせていただいて、書かせていただいて、そして書類のほうを提出いただく、そういった話になっております。

また、書類を提出される前に、実はそういった今の8号ですか、該当する場合につきましては、事前に私どものほうにきちっとお話をさせていただいて、私どものほうで調査をいたします。そして、正式にというときにきちっと出していただくような、内部的な打ち合わせを

きちっとしていただくということもお願いをして出しております。こういった内容につきましては、町内会長さんのほうへご連絡を差し上げるときにやっておりますので、今ではそういったことはないというふうに私のほうは考えております。

以上であります。

14番 奥田信宏君

それでは、もう一つ、答弁をいただかなかった8号ですね、「納税貯蓄に貢献し、その功績の顕著なもの」、これについては外されるというご意向はあるのか、ないのか。ということは、今、大変朝から話が出ております収納率ですとか、いろんな話があって、当然の話なら納税するというのは町民の義務でありますので、その中でこの項なんかを残していく意義があるのかどうか、一緒にお尋ねをしておきたいと思っております。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

そちらの一文につきましては、納税貯蓄組合等に関しましてのものだというふうに私どものほうは承っております。ですから、現在、そういった納税貯蓄組合員がございませんので、議員おっしゃられるとおり、空文化しておるということで今、条例をそれ1項で開設するかどうかというところを迷っておりました。そういったご意見もございますので、私どもとしては前向きに、もう一度その部分をきちっと整理させていただいて、しかるべき必要性がありましたときには、きちっと改正をさせていただきたいと、そんなふうには思っております。よろしくお願いたします。

3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

決算書の79ページ、第4次蟹江町総合計画策定事業733万円、その下に第4次蟹江町総合計画策定委託料556万円という項目に関連したご質問をします。

実績報告書の33ページをごらんいただきたいです。

この33ページの一番上に輝来都かにえ・総合計画検討会議というのがありまして、昨年の9月からスタートして、昨年度内に4回、実はこの5月に私、委員がえをされて、議会代表委員4人のうち3人入れかわったような感じがしますが、初めて出ていきました。ですから、5回目が今年度に入っているわけです。

そこでいただきました名簿が、学識経験者5名、大学の教授とか独立行政法人何とか研究所の何とか長とか、そういう人が5人、これが主として委託、まとめる作成者でないかなと思うんですが、ほかの委員というのは各小学校区代表といっても、結局みんな囑託員、これも入れかわる人がありまして、座長も今回、須成の方にかわりましたですね。それから、公募委員が随分思ったより大勢います。それから、町内の諸団体の代表が数名いらっしゃいます。それから、町からも建設部長と教育部長、部次長が出てみえると。こういうようなメンバーで討議がされたわけですが、5回目に初めて出ていかせてもらって、再来年からのこ

とですから、今から1年くらいででき上がってくるんですが、大分準備というか、した討議が進んでいるなど、骨格ができてきているなという感じですけども、初めて出ていくと、大分違和感を私は感じました。要するに、こんなふうに進んでいっちゃっているのかと、今から10年の総合計画がですね。

それで、今からご質問ですが、議会は代表で出ていった人は、多少雰囲気がおわかりだと思います。しかし、一般議員、少なくとも私は何も出ていっていなかったんで、途中の経過というのはあんまり聞かされていませんね。それが蟹江町、今からの10年の総合計画が骨格が固まっていくと。いろんな手法で、町長は新しい手法でやってみえる。以前の10年前もこういうふうにされたかどうかちょっとわかりませんが、その違和感というのがですね、言い出すと長くなりますので省略します。途中経過、今5回やった経過を一度概略まとめて議会に報告してもらいたい。議会も、多少の途中の発言ができる機会をつくってもらいたいというふうに思います。

違和感の大きな点は、まちづくりのこれからの10年のイメージというのが違うということですね。そうすると、でき上がってきてしまっている骨格に対して、今からどれくらい発言していいのかが、第1回の出席でしたから迷うわけです。それで、意見書としては、推進室へ出しましたですけども、それが一体返事が来るのかどうかともわかりませんし、いや、もうそういうのは皆さんからいただいて進んでおりますよということ、意味ないですね、途中でかわった委員は。

そういうことで、まず非常に一つ感ずるのは、第3次総合計画、これまでも申しましたが、前町長が平成13年につくってですね、22年のまでを。それを果たして、現町政はこれで4年、前半何年、後半4年ですけども、どのくらい実現していった、うまくやれたか、やったのかを検証されたかどうか、そういう報告もいただいておりませんね。いや、相当うまくやれましたと、総額的にはこの実績報告書にも書いてありますよ。しかし、どう思ってみえるか、これは過去10年の検証をしなければ僕はいかんと思うんです。第3次総合計画を読みますと、非常に美辞麗句、立派な総合計画です。ですけども、実現できていないことが非常にたくさんあるし、今の町政ではぐうっと方向が変わってきているなという感じがあるということですね。

それからもう一つは、時代が非常に変わりかけている。今から10年というと、今から一世代後の人たちの社会に対するの思いというのは、今の延長線上で、今の時点で議論していることが本当にいいかな、そこら辺が違和感を私は感ずるわけです。そういう意味で、何か途中報告を議会に出してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

政策推進室長 飯田晴雄君

それでは、ご説明させていただきます。

今までは、議員さん方には総合計画の基本構想のときにご審議願いまして、議決だけをし

ていただいたのみでございます。今回の総合計画につきましては、このような検討会議の中
に出席をいただきまして、いろんなプロセスを知っていただく中で議決をしていただくこ
ういう趣旨でご参加いただいておりますのは事実でございます。この資料につきましては、以前、
どなたかの議員からご要望がございましたので、過去の資料につきましては議会事務局に必
ずとじて置いてあります。それをごらん願うということで、引き継ぎをやっていただくとい
うことになっておりますので、あえて説明会というものは思ってもいませんでしたし、今後
もやるべきかどうかという問題につきましては、できたらご出席願った議員さん方からご報
告願えればなというふうに私は考えております。

それから、第3次総合計画の10年間の過去の実績でございますが、今、プロジェクトチ
ームの中で過去の整理をしております。職員で整理をしておりますものを、残ったものを今後
どうするのかというものを踏まえながら、また皆さんにご検討する機会が出てくると思いま
すが、今はその状況でございますので、平行して進んでおるといふふうにご理解願いたいと
思います。

以上でございます。

3番 山田邦夫君

それでは、今の実績報告書の34ページ、次のページですか、一番上のほうに輝来都かに
え・かわの駅・まちの駅構想づくり会議というのがあります。12月、1月、3月と来まして、
後も開催されておるのではないかと思います。この件についても、何度か聞いております。
かわの駅の構想というのは検討されているようだけれども、どういうメンバーでどんな議論
をしているのか。これは、時間も労力も費やして、あるいはわかりません、全然時間外にフ
リーミーティングやっているのかどうかわかりませんが、しかし、ここで読みますと、町長
が提唱する蟹江かわの駅・まちの駅構想となっております。

時の首長ですから、自分の方針に基づいて職員をどんどん使うのは結構です。しかし、今
回議案に出ているまちの駅の問題もありますように、非常に疑問、問題に感ずるなというよ
うな点があります。そういう意味で、このメンバーが何を議論しているのか、相当まとま
てからしか出せないということではなくて、今回非常に問題にしているのは、かわの駅構想と
いうのは盛んに進んでいて、いろんなことを盛り込みたいとおっしゃってみえるんですが、
急にまちの駅が出てきて、重複しているような感じがあるということ。そういう辺の連携が
どうもわからんと、急に言い出しちゃわからない。いや、急ではないとおっしゃいますが、
我々にしてみると急ですね。そういう議論の経過は、やっぱり町の職員を使って、時間を費
やしてやっているわけですから、少し表へ出してもらいたい。それでないと、どうも議論が
かみ合わない。

きょうも、まちづくりミーティングでという、盛んに町長から言葉が出てきます。しかし、
それは町長が開催されて、どういうことをどこでやったかって、我々知らない形になってい

ますね。ですから、町民の声を聞くということは結構ですけれども、もう少し議会に経過報告や状況報告をしてもらわんといかんのではないかと。ですから、かわの駅構想、この委員会委員会といいませんね、プロジェクトチームか、どういうメンバーでどういう議論をどういうふうに行っているのか、それを表に出してもらわないと、まちの駅構想というのは本当に変な議論になりそうな気がする。経過や状況報告をしていただきたいと思いますが、いかがですか。ただいまでなくて、ちょっとまとめて、これは長演説聞きたくないですから、まとめたもので出していただきたい、お願いします。

政策推進室長 飯田晴雄君

それでは、お答えしたいと思います。

20年度につきましては、12月から一応現状の、かわの駅といいますと、今の総合福祉センター分館の周辺地域を一応該当地域として今考えております。それにつきまして、今、老朽化した建物をどのようにしていったらいいかということも踏まえまして、検討に入っております。この20年度につきましては、現状把握等々が主な仕事でございました。今年度につきましては、いろんなセクションがまたがっております。福祉、これは体育館もございまして、いろんな複数の課がまとまっておりますので、なおかつそのものとマッチしたものはどういうものがあるかということ、県のパートナーシップの事業がございまして、2年目ですけれども、県の職員と一緒に今年度は進めていって、適切な構想をつくりたいということで今進めております。恐らく、今年度の後半戦か、来年度の初めぐらいにその成果をお示しできるのかなということを思っております。今の段階では、ちょっとお示しすることは不可能だと思いますので、そのときにお示しさせていただくようお願いでございますが、そのほうがわかりやすいのではないかなというふうに思っておりますので、ご理解賜りたいというふうに思っております。

3番 山田邦夫君

総合福祉センターが相当老朽化してきている、老人福祉センター分館が傷んできている。それに関連して、温泉を利用した町民福祉、あるいは健康の問題ということがうたい文句というか、動機になっていますね、何とかせにやいかん時期に来ているから。これについては、いろんな意見があると思うんです。ですから、町の職員、どのようなメンバーがどういう議論をしているかは、とにかく途中で一度出していただかないと、相当まとめてから不賛成となりますと、大変な無駄な労力ということになります。思い込んで一生懸命にやっているわけですから、しょうがないですよ。しかし、少ない町の職員にある意味教育しているのか、何しているのかわかりませんが、オープンにしていきたい、重要な施策ですから。もうちょっとまとまるまで待ってくださいというのは、あんまり承服できません。そのやり方が気に入らんから質問しているわけですから、ぜひ途中報告をしていただきたいと思っております。いかがですか。

町長 横江淳一君

ちょっと大変僭越でありますけれども、一つの事業をするのに職員の中で検討会議をしてるつくっていくことが、すべてがすべて立ち上げからその中身まで、議員さんに参画してやっていただくというのは、私は余り、いい場合もありますけれども、そうでない場合も私は多いと思っております。それが気に入らないから、できてしまってから賛成できないからとか、そういう論議ではなく、とにかく、何度も言いますけれども、町長職を受けさせていただいてから、一つの物事に対しても、すべてのセクションが一つになってやるという言い方は、給食センターも同じやり方をやってまいりました。これからのビジョンに関して、やっぱりしっかりとした職員の考え方、そして職員のビジョン、それをしっかり聞いて、まとめるのも町長の仕事であります。

今、そのまとめ方がまだここへ来ていない状況で議員の皆様方にお示しするというのは、私は大変失礼でもあるし、不適切だというふうに思っております。ここまで職員を育てるのも私の理念であります。決して残業をふやしてやっているわけではありません。これはもう職員の自発的な気持ちの中から各セクションのマネジャーにお願いをして、すべてのところから1人ずつ出していただいて、大変貴重な時間でありまして、これからの自分たちの考え方、提案型の行政をするために、これは絶対必要な施策でありますので、何とぞもうしばらくお時間の猶予をいただき、きちっとした考えができますれば、当然これは、今こういう状況になって、こういうふうですということでお示ししたいというふうに思っておりますので、何とぞご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

8番 中村英子君

8番 中村です。

71ページの国際交流事業についてお伺いをいたします。

これは、20年度ですね、昨年1回やりました。初めての経験でありましたね。この事業が終わった後、海外に中学生が行った後に冊子を書いていただいて、そしてそれをみんなに配っていただきましたので、読まさせていただきました。マリオン市がリンカーンにゆかりのあるところというような記述がありましたので、私驚いたんですけれども、リンカーンに関係があれば、私たちも行ってみたいなどかって余分なことまで思いましたけれども、何かそういうまちの特徴というふうに見ていなかったもんですから、リンカーンも何かゆかりのあるようなところがあるんだなと思って、改めて感心してその中身を読んでおりました。

当然、行った中学生は、感想文としては非常によかったということで、新しい経験をさせてもらったというお礼とか喜びの文章が多かったのは、これは当然ですけれども、1回やってみまして、行く前とやった後というのは、いろいろ目に見えるところも違ってくる場所もあつたかもしれないというふうに思って今質問するわけですが、行ける人、行けな

い人、希望しても行ける人、行けない人、ちょっと気の毒だなというふうにも思わないでもないですけども、人数の適正ということですね。それから、費用的なこともありますし、期間的なこともありますし、実際に主催した側としての実態ですね、どんなふうにとらえてみえるのかなと、そのことをお伺いしたいと思います。

あわせて、実際に行った中学生の英語力ですけども、当然、日本語の英語教育というのはなかなか文法中心で、しゃべることが少ないと、そういうようなことで言われているわけですけども、言葉というのは、間違えても、単語でも並べておけば通じるという部分もあって、ただそれだけの勇気を持ち合わせているかどうかというようなこともあります。行った中学生の英語力について、果たしてどんな感想だったのかなと、その辺のようなところを含めまして、実際問題のところ、思っていたところがあればお伺いをしたいと思います。

企画情報課長 鈴木智久君

まず、子供たちの感想を読んでいただきまして、肌で感じていただいていることはよくわかります。それで、やはり私どもも8人とわず、10人、12人、多くの生徒を出したいというのはもう本当に心から思うわけですが、いかんせん予算もありますので、どうしても人数を絞らなきゃいけないというふうになってきます。

そこで、今回派遣をいたしまして、どの点を改良したらいいのか、また、どの点がよかったのかというようなご質問ですが、まずよかったというのは、やはり子供たちがじかに向こうの家庭に入って、なおかつ学校訪問できて、その中で次の質問の英語力にも通ずるところなんですけれども、英語力に関しましては、事前に研修を5日、6日ほど行いまして、ある程度は人前でスピーチができる、大きな声を出すというような教育はしてまいりました。そのせいか、学校訪問した際には、いきなり教室の前へ立たされまして、それぞれがもうスピーチです。それも英語でスピーチです。それにつきましては、よどみなくとはいかないまでも、かなり通じたものがありましたので、研修してよかったなというふうには思っております。それが功を奏したのか、結構、放課、休み等には子供たち、そういう中で和気あいあいとした中で、フランクに話をしておったような光景を今思い浮かべることができます。

ただ、問題点と言われますと、さして思い当たるところがないんですけども、やはり予算的な問題で、どうしても人数を制限しなければならないというところが、ちょっと問題というか、ちょっといたし方ないなというふうには思っております。

また、向こうのほうの対応につきましても、本当にもうフランクに、アメリカ人の気質なんでしょうけれども、ボランティア精神といいますか、受け入れのほうにつきましても問題はなかったかなというふうには思っております。

英語力につきましても、先ほど申し上げましたとおり、さほどたくさんの英語力があるというふうには感じませんが、それでもやはり現地へ行って、何とか生活をしてくる。途中で帰りたいというような、そういう泣き言を言う子は1人も出なかったことはよかったです。

8番 中村英子君

短いすからね、行っている期間も。ホームシックになるような時間ではないので、行ったら瞬く間に帰ってきてしまうという時間で、ほんのちょっと触れ合ったかなというところだと思いますね。

しかし、感想文を読んでもみますと、勇気を持って言った一言が通じたという喜びとか、そういうことが書かれておりますので、それはそれで一定の成果があったのかなというふうには思います。

そして、ところで、行った子たちはそのような経験をして、非常によかったんですけども、この行った子たちの経験だけではなくて、その子たちが自分が受けた経験というものを学校の中でどう生かすのかという、そこまでやっぱりやらないと、行った子だけの特権意識ということになってしまいますので、行った子たちのその経験を学校の中でどんなふうにかされたのか、また、全然行った子だけでよかったんじゃないかっていうようなことなのか。帰ってきた学校の中における、何かやったことがありましたら、お伺いしたいと思います。

教育長 石垣武雄君

まず、本人たち、先ほどのお話のとおり、本当にうれしいというか、よく行ってきたと思いますが、戻ってきて、やっぱりそういう経験をしたということはだれにでもしゃべりたいと、お話をしたいということでありまして、写真とかいろいろなものをクラスの中では見せておりました。

そういうことで、学校として全体で例えば体育館とかそういうところまでということまではいっていないというふうにとらえております。ただ、クラスのところで自分たちの仲間が行ったんだということで、担任の先生初めそういう写真とか、今回お渡しした冊子も、子供たちに渡してありますので、そういうものを見て、みんな友達がそういう外国人、あるいはアメリカ・マリオンはこんなところだというようなところで、外国に対しての意識がなったと思いますし、また、自分の感想から、やっぱりある程度意思表示というか、そういうことをしていかないと、これからいかなんということとは多分身を持って感じたと思いますし、そういうことが子供たちにも伝わったと思いますし、また、英語の先生もそういうことを含めて、これからの授業もまた続けていくんじゃないかな。ただ、これが1回目でありましたので、これから何回か続くことによって、学校としてもそういう体制づくりもやっていくんじゃないかなというふうにとらえております。

8番 中村英子君

わかりました。1回しかやっていませんのであれですけども、今も申し上げましたように、行った子だけの特典ということではなしに、これを学校の中でどう生かしていくのか、それによって全体の教育を高めるという目的まで持っていきませんと、行ったやつは得じゃないかみたいな結果になってはいけませんので、その辺のところの注意は必要かなというこ

とで今質問させていただきました。今後、もしそれが続けられるとするなら、そこまで考えながらやっぱりやっていただきたいなというふうに思います。

それから、英語力についてですけれども、小学生のうちからもう英語を勉強するというふうになってまいりましたけれども、耳からの英語というのは非常にやっぱりわかりにくいんですね、書いてあるものはあれですけれども。今、たまたま私も子供も外国のことに関係がありましたので、一緒になってついて行ったときは、本当に単語を並べて、身振り手振りで通じるんですけれども、何が困るかっていうと、電話なんですよ。電話が来て、英語でしゃべられると、本当に耳からの英語っていうのは、アメリカも違うしイギリスも違うし、またその方言もあるので、耳から来る英語というのは本当に何ていっていいのかな、困るんですね。身振り手振りも通じないし、もう言っていることがよくわからない。

それで、もちろん現地に行くということも、そういう貴重な文化の体験でありますけれども、そういう外の子供たちとの電話、メールじゃなくて、メールは文章で来ますのであれですけれども、電話で生のやりとりをするといったような訓練、これはまた現地に行かなくても、向こうの何々中学生なり何々何々と交流するということは可能になるわけですよ、これは。だから、非常に電話で相手の言っている英語がわかるということは、かなり高度の英語能力ということになってきますので、行くということももちろん一つの経験ですけれども、やっぱりそういう電話で耳からのことをやるということはこの事業の中でもとらえながら、どこかの学校との電話やりとりみたいなことで広げられれば、実際に現地に行かなくても、かなり耳から英語というのは進んでくるのではないかなと、そんなふうに思いますので、お金をかけるばかりではなくて、そういう方法も取り入れながら、交流ということで進めていただいたらどうかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

企画情報課長 鈴木智久君

確かに、電話という方法はいいと思います。ただ、本当に速いです、英語。もうだから聞き取れないというのは、通常勉強した人間でもそうです。もう一つ問題は、どうしても現地とじかに電話しようと思えば、12時間、13時間という時差がありますので、こちらの夜の11時でやっと向こうの朝7時、8時ということになります。ですので、そういう中で、もしメールではなく……

(発言する声あり)

いや、イリノイの場合13時間くらい時差が……

(発言する声あり)

あ、他にですね。今、ちょっと思いましたのは、そこの中学生とのホームステイした家庭でも電話でやりとり等がもしできるとすればというようなことでちょっとお話をさせていただきますと、どうしてもやっぱり時差がございますので、それのところはどうクリアできるのかなという。メール等では時差関係ないもんですから、メール等でのやりとりはやってお

るようでございますが、今後、一つの課題としてとらえさせていただきます。ありがとうございました。

教育長 石垣武雄君

教育関係で私も少しお話をさせていただきますが、私自身も恥ずかしい話ですが、単語を少し出すだけで、あと体を動かしてでしかなかかなか通じませんので、申しわけないんですけども、今、そうなんですね。そういうような日本人というか、会話というのが弱いんですね、物すごく。それあたりで文科省もいろいろ考えて、コミュニケーションを大事にしながら、小学生もこれで今移行措置に入ったわけですが、5年生、6年生で外国語の学習と。この外国語の学習も、黒板にあんまり書いていかんと、ローマ字みたいなことも、そういう耳で。だから、音楽聞いたり、ラジオとかカセットとか、そういう耳の練習、少しぐらい違っていいっておかしいけれども、そういうようなニュアンスをとらえなさいというのが大事なみたいで、やはり私が小さいころは文法で入ったのかどうかわかりませんが、そのあたりのところは是正かなというふうに思っております。

これから、世界に通用する人は、やっぱりそういう会話ができる、今おっしゃられた電話できると、これは相当高度なことだというふうに思います。そういうあたりで、そういう学校のほうも小学校、中学校とやっているわけですが、それはもちろん、今、学校でも、小学校はこの前もそうでした。ALTとあって、外国の方も一緒に授業をやっていると。だから、中学生だけじゃなくて、小学生にもそういうような配当を今しておるわけでありまして。生の英語を、外国人はこんな人っていうような形で、日本人に似た外国人じゃなくて、アメリカ人みたいな、英国人みたいな外国語を話せる方ということでやっているわけですが、それはそれで進めていく必要が僕はあると思うんですが。

もう一つは、国際交流のこれをやっぱり、異文化というか、体験をすると、肌で触れ合うと、やっぱりそれはまた違った意味じゃないかなというふうに私はとらえております。そういうことによって、やはり言葉ももちろんそうなんですけれども、相手の文化を知るということは日本の文化も知っていなくてはなかなか難しいというようなことで、国際理解があるんじゃないかな。そういうことから、子供たちがさらに幅広い人間になったらいいなということで、この会というか、派遣事業あるんじゃないかなと思っておりますので、両方進めたらいいかなというふうに思っています。

5番 高阪康彦君

5番 清新クラブ 高阪康彦でございます。

1つだけ伺いたいんですけれども、実績報告書の96ページの職員数に関してですが、前回、一般質問でもちょっと触れましたけれども、蟹江町はもう293名ですが、一般職員というのは百七、八十だと思いますけれども、これ3万6,000ぐらいの人口においては非常に少ないというか、本当に多くはないと思うんですね。町長が言われるように、本当に少数

精鋭主義でやってみえるかなと思うんですが、そうかなと思う反面、臨時職員というのがあると思うんですが、今、ですから臨時職員さんが何人いて、その人件費は幾ら、また、どうい課に配属されているかということをお聞かせ願いたいと思います。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

臨時のお話でございますが、確かに臨時はたくさんおります。ただ、大半は実は保育のほうで携わっておりまして、保育所のほうの臨時がたくさんおります。庁内を歩いていただきますように、多いところは福祉部門が多くなっておりますが、税務、福祉が多いんですけども、数としては20人足らず、そんなにたくさんは私どもはおりません。ただ、前にもありましたけれども……

(「本庁の中でしょう」の声あり)

ええ、本庁の中にはそういった形でございますので。

(「本庁の中だけ」の声あり)

本庁の中だけで何名かというのはちょっとわからんのですけれども、すぐには。ですから、やっぱり20人程度はおると思います。金額にしてということだと、少し、計算すぐできませんので、今、幾らということは申し上げることはちょっとできません。申しわけありません。

5番 高阪康彦君

ちょっとお尋ねしたいのは、ごめんなさい、足らなくて。職員、要するに本庁の中というのは、役場の中に課がありますわね、そこに配属されている臨職さんということは、職員さんだけで手が回らないから臨職さんを入れてみえるんだから、要するに臨職さんがたくさん入っているところは忙しいとか、入っていないところは余裕があるとかって、そういう判断をしたかったもんですから、なおかつ人数に応じた人件費がどのくらいかかっておるかということを私は知りたかったもんで質問したんですが。要は、先回言ったように、土曜開庁につながる問題なんです、私に言わせれば。臨時職員さんが入ってどのくらいの忙しさかなというようなことが知りたかったもんですから。ですから、役場のある課の中で何人くらい入ってみえるか、20人くらいじゃなくて、総務だっで見れば、何課に何人、何課に何人くらいのかことは大体把握してみえるんじゃないですか。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

おっしゃることわかります。まず、3階ですと1名見えますということですね。2階に参りますと、教育のほうに1名おります。そして、下へ参りますと、一番奥の農政のほうからいきますと、農政に1人おりますし、農政商工課に1名おります。それから、土木課のほうに1名、それからあと、環境課のほうに1名ございます。それから、住民課に1名、もう一人、接客の受付のほうに1名おります。それから、福祉・児童課が2名おります。隣の税務のほうに3名おります。収納課のほうはちょっと多うございまして、4名おります。それか

ら、出納のほうにございます。こちらは2人おります。これも時間的なものがございまして、2人に分けております。それから、次に、すぐお隣に行きまして、保険医療課のほうに2人おります。それから、これは過去からあります推進員という形で、徴収のほうをしていただいておりますが、外回りの方が2名おります。その次のお隣に高齢介護がありますが、高齢介護も2名おります。私どものほうの総務にはおりませんので、そのお隣の企画情報課のほうに1名ということで、大体20名という数字になってまいります。

以上でございます。

5番 高阪康彦君

ありがとうございました。

20名ということは、職員が190ぐらいで、実際そろえると210、それでもそう多いほうではないかなというふうに思いますけれども、人件費まではちょっとわからないですわね。これは、やっぱり時間給810円かなんかの計算でやってみえるんですか。今、聞いているわけ、その時間給でやってみえるわけですね。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

時間給は、基本的には810円でございます。内容的に申し上げますと、大体、女性の方ですと100万円前後でございますので、2,000万円ほどにはなると思います。それから、私ちょっと申し上げるのを忘れました。私どものほうの総務課に、ちょっと申しわけございません。安全担当といいますが、防犯の関係で1名おります。それから、町長室のほうの運転手で、自分のところを忘れておりまして、それを入れると2名ふえてまいりますけれども、これは推進員の関係がありますので別個になっておりますので、ですから、今お話しさせていただいた、大体2,000万円は超えるあたりでございます。

それから、187名というのは本庁におりませんので、大体100名ちょっとぐらいのことでございます。あと他施設に職員がおりますので、よろしく願いいたします。

1番 松本正美君

1番 松本正美です。

ページ数は51ページ、1点だけちょっと質問させていただきます。

あいち電子自治体推進協議会の事業なんですけれども、700万円ぐらいあるわけなんですけれども、これ毎回何か上がってきておるわけなんですけれども、中身がなかなかちょっと見えてこないわけなんですけれども、これたしかシステムの共有化に関するものだと思うんですけれども。

それで、蟹江町も電子自治体をされておるわけなんですけれども、今後これ、今検討ということをお聞きしているんですけれども、県のほうはですね。今後、どのような形で進んでいくのか、20年度はどういうふうだったのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

企画情報課長 鈴木智久君

16年8月にこちらのほうが発足されまして、17年1月から業務を行っております。17年1月から、電子申請届け出システムということで業務が始まりました。これは、全団体向けの業務でございますので、これは今、愛知県で、名古屋市を除きますから60団体、こちらのほうがすべて加入をして、これに係る費用を相互負担して、またこの施設を利用するということでございます。その後、蟹江町単独としましては、施設予約、公民館等の受付と、あとは土木のほうの工事のほうの電子入札、こちらのほうに向けるシステムのほうを導入いたしております。

今後、まず国のほうの施策でもって始まったもとの事業でございますので、これが解消されるということはないと思われまして、県のほうからもいついつに解散するというようなことは聞いておりませんので。ただ、今現在、システム的には何をやるかというところの新たなものについて、研究会は催されておりますが、実際にこの業務について行いますというような当面仕組みはございません。ちなみに今、検討されておりますのは、マルチペイメントということで電子決裁ですね、こちらのほうの検討はされておりますが、具体的にじゃあ何年ごろにやるかとかというようなところまでには至っておりません。

以上です。

1番 松本正美君

1番 松本正美です。

そうすると、検討されておるといことなんですけれども、その都度というわけじゃないでしょうが、半年に1回なり報告は来るわけですか、それなりに。

企画情報課長 鈴木智久君

当然に、年2回総会がございます。その都度、いろいろな各研究会がございますので、こちらのほうからはそれらの内容につきましての電子メールのほうが届いております。

以上です。

議長 大原龍彦君

以上で質疑がないようですので、2款総務費を終わります。

続きまして、3款民生費、94ページから125ページまでの質疑を受けます。

10番 菊地 久君

10番 菊地でございます。

最初、総括のときをお願いをいたしました資料は、ここでまずは社会福祉協議会の問題であります。

ここの20年度事業報告と出されておるものですから、これでは私はわかりませんので、皆さん出されたやつですが、問題は決算で、ここちょっと見ておったら、これではちょっとわかりづらいんですが、一般の人にこれ、会員さんに配ったやつですが、それはそれといたし

まして、余剰金ですね。積立金という金額が、これに表に出てきておりませんが、あくまで私が知り得た範囲では1億を超すお金を積立金、それから社会福祉協議会の会館の積立金なのか、いざといったときに、運営のためにお金が欲しいでためたのかよくわかりませんが、そのことについて社会福祉協議会の決算の中で積立金が現在幾らあるんでしょうかということ、まずはここでお尋ねをします。

それから、次に、社会福祉センターですね、ページ数にしまして107、108というところがあります。

社会福祉センターの整備事業だとか、整備事業でここで382万9,000円支出しておるんですが、るるこれからも、社会福祉センターの問題というのが大きくクローズアップされてくるのは、先ほどもちょっと触れておりましたけれども、かわの駅構想というのが社会福祉会館のある周辺にですね、憩いの家もありますしというようなことで、関連して今のうちに聞いたほうがいいと思うので聞きますけれども、この整備事業で何をおやりになったのかなと、具体的にね。それで、現状でありますけれども、現状どんな管理をしておるかなと思うんですけれども、中には社会福祉協議会の事務所がありますし、一方では、みんな出ていっちゃった後、使っていないんですね。行くとおわかりだと思うが、もう壁を仕切って2つに使ったほうがいいだとか、会議室に何とか使えんだろうか、かびくさい部屋でね。

片一方では、まちの駅をつくりたいとか、新しい建物をつくりたいと奔走しておりますけれども、町のそういう施設がそのままあるわけですね、使わんままにね。だから、その考え方について、社会福祉センターを整備をする、そして整備の仕方なんですが、建てかえようという考え方がいつかあったんですね。建てかえると大変ですから、リフォームしたらどうかとね。だから、その辺の考え方は、あのセンターの使い方ですね。現状、あのまま、それからおふるも人数少ないわけですが、2階のほうは大勢の老人の方がバスで順番を決めてお見えになって、楽しんでおみえになりますし、先週はたしか、ひとり暮らしの人たちと一緒に食事会をおやりになったとかね。

利用価値はいろいろあるんですが、スペース的に非常に今あいておるということですね。あのままやっておくとかびが生えて、お化けが出るような下ですね、感じが、雰囲気があるわけですが、それからあそこにある体育館でも一緒ですね。ちっとも直しゃせんし、幾らやっても銭あるのか、ないのか、あることは言っておるけれども、ちっともやらない、あれ、捨てられた場所ですよ今、社会福祉センター協議会センターですよ、あれ捨てられた場所。お年寄りが使うもんですから、あんな感じでおるのか知りませんが、ちっとも脚光を浴びせんわけね、脚光の浴びないところ。だから、ああいう形でどうなのでしょうかねと思いますので、今の会館、整備、つかったけれども、380万円がどこ使ったかしりませんが、ばつとせんもんですから、構想、今、現状でいいのかなと。次の予算見ても、今年度見てもばつとしませんので、現状について一遍お尋ねをしたいと思います。2つね。

民生部次長・住民課長 犬飼博初君

1 番目の質問でございます。社会福祉協議会の積立金は幾らあるのかというご質問でございます。

社会福祉協議会の積立金は今、1 億1,000万円ほどございます。福祉基金が7,200万円ほど、人件費それから備品購入費の積立金、それから施設整備積立金を含めまして、1 億1,000万円ほどでございます。その後、それはどういうふうに使われるかというご質問でございますが、私のほうで社会福祉協議会のほうから聞いておりますのは、施設整備等に充てたいというような考えを持っておられるということで聞いております。

以上です。

高齢介護課長 佐藤一夫君

福祉センターの整備事業につきまして、まずお答えをさせていただきます。

これは、福祉センター本館、分館、それから舟入、学戸、新蟹江と、ほかにも分館3つございます。全部で5つの福祉センターの修繕費でございます。例えば、浄化槽ですとか、それから給水温泉管ですとか、そういった主に修繕にかかったものがこの整備費ということでございます。

それから、福祉センターの本館の利用の状況についてということでございますが、今、議員おっしゃいましたように、以前、デイサービスが使用しておりましたロビーから西側の部分のところ、あそこを今年度、6月の補正で修繕費をお認めいただきまして、一部中を改修という形で修繕をいたしました。そして、あいたままではということ当然でございますので、そこを有効活用できるようにということで、まずはボランティア室として使用していきたいということで今準備を進めているというところでございます。

10番 菊地 久君

社会福祉協議会の1 億1,000万円、今、積立金がありまして、町からはたしか2,400万円、年間補助されておると思うんですが、その補助を町からお出しになった、運用をして収支ならいいんですが、社会福祉協議会は営利団体ではございませんもんですから、そういう団体であって、1 億1,000万円という積立金があるということ自体が私は不自然でならないわけですね。1つは、その目的、主たる目的は何でしょうか。1 億1,000万円の積立金がある主たる目的は何だろうか。そしたら、社会福祉協議会の事務所だとか、それを整備だというようなこともおっしゃっておりますけれども、今使っておる部屋は、蟹江町の総合福祉センターの本館の一角をお使いになっておるわけですね。本当にそういう計画があって、今、いい、悪いは別として、かわの駅だとか、その周辺を総合福祉ゾーンみたいな感じで、どこかに社会福祉協議会の家を建てると、事務所をつくるんだよと、出ていくんだよと、そんな基本的な考え方が、青写真がぴしっとあると、1 年以内だと、2 年以内だとかいうことがあるのかなと思っておったら、ないまま、どんどんどんどんとお金を積んでおる。だれ

のお金でもないですよ。主たるのは町から出した補助金、それで会員の皆さんからもたしか年間500万円ぐらいは多分会費が入ってくると思いますが、それからそのほか事業で赤い羽根募金やった、これね、いろいろの出てきますし、いろいろお使いになっていくと思うんですが、残ってくるわけよ。残ってきたりしたら、補助金をこちらの決めじゃないもんですから、減らしていく、そういうことだっていいのではないかなと思うし、だから、また逆に、精査して行って、悪いけれども、町も財政えらいから、そんな1億1,000万円、目的もないならですね、お返しちょうだいやと、返してもらおうと。そのかわり事務所は、総合福祉センターの中の事務所をどうぞお使いくださいだとか、こういうような整理ができないもんだらうかなと思うんです。

会長さんも今度かわられまして、新しい人も会長になられたいい時期だなと思いますので、何らかの形でやらないとね。不思議なんですよ、今一番大事なときでしょう。民生の問題で、生活がえらい苦しいだとか死ぬ、生きる、生活資金を貸してもらいたいだとか、貸付金の制度もいろいろありますよ。だから、今一番大事なときに金を遊ばせているわけよ、正直言って何使うかわからんような金をね。そういうことでいいのかと。これは、やっぱり問題提起をしておかないと、いつまでたってもそれで終わっちゃうから、余分なことを私は言うようでありますけれども、どうなんでしょうかね。よその団体のことだから、一つの独立した社会法人ですので、それ以上言いにくいとおっしゃるかもしれませんが、もとをただせば、町が主体となってやっておったんですよ。だから、私は何らかの形で問題解決に向けてやれないだらかなと思いますので、社会福祉協議会の補助金並びに社会福祉協議会のあり方について、会長もかわられたときですので、一遍検討されるご意思がひとつあるのかどうか1点。

それから、総合福祉センターの本館でありますけれども、先ほど課長から話があったように、若干間仕切りをして、部屋が遊んでおりますので、こっちこっちで使って、ボランティアの人に使ってもらってだとかいうような構想であります。あの本館そのものをですね、一定使い方はいっぱいあると思いますけれども、何年も使っておりますし、下ほっとけばかびくさいようなね。本当に何となく嫌らしい、嫌な感じのするようなふうになっちゃたの。もっと福祉センターを、特に老人の皆さん方が来て楽しんでいくところ、死ぬ場所ならいいんですよ、あれね。遺体安置所みたいなら、ああいう感じで私はいいと思いますよ。本当に風通しも向こうは悪いし、何かかびの生えたようなね、湿気くさくなっておるよ。行ってびっくりこいた。だから、お年寄りも2階を使っておるから、まだ風通しもいいし、カラオケもあるしね。いろんなやって、階段をおりてぐうっと行き、それで帰っていっちゃう、バスでね。しかし、それを1回おりて、西側のほうへ向かった部屋なんていうのは、あれ町の公有財産の部屋でしょう。ああいう管理をしておっていいんでしょうかと、体育館も1万円かなんかで払い下げてもらったままで、そのままですよ。あれも整備すれば体育館を使える、

多くの人たちがですね……

(「あれは使っています」の声あり)

やりたいと思うとぼっこだと言っているの。銭を使って整備をして、喜んでもらえると。そういう公共施設いっぱい遊んでおるんじゃないのと、遊んでおるところを有効利用をもっとして、利用者のためにお金を使ったらどうでしょうかということなんです。それと、もうあれは3年後には壊しましょと、壊す場所だから銭かけるのは嫌だとか、そういう方針なのかどうなのか、その辺のところは伝わってこないんですよ。あれをぶち壊して、かわの駅と一緒に例えば20億だとか30億の投資をしよう。町の今の会計いろいろやると、総事業費、私は50億は投資ができる資金力があると思う。今、6.7か8ですよ、起債償還、多いときは10%超したところがあるね。それまでいこうと思ったら、50億ぐらい私は事業できるじゃないかと思えますよ。それは向こうでやっていただくことであります。

だから、今、あの会館はそのまま残して、整備をして使いやすいようにするのか、もうあれは一、二年後にはぶち壊すんだと、だからもう余分なことはしたくないと。かびが生えようが何しようが、まあ適当に使っておってもらえりゃええがやということなのかどうなのか。それから、よく言われるあの周辺の、先回もさせてもらいましたが、1億7,000万円で買った土地ね、分館の憩いの家の人たちの駐車場に使ったりということやって、蟹江様の蔵のあるところ、あれも先回も言いましたが、蔵があって、そのままほったらかしで、あれも何するかわけわからず、お化けが出るような形にしているのかどうかね。蔵だから、あそこから大判小判がざくざく出てくりゃ一番蟹江は助かるけれども、そんなふうじゃないですよ。

それから、一番心配しておるのは、建築会社の機器材が置いてある。あれ、雰囲気的にああいうもんなくなると、佐屋川の川のと釣りをやっておる人たちね、今100人も一生懸命釣ってござるし、雨降りゃ、変なテントの中は入ってやってござるけれども、場所的には非常に皆さんが集まってくるにはいいところであります。そんな解決ができるかどうかわかりませんが、それはさておいて。

そういう考え方ですね。あのまま、予算は組んでありませんし、方針はありません。方針は、文書はありますよ、立派にしたいと言っていますが、財政的な裏づけだとかなんかもありませんが、どうされるのかなと。あのままの建物で適当に置いておくか、適当に使ってもらえばいいということか、その辺はどんな考え方なのでしょうかね。

町長 横江淳一君

では、ご答弁を差し上げたいと思います。

まず、整備事業のことにつきましてであります。先ほどの社会福祉協議会のあり方、積立金の使い方等々も今、担当の者が、実は実務的にしゃべらせていただいたと思います。まず1つ、ごめんなさい、もう何度も言いますが、これ削除します。

町長になりまして、即公共事業の見直しということと今現在ある町の施設等々、すべて点

検をさせていただきました。優先順位の順番から耐震のおくれたもの、それから建てかえをしなきゃいけないもの、るる17年度からやってきたのは周知の事実であるというふうにご理解をまずいただきたいと思います。

その中で、社会福祉協議会の建物、総合福祉センターの建物、ここの使い方についてはもう数年来、実は検討をしてまいりました。先ほど山田邦夫議員のときにもお答えをいたしました。輝来都かにえ・かわの駅・まちの駅検討会議、これは職員、担当を入れましてほぼ15人のメンバーで、実はこの総合福祉センターの周辺も含めた蟹江町の遊休地、使っていない土地の利用も含めてでありますけれども、これの利用状況、そして今後の考え方も今、検討会議でやるやっておるわけであります。

その中で、まずご指摘ありました建設会社の資材置き場、ここの位置をどうするかということで今年度、本議会で測量費130万円上程をさせていただいております。これも唐突ではございませんで、3年ぐらい前から実は考えておったことでもあります。その前に優先順位の順にずうっとやってきたわけではありますが、それと同時に、たしか2年前でありましたけれども、今現在の総合福祉センターの耐震、それから改装にどれくらいお金がかかるだろう。1万円で譲り受けました勤労体育館の耐震も含めてでありますけれども、それをやりましたところ、駐車場の整備も含めて3億円以上、あのままの状態でも改修しても3億円以上のお金がああ時点でかかるという報告を実はいただきました。ああ、これは大変なことだなということで実は思っておったわけでありまして、アサヒサンクリーンさんが撤退をされました。その跡地の利用も、今の状況では耐震には問題がない。耐震に問題がないということでしたら使わせていただけるようにしたいというのが1つございました。これは一つの案であります。

それと、勤労体育館も、ご存じのように、来年度からスタートをさせていただきます総合型地域スポーツクラブの拠点として、事務所を置いて使いたいというふうに思っております。ただ、議員ご指摘のとおり、大変雨漏りがしておりまして、板がはねたりというのがありました。それは、最低限の補修ではありましたが、補修をさせていただき、今、十分使っている状況でありまして、今、中村議員もご指摘ありましたように、あきがない状況でありまして、たくさん今実は使われているわけであります。

そして、総合福祉センターの考え方としては、改築するのか、それともスクラップ・アンド・ビルドで建てかえがあるのかということも含めて、かわの駅・まちの駅の構想会議の検討会議の中である、これは一つの方向性を見出していこう、この考え方は今でも変わりはありません。

そして、平成7年に購入いたしました、1億数千万円で購入いたしましたあの土地も全く使用されておられません。移築費はただでありましたが、蟹江城の城址の跡地にありました蔵の移設もありました。あそこは大変シチュエーションがよくて、あそこを何とかアウトドア

の一つの拠点にできないかということも、3年ぐらい前から計画には実は入っておったんですが、なかなかあそこに資金を投入するだけの計画ができませんでした。今、それをじっくり時間をかけて、どういう状況が一番いいのかということ今検討している最中であります。

そこで、まず一番考えなきゃいけないのは、まずあそこの土地の測量、今回、測量費を上程させていただいておりますが、あの川の中にも実は地権者がありまして、大変複雑になっておるわけでありまして、それをまず検討させていただき、できれば土地の入れかえをさせていただき、南のほうにその土地を移動していただき、有効に今の1億数千万円の土地が使えるような、そんな空間を捻出してみたいな。その後に総合福祉センターを取り壊すのか、それともそのまま、3億円以上のお金をかけて現状維持にするのかということも、これも検討していかなきゃなりませんし、当然その時点になりましたら、議員の皆様方に予算編成も含めてお願いをすることになります。今まだその段階でない、その前段階であるということをご理解いただきたい。

そんな中で、今せっかく、かびくさいところかもわかりませんが、年間数百万円の維持費をかけて今、温泉のパイプが朽ちているところがあります。それから、先般もボイラーが壊れたとか、それから配管が破れたとか、シャワーの出が悪いとかという苦情をいただいておりますので、その都度、あるお金で最低限の補修をさせていただいておりますが、ちょっとこれももういっぱいいっぱいのところに来ました。そんな状況で、今あいているところへ何とか協働まちづくりモデル事業で活躍をしていただいておりますキーファの方、そして今、夢案内人（ゆめあないびと）の方にも協働で、まず一つモデルケースとしてあそこの場所を使っただけないか。もう一つ言うと、NPO法人でもそこで育てていただいで、今後の蟹江町の施策に活用するといいいのかな、こんな考え方も持って今、総合福祉センターの使い勝手を考えておるわけであります。

その1億1,000万円の使い方、多分その中身の中で出てくるやに思っておりますし、今現在、総合福祉センター本館の使い方が決まるとは思っておりません。大体2時から4時まで、長寿会の皆様方があそこでそれぞれの単位で今お使いをいただいておりますけれども、効率の悪い使い方であるのかなという考え方をもって今、分館のほうで十分使用目的に達しているような、年間10万人近い使用が今あるわけでありまして、ここも非常に老朽化をしております。この2つの施設も含めて検討を、かわの駅・まちの駅の検討会議の中で考えていただければ、議員皆さんにはその都度またご説明をさせていただきますが、今やっとその考え方に着手をしたところでありまして、これから幾らお金をかけていくか、いや、お金をかけずに別の方法だということも、これも選択肢はあるわけでありまして、何とぞそのところをご理解をいただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

10番 菊地 久君

町長のしゃべっておることをうのみにしておくで大変でございますので、私はくぎを刺したいと思う。知らんでおるうちにそのまま進んでいっちゃうしね。議会に相談をして、相談してと、うまいことばかり言うけれども、なるべく相談せんように、一方的にやっとなせんかといって私は思っておる一人ですがね。

それで、うまいんですわ。両方うまいこと言っておるもんでね、ああそうかなと思っておるとえらいことになるで、言いますけれども、老人福祉センターですわ、先回の公共施設の耐震補強状況の一覧表を出していただいたんですが、老人福祉センターは、耐震の補強のあれはやらなくても結構ですということですね。ということは、あのまま使えるということですよ、基本的にあのまま使える。耐震補強せんていいということは、あのままあの建物は使えるということ。基本的に使えるものであったら、ぶち壊して、新しい新品を使うようなことはせんほうがいいと。幾らかかると思います。まあ、いいわ、それは財政的なやつはまたお尋ねするが、もしつくとしたら、幾らの予算が要りませと、概算ですよ。一遍出してください。

そして、中をリフォームすると、使い勝手を考えて、これはこうやって、こうやって、こうやったら幾らで終わるんだよとか、そういうことをつくる方向と、あれをうまく再利用できるほうの試算を早目に、わかりやすく出してもらいたいんですよ。そうすれば、決心も我々もつきやすくなる。今、私は、そんな無駄になるで置きゃあというのは基本線。町長、ひょっとしてあの辺を全体をやって50億はかからんでも、30億近い金を投資してでも整備をば一っと、それは夢はいいんですわ、描くの、物すごいうれしいですよ。しかし、果たしていかなものかなという気はお互いしてくるもんですから、今の会館の使い方、本当にあの時間だけでああいう使い方でもいいのかとかね。だから、あれをもっときれいに内装を整備したりいろんなことをして、使い勝手も変えたりしていくと、併用して憩いの家も一緒にできやせんだろうかとか、いろんな考え方いっぱい生まれてくるわけ。だから、お金をかけずにして、皆さんに喜んでもらえるようなものにするにはどうするかと。

それで、先ほど町長、いみじくもぱっと本当に入れたけれども、社会福祉協議会の1億のやつも、それ全体やるときにその金もうまくここで使えばいいがやとね。これはたしか、あなたの青写真を見ておると、本当にすばらしいんです。あぁいいことだなと思えますけれども、今の状況は、財政状況やいろいろなこれからのを見たときに、いかなかなと思えますので、ぜひ早目にこうしたほうがいい、これは幾らぐらいでっせと、こうやったほうがいいけれども、大体、財政的には幾らですよというのを早目に出示していただきたいというふうに思っていますので、それをちょっとお願いをしておきます。

6番 林 英子君

99ページの障害者福祉事業のところ、101ページの上から、21というところにケアホー

ムの重度障害者支援体制強化事業費21万4,020円というところがありますが、これはこの内容についてどういうことなのか、教えていただきたいと思います。

それから次に、109ページ、子どもの医療費事業のところでお聞きをいたします。

小学校の卒業までの医療費が無料になりまして、中学校の入院も無料になりまして、本当にうれしいという皆さんのご意見がうちにもたくさん届いております。実現して本当によかったなというふうに思います。そこで、中学校までの通院の無料は、いつごろの予定か、どのように今お考えなのかをお聞きいたします。

そして、入院分について償還払いになっていたが、小学校の通院無料になったので、7月以降は現物給付でいきたいと返答がありました。今、そのようになっているかどうかをお聞きいたします。

それから次に、117ページの遺児手当についてお聞きをいたします。

実績報告書の47ページの真ん中に、遺児手当についてあります。それを見ますと、18年が300人、19年度が313人、20年度が179人になって、予算でいうと568万2,600円の減額にもなっております。この内容についてお聞きをいたします。

その4つについて答弁をお願いいたします。

民生部次長・保険医療課長 齋藤 仁君

109ページでございます。一番上の欄でございますが、子ども医療の事業費ということで、今現在からさらに拡大をして中学生までということでございますが、まだいろいろと制度が変更になって順次来たところでございます。いましばらくお時間をいただいて、冷却期間という何でございますけれども、しばらく制度の安定化を図っていきたい。これが国や県のほうの制度で変わってまいりますれば、当然そちらのほうは適切に対応してまいりますけれども、今のところ独自の拡大については、まだまだ考えておるところでございます。これも、町長のマニフェストにあったように、全然やらないというわけではございません。ただ、しばらくはお時間をいただきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、現物給付化は……、ちょっと暫時休憩を。

議長 大原龍彦君

ここで暫時休憩します。

(午後 2時55分)

議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時16分)

議長 大原龍彦君

民生費、答弁からよろしくお願いたします。

民生部次長・保険医療課長 齋藤 仁君

大変失礼をいたしました。

子ども医療費の件でございますが、20年7月から現物給付になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

福祉・児童課長 鈴木利彦君

まず、ケアホームの件でございますが、こちらのケアホームの重度障害者支援体制強化事業21万4,020円の件ですが、こちらのほうは重度障がい者を受け入れている事業所に対しての補助ということになりまして、20年度はレインボー共同生活介護事業所となっております。

次に、主要成果報告書の47ページの遺児手当の関係でございますが、20年度について、19年度と比べると約半分ぐらいに落ちていると、その理由でございますが、15年4月に県の遺児手当も改正され、それに伴いまして町の遺児手当も改正をしまして、支給期間を5年間ということで改正がなされております。ですので、20年度はその初めての改正が適用になって、半分の方が支給資格をなくしたということでございます。

以上でございます。

12番 山田乙三君

12番 新政会 山田乙三です。

菊地議員が質問されたこととちょっと重なるかと思ひますけれども、ページでは95ページの社会福祉協議会関係であります。ちょっとお尋ねを二、三点させていただきたいと思ひます。

1つは、私ども新政会の議員団は過日、輪島市の社会福祉協議会へ行って、微に入り細に入りいろいろと聞かせていただき、多岐にわたって幅広く、女性の事務局長のもとにやっておられるなど、こういう実感を得てきたわけでありまして。特に、地震の対応については、女性の所長さんでしたけれども、血圧が200ほどまで上がり、それとボランティアで災害救援ですね、その対応に非常に苦慮されたということで、生々しいお声を聞いてきました。

その中で1つ、一方ですね、すぐ蟹江町の隣に戸田川緑地というのがございますね。あそここの管理ですね、あれは愛知県……、私は名古屋市じゃないかなと思ひますけれども、管理運営は社会福祉協議会が現実にやっておられます。結構広いですね、バーベキューもできますし、近くでネットで調べられて、愛知、三重、岐阜、静岡等々からかなり若いお母さん方が子供さんを連れて来ておられる。そういう展開を社会福祉協議会がやっておられ、何が言いたいかという、1つですね、前も私、一般質問でも言ったかと思ひますけれども、高齢社会を受けまして、例えば急に病気になった、あるいは車いすで行くときにはなかなかそういった車の対応がないということだと。一般の福祉タクシーをよく使われるんですね。中には、寝たきりの方は、ストレッチャー付きのいわゆる福祉タクシーをやると、具体的な例ですけども、富吉から海南病院へ片道8,000円なんですね。運転手さんに、「正直言っ

て高いですね」と申し上げたら、「山田さん、おたくの仕事でしょう」と、こういうことは、だから、何らかの方策で、おまえさんの仕事だで、いってちょうだいよと言われて、笑って過ごした経緯がございますけれども。

さて、そういう中で、社協の中で、以前、町長さんも言われたかと思えますけれども、必ずしも普通車とは私言いませんが、軽自動車ですついで、いわゆる積み込めて、海南病院あるいはその他の病院へお送りする、非常に格安な料金でという体系も、これからの高齢社会では必ず必要になってくるなど、こう思っています。ですから、社会福祉協議会というのは当然、私もらっていますけれども、補助金あり、蟹江町の外郭団体で、先ほど菊地議員からの答弁の中でも、1億1,000万円とのお話もございました。そういう中で、ぜひとも社会福祉協議会にはお願いを申し上げたいのは、そういう福祉タクシーですね。以前、一般質問でも言いましたから、細かいことは言いませんけれども、実現の方向で検討をしていただき、一方では、救急車をタクシーがわりでおやりになっておる方が、最近頻繁になってきたと、これじゃかなわんということで、各町内会にポスターが張ってございますですね。そういうことの実情なんです。

それから、社会福祉協議会関係の話をしますと、6月末に社会福祉協議会の会費、これ1口500円なんですね。それからもう一つ、11月ごろですけれども、赤い羽根も1口といえますか、協力が500円、こういうことになっています。それからもう一つ、ついでの話なんですけれども、5月末に日赤社費、これは各30町内に割り当てられまして、5月末に納めてくださいよと。それで、具体的には、各町内、私、マルイさんのネットを見させていただいていますけれども、マルイネットというの。その中でも、北之町の町内運営の実態がきちとつまびらかにそれこそ書いてありますが、前期の町内会費の中にオンされまして、例えば富吉的に言えば前期1,500円で、500円をちょうだいして2,000円という形でお集めになっており、後期もしかりであります。

日赤社費については、以前、1軒当たり幾ら幾らと集めていましたけれども、実態を申し上げますと、5年間ぐらいの平均で100%というわけにまいません。そのぐらいの金額をまとめて、日赤社費として納めさせていただく。それから、赤い羽根も1軒当たり500円ですと、当然1,000軒あれば50万円です。これも実績絡みで、これについては今のところ後期の町内会費1,500円プラス500円で集めさせていただき、強制的じゃございませんですね。その中で、聞いてみますと、北之町さん、これは別に悪いことじゃないから言えますけれども、前期も後期も赤い羽根もですね、それから社会福祉協議会の会費も、町内会費の中から支出をされている、いわゆる捻出されている。これは、当然ながら町内の総会を経てそういう形でやっている。

もう一つ、30町内会に目を向けて見ますと、かなりのウエイトでそういうことでやっておられる。一方では、裁判の判例でこれは違反だよと。私の町内会の意に反するところで、例

えば社会福祉協議会の500円を出してもらっては困る、あるいは赤い羽根、それは確かに細かいことといえばその通りなんですけれども、その点で、嘱託員会議でそんな話が出たかどうかは知りませんが、いわゆる元締めのところですね。その辺では、総会で決まれば、私は聞かれたら、いわゆる総意でありますので、幾ら裁判だろうが何だろうが、そういう形で決まれば特に問題ないのではなからうかな。ですから、今の現状走っているのは、ちょっとあいまいもことした感じで現在があるよ。この辺の例えば社会福祉協議会のお金の徴収の仕方は、それは原則的にいえば1世帯当たり1口500円ですよ、封筒に入れてくださいよ。赤い羽根もしかりなんです。その辺のめり張りの言葉を、いわゆる実態と、それから1口、今言いました形でやっている、どちらでも、どんなお考えかどうか。

それから、日赤社費については、一部聞きますところによると、目標金額が設定されます。だけれども、もとのほうへ納めるときには苦情はありませんと、こういう担当者の声も聞いておりますが、それでもやっぱり30町内会あれば、余り恥ずかしいこともできんということで、大体真ん中あたりの金額を、ウン十万円という形ですけれども出してある。ご存じのように今、社会はこういう状態ですので、その辺をですね、細かいこと、社会福祉協議会の会費については、会費を納めておるときには、当初のスタート地点では社会福祉協議会では台帳があったんですね。町内会にしても、それぞれAさん、Bさんという形で、会費として会員の方については台帳があったんです。私、今大体、調べていませんけれども、台帳がなくなると、こんなような形も思っておりますけれども、その辺の実態ですね。言える範囲でお聞かせを願いたいと思います。

要約しますと、社会福祉協議会、補助金が出ております関係で、特に福祉タクシーの導入、軽自動車も含めて、何もいきなり普通車とは言いません。できたら、車いすは当然ですけれども、ストレッチャーで送り迎えといいますか、予約制も含めてどうなのかな。ひいては、救急車の後方支援というのか、タクシーがわりに使ってみえる一つの対策の一つにもなるのではなからうかな、こう思っています。

それから、戸田川緑地の例を言いましたけれども、管理運営は社会福祉協議会が手広くやっている。輪島の例も言いました。その辺のサジェスションといいますか、町が補助金を出している、こういうこともひとつお願いできないだろうか。具体的な展開が目に見える形になってきたらいいのかな、こう思っております。その辺少し、いわゆる答弁できる範囲でお答え願いたいと思いますけど。

民生部次長・住民課長 犬飼博初君

まず、第1問の軽自動車で格安な福祉タクシーはということでございますが、この点につきまして、私のほうから社会福祉協議会のほうへお話はさせていただきますが、財政的なこともございますので、なかなか難しいことがあると思います。

それから、会費と赤い羽根、日赤社費の集め方でございます。日赤社費のほうは社会福祉

協議会ではやっておりませんのでちょっとわかりませんが、赤い羽根も会費についても、議員言われたとおり、赤い羽根については法律的に強制的なことはということで、裁判上判決も出ておりますので、今はそのようなことはしておらないと思っております。それから、会費についても、強制的じゃなくて、ご協力をお願いしたいということで社会福祉協議会のほうはやっておられるというふうに私は思っておりますので、どうぞご理解をお願いいたします。

12番 山田乙三君

社会福祉協議会の会費という、今言われたとおりで、私もそういうとらえ方をさせていただいておりますけれども、確かに500円掛ける1,000世帯といったら50万円ですね。それで、過去の実態、5年間ぐらいの平均しますと約半分なんですよ、実態としては。ですから、社会福祉協議会のほうとしては正論ですつといけば、50万円に近いお金が入るんで、それはそのとおりでいいと思うんですけれども、実態はね、実際に大変なんですわ。あの班長さんが見たら嫌らしいで、1,500円から500円になったら嫌々というのが実態なんです。その辺もかんがみていただいて、実績絡みといいますか、なかなか言いにくい面もあるでしょうけれども、多分、資料をお持ちだと思いますけど。30町内会の実態、いわゆる町内会費とセットで集められているところ。今、課長が言われた個々に封筒に入れて集められている方法、それから今、答弁漏れですけれども、台帳はどうなのか。当初のとき、私も目で確かめております。困ったな、1,000世帯の中で台帳とやっても、金とやっても、名前と金額と合わん場合があるし、非常に困った記憶がありますし、今は恐らくその台帳はないと思いますし、何かね、例えば車いすだとか電動ベッドも含めてお借りしたいときは、会員だからいいよ、会員じゃなかったら借りれんよと、そんなことは言われんと思いますけれども、特にベッドなんかは借りたいとか、それから車いすも借りたいとか、結構あそこも満杯で借りれないと思っておられる方結構おられるの。実は、行くとですね、結構ありますから、あいているから使ってくださいと実態、そういったアナウンスといいますか、PRの点も少し不足しているのかなと、こう思っています。

それから、福祉タクシーの件に関しては、ちょっと今1億1,000万円という声も聞こえましたけれども、これは社会のニーズといいますか、高齢社会と口だけで言うんじゃないで、やはり私、兄貴をですね、あるとき海南病院に連れていきましたんですよ、ストレッチャーで。8,000円で、びっくりはしないんですけども、私も払いましたけれども、実態、片道だけで8,000円というのはいかがなものかなと、こうしみじみ思い、タクシーの運転手に「高いですね」と言いました。ですから、これは輪島市もやっていますし、ほかの自治体もあるし、メリット・デメリットもあるでしょうけれども、軽自動車でも結構ですからね。じいちゃん、ばあちゃん2人が支え合って、いわゆる年金暮らし、あるいはそういう中でやっておられる方のことを思えば、社協で少し取り組む、これからの課題としても決して私は罰が

当たらないんじゃないかなと思いますよ。それで、ストレッチャーというか、そういった形もやって、海南病院へ行って、今は携帯もありますし、電話もありますので、何時ごろ迎えに来てちょうだいと、こういう温かいことをやるのが本来私は社協のお仕事ではなからうかなと。

要らぬ世話と言われてはいけませんけれども、あえて言うのは、蟹江町の外郭団体はやはり補助金もおつけしている状態なんで、ぜひともこれからの時代は困った方に優しい、お年寄りに優しい行政が私は是が非でも必要だと思っていますんで、担当課長からでも言ってあげていただきたい。急にはいきませんが、大体、介護も含めてわかるんですよ。介護から病気になれば離れますわ。ですから、そういう実態をシビアにつかんでいただいて、医療行為と介護とはちょっと違いますんでね。その辺をしっかりと包含していただき、現実をつかまれて、そういう位置づけの方向にぜひとも向かわれてほしいと思います。

それから、戸田川緑地の話をしましたけれども、戸田川緑地イコールウォーターパーク、あるいはその他のいわゆる一元化といいますが、公園だとかそういう点も、これから町に課せられた検討課題の、私は行革も含めて必要だな。確かに、年配の方も仕事もない、それから職員の方には本来のすべき、例えば納税関係にも当たっていただくとか、決してウォーターパークの公園緑地管理課じゃなく、管理、課はやめたって、町長言われたですね。ですから、正規の職員を方を本庁のほうに戻っていただくか、あるいはもっとやりがいがあるといいますが、ああいうのもやりがいがあると思いますけれども、シルバーの方や社協の方の管理運営の方向へぜひともいかれるように要望申し上げたいと思います。

それから、赤い羽根と日赤社費につきましては、町内会長さんになられた方ばかりの方はわかりませんよ。ある言葉の非常に活発な人が、「裁判で負けた判例があるでしょう」と、こう言われるとあれですけども、一方では、町内会の中で、まじめに取り組んで、総会に回り、その上での裁判であれば、総会というのは総意ですからね、みなさんの。ですから、そういうケースもありますんで、もう一律に担当部署としては封筒に入れて500円というのもいいですけども、先ほど言いました班長さんが行くと嫌らしいで、1,500円のを2,000円と、こういう形になると、おのずと20万円が50万円になる。それは、社会のほうも潤うし、担当部署もいいでしょうけれども、実態に即してやっていただきたいと、こういうことです。何か答弁がありましたらいただきたいし、なければ、要望を申し上げます。

議長 大原龍彦君

要望でいいですか。

12番 山田乙三君

いやいや、担当部署の、福祉タクシーの件特に。

民生部次長・住民課長 犬飼博初君

今、貴重な意見を拝聴いたしましたので、社会福祉協議会のほうへ申し伝えます。

8番 中村英子君

8番 中村ですけれども、今、課長、貴重なご意見で何ですか、会費の集め方についてですか。何が貴重なご意見だったの。

それで、私が今言いたいのは、今、山田議員からご質問ありましたけれども、福祉タクシーとかそういうことはちょっと別に置きまして、社会福祉協議会の会費の集め方については、町内会がまとめて一括人数分を払うとか、そういうことはいけないよということで、理事会でそういう決定がなされましたけれども、私が理事のときに。それで、ですから、それが徹底されていない部分がどこかあるのかどうかをちょっと指導をちゃんとしてもらわないといけませんけれども、それはもう改善されているはずなんですね。それは私の理事会のときで、今、理事に入っている方がここにいらっしゃいますので、事実を今度、総務民生常任委員長からお聞きになればいいんですけれども、理事会ではそういう話になっておりますけれども、徹底されていないんですか、ちゃんと。

民生部次長・住民課長 犬飼博初君

会費の集め方は、先ほど中村議員言われたように、強制的にはやらずに、きちっとやっております。

8番 中村英子君

理事会のときに、私も裁判の今、山田議員が言われました判例もお持ちいたしまして、そしてこういうことはいけないよということで提案させていただきました。そして、その中で余り意見は出なかったんですけれども、当時の理事長であります佐藤篤松さんなので、彼の言うておることは余り信用できないので、事実かどうか、あれちょっと審議しないといけませんけれども、もうそういうやり方はやらないということで、もう個々でいただくように徹底しますということでお話しあったんですよ。ですから、役場の職員の方も、町内会長さんというか、囑託員のお集まりのときに、囑託員会議のときにですね、それは徹底してそういうことはやめていただかないといけないことですよね、現にまだそれが続いているとするなら。続いている町内会はどこどこがあるのか、もしそのことが。そこでちょっと出してもらって、その町内会さんに対して、具体的にそれはいけませんということ言えばいいわけでしょう。それをまず言ってください。じゃあ、どこの町内会がまだそういうことをやっているのか。

民生部次長・住民課長 犬飼博初君

申しわけございません。私はちょっと承知しておりません、どこの町内会かということ。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

生活保護行政について聞くわけですけれども、またこの項目がないので……

議長 大原龍彦君

ページ数は。

7番 小原喜一郎君

言われるかというふうに思いますけれども、言うなれば、住民課で窓口業務をやっておりますので、強いて言えば、95ページの社会福祉総務人件費のところでも承りたいと思うのでございます。

実は、生活保護の窓口業務を蟹江町が一定の形でやるわけでございますので、その点について、もう一度改めて確認しておきたいということで質問をさせていただくわけですが、これここに実は文書がありまして、これは愛知県健康福祉部長の各福祉事務所長あてに出した文書でございます。

その内容をちょっと紹介したいというふうに思いますけれども、「ホームレス等に対する適正な生活保護の適用について通知」というふうになっていまして、つまり「つきましては、いま一度下記事項にご留意の上、適正なる生活保護制度運営の一層の推進にご尽力いただきますようお願いいたします」として、記として「保護の相談、申請時における適切な窓口対応について」となっておりまして、「保護の相談に当たっては、申請権を侵害しないことは言うまでもなく、申請権を侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むこと」、これは私一般質問で申し上げたとおりのことでございますが、「相談者の状況を把握の上で、他方、他施策の活用等についての助言を行うとともに、生活保護の仕組みについて十分な説明を行い、保護の申請の意思を確認すること。また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続についての助言を行うこと。相談者に対しては、扶養が保護の要件であるがごとく説明を行い、その結果、保護の申請をあきらめさせるようなことがあれば、申請権の侵害に当たるおそれがあるので留意されたい。なお、保護申請に至らなかった者については、必要に応じて関係機関等の窓口につなげるなど、適切な対応に努められたい。さらに、生活困窮者に関する情報が保護の実施機関につながるよう、住民に対する生活保護制度の周知に努めるとともに、保健・福祉関係部局や社会保険、水道、住宅担当部局等々の関係機関及び民生委員・児童委員との連絡・連携を図るようお願いします」と、こういうふうになっておるんですね。

さらに細かく、ホームレスに対する保護の適用についてといて、例えば路上生活者になった場合の住宅の問題も具体的に指導しているわけなんですよ。ですから、これを読みまして私は質問をしたわけでありまして。

そこで、次長の答弁の中で、申請書は蟹江町の窓口で先月から置くようになったと言いましたね。置くようになったはいいいけれども、申請権を侵害しないように、直ちにそこで申請書を書いていただくことですね。これをやろうとすると、勢いいろんなことを聞いたりなんかせにゃいかんこととなりますね。そういうことは今までどうやっておったかということ、蟹江町の窓口で申請権者に対して、これは断れないかと判断をすると、海部事務所に電話をか

けて、いつ幾日に会っていただきましょうという連絡調整をやった上で、本人にいつ幾日に役場に来てくれと連絡をして、それまでの間が1週間ぐらいかかっちゃう。理由を言わせるわ、福祉事務所当局はね。あっちからもこっちからもいろいろあるので忙しくて、ここしか時間がとれないとかどうだとか。結局、申請権者はそこで、窓口においてありますから申請書を書くわけです。それで、生活保護法第24条3項でしたかな、には2週間以内のその決定の通知を出さなきゃいかんと、こういうふうに出たわっていますね。その時間がどうも過ぎてしまうということがああるわけなんですよ。

そこで、役場の窓口申請書を置くわけだけれども、そして申請権者の申請権を脅かさないうようにそこで書いてもらうということとすると、実務をスムーズに運ぶためには、それなりに一定の役場の窓口なり、蟹江町の住民課が協力しなけりゃならん事態があると思うんですね。それは、生活保護法第19条7項4号に、町長が福祉事務所長と連携をとって云々ということがうたわれていますね。そういうことで、できないかどうかということはひとつ研究していただく必要があるかと思うんですよ。

それで、少なくとも申請用紙を置いたということは、それに対応するという構えだろうというふうに思いますので、その事務をスムーズに運ぶためにどのようなことをやろうとしていらっしゃるのか、聞きたいんです。

民生部次長・住民課長 犬飼博初君

一般質問のときにもお答えいたしました。私のほうとしましては、生活保護をしたいとご相談があれば、その場合に面接相談して、生活保護という前に他の施策が活用できないかということでご相談させていただいておるというふうにお答えさせていただきました。そのときに判断させていただいて、もし必要があれば生活保護ということになります。議員言われているとおり、申請は別に私のほうと定めるようなことはございませんので、その場でお書きいただくということであれば書いていただくということになります。ただ、事務所のほうですぐ面接に来れるかというところでもない、議員もよく知っておられると思いますが、忙しければどうしても都合がつかないという場合もございますので、その日にちがおくれるということなんです。

ただ、今言われたように、その日にちにおくれる日にちに受け付けをするということはいかんとということだと私は思います。言われたことは、それで、申請された日に受け付けされたということ私のほうはやらせていただいているのは別段構わないという解釈をしております。

以上です。

7番 小原喜一郎君

生活保護法では、申請書を書いた日が申請日というふうになっていますね。ですから、保護の決定はその申請日にさかのぼって決定されるわけですが、その決定そのものが2

週間以内に本人に通知しなければならんというふうになっているわけですよ。だから、その2週間以内に実務をこなさなきゃいかんわけですよ。そのこなすのに海部事務所だけに頼ったり、任せておいたら、これは進まないというふうに私は思うし、当然、窓口業務をあずかっておる町村部だってそういうことは感ずるだろうと思うんです。そのことを目玉にして、せっかく申請書を窓口にしたわけですから、置いておいて何も受け付けしなかったら、これ置いた価値ありやしませんよね。

ですから、申請権者の申請権を脅かさないということであれば、本人が申請したいとあくまで言えば、受け付けなきゃいかんわけですから、それでそれに対応するためにどんな措置が必要かということを探求する必要があるんじゃないですか、窓口業務をあずかっている者として。それで聞いているんですよ。

民生部次長・住民課長 犬飼博初君

先ほども言いましたように、議員言われる19条の7項の4号は、この間一般質問にもお答えしましたように、福祉事務所に要請があれば調査……

(発言する声あり)

それはですね、今、申請書が出されれば、私のほうは福祉事務所のほうへ送付するという形ですね。

7番 小原喜一郎君

そういうふうにおっしゃるけれども、生活保護法全体を読みますと、福祉事務所長と町長、関係長ですね、首長さんと協議の上でそれを補助することができることになっているんですよ。だから、それを、つまりあなた方が研究して発動するかどうかなんです。その気があるかどうかなんです。これは、例えばですよ、福祉事務所がその申請を受けて、その内容について面接をして調査するというと同時に、訪問をして、あるいは親族に電話をして、面倒を見る気はないかどうかということも全部やらないかんわけでしょうが。そういうことの業務を手伝うことができないかどうかということを探求していただく必要があるんじゃないのかな。それは、蟹江の業務がふえるから嫌だということですか。いや、その辺を探求してみる必要があるんじゃないかと思うんです。あの福祉法を読んでいただくと、町長と福祉事務所長と協議をし、いろいろやらなきゃいかんことがたくさんうたわれておる。それを見て、研究していただく必要があると思いますけれども、どうですか。

民生部次長・住民課長 犬飼博初君

くどいようではありますが、さっき言われた19条の7項の4号の調査というのは……

(発言する声あり)

その調査というのは、福祉事務所長名でやる仕事でございます、例えば資産の調査とか、預金が幾らあるとか、そういう調査は福祉事務所長名でやることであって、町がやれることは、この間も申し上げましたように、例えば戸籍ですね、本籍地が蟹江であれば戸籍をとる。

住民票をとる。それから、その方の資産状況が、例えば固定資産があれば固定資産を調べる。そういうような状況のやれることはやらせていただくんですが、あくまでも福祉事務所長がやる権限までは、私のほうでやれと言われてもやれないもんですから、それは私も県の相談センター、海部のほうへ、どういうふうだということでご相談申し上げました。やはり、そういうことで、19条の7項の4号についてはそういう見解だから、福祉事務所がやれることであって、町村がそういう資産状況を調べたり、そういうことはやれないですよというご返事でした。

以上です。

3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

2つの点についてお伺いします。

99ページ、障害者福祉管理費のうち、真ん中辺にあります社会福祉法人蟹江福祉会への補助167万円の件が1つ。もう一つは、ご答弁の関係で、先に問題を言っておきます。117ページ、保育所費の関係で、実績報告書の48ページに各保育所の定員と入所状況と入所率の問題があります。これに関連して、南保育所の建設計画が出ておりますが、このことをお尋ねします。

まず1つは、99ページの社会福祉法人蟹江福祉会への補助ですが、これは大分前からやっております、資料がすぐ私調べられませんでした。何の補助をしておるのかな、何か施設をつくって借入金の償還金を負担してやっているというふうに覚えておりますが、何だったかな。それから、いつから始まって、いつまでかなということについてお尋ねします。

それからもう一つですが、社会福祉法人蟹江福祉会ですけれども、町からこういう補助が出ておるわけですが、施設長というのが大変間に合う方がいらっしやいまして、相当の給料をお払いになっていると思います。別法人のことですから、そんなに関与できないとおっしゃるかもわかりませんが、これはオーナー、いわゆる経営者じゃなくて、雇われ経営者、理事ですから経営者側ですけれども、俗に言う労働者重役だと思っております。この方が定年になられて、世間的にいうと定年になられている。60歳超しているけれども、給与を従来そのままにしているという問題が漏れ聞こえてきました。

役場でもですけれども、大体のところは60歳定年制というのを置いておまして、しかし、会社役員は平重役は62歳とか、上部なら65歳、社長だと68歳とか決めていますね。しかし、今言いましたように労働者重役ですから、労働者だと思っております。世間的には、定年を過ぎたら8割とか6割とか下げてですね。端的に言いますよ、再雇用間に合う人なら再雇用して、一生懸命にやってもらおうというのがいいんじゃないかと思っておりますが、そこら辺が改まってないというふうに聞きますが、ご承知であるか、その方針は町で認めておるのか、このことについてお尋ねします。

それから、2つ目の蟹江保育所の問題ですが、問題ががらっと違うんで。先ほどの48ページの表ですけれども、よくごらんになっていただきたいし、見たわけですけれども、全体で90%の入所率ですね。定員収容数に対して、下から3行目ですが、90%の入所率。オーバーしているのは、蟹江保育所と蟹江南保育所だけで、特に舟入保育所は62%、定数60に対して37しか入っていない。それから、須成は100に対して72、新蟹江北は140に対して116と。それで、今回の南保育所の建設計画で、現在110のところを200にしたいというふうに説明を受けました。特に乳幼児、ゼロ歳、1歳、2歳までのところが非常に多いんで、それをふやしたい。3歳未満というのが現在34人入っておりますけれども、新計画では66人収容になっている。私はこれね、何となく見過ごしておったんですが、この表と数を見て、これは大変だぞという感じがしております。よく検討の結果、そういう計画を立てていらっしゃると思いますが、まず第1は、200人というのは、いやいやその程度の保育所は方々にあるということかどうか、もしデータがあったらお聞かせをいただきたい。

ここを突出して、中核の中心のにしたいから、しっかりした200人にしたいということはわかりますけれども、実は朝晩ですね、私もきょう出勤してくるときに、車がこちらへ走ってこれません。記念橋から車がどんどんどんどんおりてくるんです、保育所へ。そうすると、記念橋へぼっとおりたところに駐車場がありまして、そこへすっとよけてくれるのでこちらへ来れますが、それでも向こうからも来るなということで見ていると、全部保育所へ入るのですね。2台、3台と続けて来ます。それで、待っておった上で、切れるところで走ってくる。ところが、あれも民間の駐車場ですからね、何か建てられたらもうあそこへ避難できなくなります。そうすると、記念橋からはどんどんどんどんおりてこれない。地元では一方通行にしてくれという声があるんです。それは非常に不便になるんでといって今押さえ込んでいる。しかし、今度こういうふうに収容人員をふやしますと、大変問題が起きてくるような気がいたします。

それで、この設計者は110を200にするについて、これは質問ですが、現在の110のどういうふうに送ってくるか、親が。自転車で送ってくることも見て、知っています。手つないで送ってくる人も知っています。しかし、随分車が来ることはわかっているんです。それがどの地域から来るか。記念橋からどんどんおりてくる車が多いということ、僕はそれは本町の北のほう、五之町とかあっちのほうから堤防をおりてくる人が多いかな。それと、学戸のほうから来る人があるのかな。そういうのがわからないんです。その調査は、まず第1に、どの地域から114人が来ているか、どういう方法で来ているかというのを掌握してもらいたい。その上で、入所希望の滞留している50人とか70人ですね。110を200にするというんですから、90人ふえる、1.8倍になるわけです。その待ちをしている、申し込んでも入れないで待っている人がどの辺の人であるかということは、車のシミュレーションをしてほしい、してあるかどうか。これが1つです。

それと、さっきの200という規模は、よそに幾らでもある規模かどうか。今の交通事情、送り迎えの事情はどうかと。一挙に質問しておきますが。

それから、つくづくと眺めておって気がついたんですが、土木事務所を壊して今、更地になっていまして、じっと、ああこの線へこういうふうに建つかということを見てきたんですが、敷地南側にぱっと詰めてぼちよんと建っておりますですね。ここに学童保育、児童館併設、それからファミリーサポートセンター、子育てセンター併設ということになっておりますが、特に蟹小から子供が来るのに、あの南側の道路を通ってくると今のように危ないんですね随分。それじゃあ、我が宅のあるような細い道を通ってくりゃいいという言い方もありますが、実は山口様という大きな屋敷があります。あそこの南側に町道がありまして行きどまり、南の入り口、南の保育所にぼんととまっている、秋葉神社で。そこを通らせて、保育所の中を塀沿いに通して来させるような設計をする余地はないかどうか。要するに、歩道は80センチとれば人は歩けますからね。

(発言する声あり)

そう、新本町線の山口様の塀沿いにずっと入ってくると。そうすると、秋葉神社へぼんと入り込んでいますので、それはちょっと地元は許さないと思うんで、保育所の隅っこを塀沿いに来させるというような設計をすべきでないか。これは子供の安全対策。

それから、もっと基本的な問題があります。西のグラウンドがあります。保育所の西のグラウンドですね。これは、もともとここへ学童保育はつくるべきだ、つくったほうがいいと僕は言っていました。しかし、そのときは3階建てにして、多目的に地域公民館も込みでということをおっしゃっていましたので、それはできませんと、地元の人々の反対でできませんと町長に言われたんで、すっと軽く引き下がっておったんですが、地域公民館併設はやめにしましたので2階建てになったわけです。2階建てになると、この西のグラウンドにはどうもサイドで見るとおさまるんですね。それで、西のグラウンドは、ブランコや倉庫や滑り台やを持って行って、非常に半端なグラウンドになります。これは、学童保育と児童館のほうの遊び場になると思うんですけども、ちょっと余りいい位置じゃないですね。逆に言うと、もともと公民館の北側へ建てて、そして南側をすっきりした広場にして、学童保育の遊び場を南側にしても保育所との間は簡易なフェンスにしておいて、もしあるときは引っこ抜けば大きなグラウンドになる。そうすりゃあ大運動会がやれるというふうになるわけです。それから、境のところへ植樹をすとか、景観としては南から見ると非常に落ち着いた形になる。

議長 大原龍彦君

山田議員、簡潔に、すみませんが。

3番 山田邦夫君

しかし、これ最低限必要なことを言っているんですが。一般質問は終わってしまっていますので、ここで終わると、設計に入って、12月議会になっちゃうじゃないですか。

だから、つくづく見るとこういうことに気がつくりますが、これを計画変更するという余地はあるのか。どういう方法でやるといいか。

それから、西のグラウンドにはやれないとおっしゃったのは、だれの意見だったのか。実は私、関係のある人に今回聞きましたら、おれじゃない、おれじゃないと言います。そうすると絞られてくるんです、その意見を言った人が。そういう意味で、町長は地元の意見とおっしゃいましたが、そこらも疑問です。

そういう意味で、基本的に設計に問題があるということを思いますが、どうでしょうか。
福祉・児童課長 鈴木利彦君

まず、蟹江福祉会の決算額167万1,500円の説明をしたいと思います。

1つが、愛知県の社会福祉協議会の借入金の償還計画がありまして、平成7年からありまして、その金額、町が補助する金額が83万8,000円、それとあと社会福祉医療事業団の借入金がございます。そちらのほうで平成7年からで83万3,500円、こちら両方足した金額が167万1,500円ということになっております。

(「いつまで」の声あり)

県社協のほうで平成22年で、社会福祉医療事業団のほうは平成26年になります。

それからもう1点、施設長の再雇用の件についてですが、何分福祉会の独自の採用ということで、私どもは採用については今のところ関知はしておりません。そういう認識を持っております。

(発言する声あり)

先ほどの雇用の件は、あくまでも社会福祉法人の蟹江福祉会が雇用しておりますので、町としてはその辺は関与はしておりません。

以上です。

議長 大原龍彦君

次、児童、南保育所。

福祉・児童課長 鈴木利彦君

それでは、南保育所の関係に移らせていただきます。

まず、実績報告48ページの入所児童数の関係になりますが、一応公立計でいきますと、入所率90%になっておりまして、蟹江、それと蟹江南が定員を超えている状況下で、あと6園については定員を切っていると。中には、舟入保育所に至っては62%ということで、蟹江保育所、今度建てる南保育所建てかえで定員を200にするのはどうかということなんですが、確かに定員率、今現在についても、はばたきを含めると720定員で、8月ですと、中村議員の質問にもありました今のところ665名の方が入所をしております。確かに、定員を割っておりますが、保護者の方についてはなかなかご希望の保育所がございまして、あそこの保育所しかだめだという保護者の方が多いでございます。中には、どうしても私どもその保護者の

方に無理を言って、蟹江ですとか、そのほかの西、新北、回って入所していただいている現状ではありますが、どうしてもという方が見えますので、今、待機児童も50人ほど出ております。ですので、待機児童が多いのは、どうしても乳児、ゼロ・1・2歳が多うございます。

質問の中にどの地域、地域別の調査はというようなご質問もあったと思いますが、申しわけございません。地域別については、どここの地域から何人というような調査は、今のところはしておりません。ただ、考えられるのは、こちら蟹江川からちょうど本町地区ですか、そちらのほうの希望者が多いかと思えます。ただ、今現在については改築計画がございますので、なかなかほかの地区から来てみえる方も、ほかの保育所のほうへ回ってもらっている現状ではあります。

それと、飛びますが、グラウンドの件なんです、児童館を西側のグラウンドではというお話がありましたが、議会当日の全員協議会のほうで私ども図面を皆様方に見ていただき、この図面でいいというような解釈を持っております。ただ、児童館については、あそこの今図面でお示しをした位置で児童館を建て、ただ、平面図についてはまだ直す余地がございますので、多少広くなるだろうというところはございます。ですので、全員協議会でお示しをした図面でいきたいと思っております。

それからあとは、200からの定員になると、当然のごとく車での送迎が保育所は多うございます。ですので、当然入り口の辺、交通の辺も多少、交通事故が起こらないようにうちのほうは最善を尽くして、保育所とも協力をしながら、事故のないようにしていきたいと思っておりますので、南側入り口からあわせて入るというところは、今のところまだ計画にはございません。

大体以上でございますが.....

(発言する声あり)

それとあと200人規模の保育所がほかにあるのかということなんです、そちらのほうも、申しわけございません。他町村の保育所定員200人以上の保育所は、恐らく愛西の市江なんかは多分200を超えていると思えますが、そのほかのところはちょっと調査をしてございません。申しわけございません。

以上でございます。

3番 山田邦夫君

車のこれだけ1.8倍の車両になる、そこへ支援センターとかファミリーサポートセンターとか、多少の人数、車が入りますね。非常に交通の動きというのは、事が起きてからでは大変ですので、ひとつぜひシミュレーションとかやってほしいと思います。これは建てる位置の問題と関係ありませんね。むしろ規模に問題があります。規模200というのは、今は140どまりのところへ200と来ましたから、全員協議会でご了解を得たということで、実は実際のところ私もですね、この年で不得手です、こういう問題ね。女性議員でしっかり質問さ

れている人がありますが、一般的にはちょっと不得手なんです。孫を連れてくる人もありますけれども、本当のところ親身になってしっかり一日一日の出来事を見てみたら、僕はもう最近になってようやく実態を見ているわけです。本当にいいのかなという心配が出てきておるわけ。

ですから、全協で承認されたと、押し切ってもらうのか、これだけの疑問を感じますので、何か検討し直す余地はないか。検討、いいですよ、検討した結果もとへ戻ってもいいわけです。ですけれども、北のグラウンドでというのについては、地元の反対があるのでと前に聞きました。それで、僕は非常に引き下がっておったんです。ところが、地元というのは表現がいろいろありましてね。その周辺の日照権の問題とか、それから町内会長の意見とか。現在見るところ、町内会長はこのことについて意見を言うような人ではありません。私は知らんというような感じです。それで、了解をとったというのは間違いです。

そういうことで、議会人として見せているからしょうがないとおっしゃるのか、検討する余地はないのか、ひとつ。それとも、これは議長さん、常任委員会でもう一遍やり直したらということになるのか。確かに、ここまで来ましたから、この議会を通っていけば、もう年末までに設計図ができると思うんです。ですから、ぜひもう一度検討した上で踏み切ってもらいたいというふうに思いますが、いかがですか。

福祉・児童課長 鈴木利彦君

交通シミュレーションについては、こちらのほうもやるように検討したいと思います。

次に、町内会長さんについては、今回の議会が終わりまして、町内会長さん、本町連合会から要望書が出ておりますので、本町連合会のほうに今回の計画図をお示しをして、了解を得たいと思っております。ただ、根本的に西側のグラウンドにということになりますと、全く今までの苦勞と申しますか、図面が全く無駄なものになってしまいますので、あくまでも今の場所をお願いをしたいと思っております。

以上です。

議長 大原龍彦君

他に質疑がないようですので、3款民生費を終わります。

続いて、4款衛生費、124ページから147ページまでの質疑を受けます。

10番 菊地 久君

10番 菊地でございます。

総括質問のときにも申し上げておきましたけれども、まず斎苑問題であります。

この斎苑問題について、行政改革のときも出されましたし、決算のときにも私は申し上げたわけですが、斎苑について舟入斎苑と本町斎苑、この2つの斎苑につきましてはいろいろと費用だとか書かれておりますけれども、要はその斎苑について一本化できないかと。一本化するためには、どのような話の進め方が今日までされてきたんだろうかな、

その点が心配でございますのでお尋ねをしておきたいというふうに思います。

これらを見ておきますと、大体年間使われます費用は1,800万円ぐらいだと思いますし、それから手数料が310万円ぐらいが火葬手数料が入ってきておるわけでありまして。そうすると、年間約1,500万円ぐらいは金が出てしまいますので、今の中でどうしたらいいんだろか。例えば、本町斎苑につきましては、もし今度炉が燃えなくなっただとか、修理するときには、隣のアイエスさん　今、名前アイエスかな　の許可ももらえないので、その時点ではもう本町斎苑は廃止をして、舟入一本化というような方向に決まっておるわけですね。だから、それについてどのような形で地元の人たちとお話を今日まで進めてこられたのかな、その点が第1点目であります。

2つ目には、ごみの問題であります。

これは、町長の所信表明の中で、ごみの問題につきまして、常設の資源ごみ置き場を新設をしたいと、こういうようなお話で予算もとって、現在あるわけでございますけれども、とりわけごみの問題につきましては、決算でもありますが、5億9,400万円使っておるわけですね。そして、海部津島の環境事務組合のほうに4億600万円出しているわけでありまして。そのほか、資源ごみの分別収集の委託料という形で1億4,700万円お使いになっておりますが、一般的に皆さんから処理料としていただいておりますのが、4,589万5,500円が町民の皆さんや業者の皆さんから処理料という形でいただいております。

ごみを処理するということは大変だということで、少しでも負担金を減らしていこうではないかというのが町長の考え方でありまして、ごみを捨ててしまえばごみであって1銭にもなりませんし、このようにお金がかかると。したがって、資源ごみとして回収することによって、少しでもよくはならんか、お金が入ってこないかというような考え方の中で、1つは、先ほど言いました常設の資源ごみの置き場をつくりましょうと。そこへ皆さん方のお金になりそうなプラスチック類だとかペットボトルだとか、そういうものを集めまして、お金にしようということで、そこやら、それから役場だとかのところへ配置をしておるわけでございますので。

そこで、1カ所つくられましたその経過ですね。20年に1カ所つくられて、今使用しておるわけで、非常によろしいのかどうか。それで、常駐しておる人がシルバーの方で、1人おったり、2人おったり、日曜日もやっておみえになるわけですがけれども、使う人件費の問題もあるわけですね。建てた設備費、人件費、そして集めたものが売れたとする、売れたのはどのぐらい売れたんだろかな。そして、それを本当に少しでも、そういう場所をつくることによって少しでも経費が入って、町が助かるものなのかどうか。これ1カ所でございますけれども、これから各地、町内ごとだとか、つくっていこうという考え方があったもんですから、1カ所だけをモデル事業でやられて、あとはなしだと。大変今を見ておわかりだと思いますが、よそからみんな持ってまいりますもんですからね。あの道路で駐車は

するわ、それから1軒1軒の人が持って歩いてきたり、大変好評なことは事実。好評でありますけれども、近所の人からいえば迷惑ですということですね。だから、お互いによさも悪さもあるわけだよ。でも、それもしようがないかなというふうに今、近所の方は我慢しておみえになると思いますが、学区に1個ぐらいずつできていけば、遠くから来ないもんですからね。

今、全町で1個でしょう、いつでも置けるところは。それから、常駐しておってくださるから楽なんですよ。持ってくると、親切丁寧に、これはこっちの箱、はいこっち、やってくれますもんですから、みんな喜んでおみえになるということね。だから、そういうのをこれからつくることによって、財源費用というのは助かるのか、逆にふえるのかということ。その辺の精査をされたかどうかということをお尋ねします。

2つ目には、変わったこととしては、粗大ごみを各戸で収集、電話1本かけると来てくれるというふうに改善をされたわけ。いいか、悪かったかわかりませんので、これについてこの事業としては前のような収集方法がいいのか、今回の改めたほうが非常に皆さん方に喜ばれておるのかどうか。これが2点目であります。

まだたくさんありますが、ごみと火葬とでいいね。余り長く質問ばかりしておりますと、ほかの方の質問時間がなくなるといけませんので、この程度の質問にさせていただきますので、よろしくをお願いします。

環境課長 上田 実君

3点ほどご質問をいただきました。

まず、斎苑の一本化、舟入斎苑で一本化というご質問に関してでございます。どのようにこれまでしてきたのかという質問でございますが、実は昨年にも菊地議員様からは質問を受けております。舟入斎苑の経過ということで、平成20年9月に資料をお示しをしております。資料を見ていただきますと、これまでの経過と蟹江町と実は土地改良区、協和土地改良区の理事長だとか、あるいは当時は蟹江町舟入火葬場増設反対準備会という組織がございました。こちらのほうに蟹江町が回答した文書をすべてお示しをしております。その中を見てもみると、実は.....

(「20年に何回やったか」の声あり)

20年度には、打ち合わせですか。

議長 大原龍彦君

質問した後に何回打ち合わせをしたかという。

環境課長 上田 実君

ごめんなさい。質問をもらった以降につきましては、こういった協議会は開いてございません。といいますのは、協議会に関しても会長さんという方がございますが、会長さんにいろいろ調整はしておりますが、その中で蟹江町の考えておることとそちらの会長さんの

考えていることがちょっとギャップがありますというギャップにつきましては、実は蟹江町が回答しておる中で、本町斎苑を廃止して、舟入に行くことはしませんという回答をさせていただきます。その中を町としては一本化したいですので、何とかしたいということで、そういった準備会の皆さんとこれまで、平成17年に町長が新しくなられて、まず一本化したいという話をきちっとその場でされました。それについて、どうしたら一本化できるかということ、そこには17年、18年、19年ということいろいろやってきたんですが、議員から質問をしていただいたそれ以降につきましては、ちょっとギャップが大き過ぎるからなかなか話が進んでおりません。その中の一つといたしまして、道路の進入路につきましても、なかなかすり合いが、寄り合いができないところであります。

ということで、今のご質問の会議は何回してきたかというご質問につきましては、会長様とのお話はしておりますが、そういった公式的な場での話し合いはしてございません。

次に、ごみの質問をいただきました。常設資源ごみ置き場につきましてであります。

実は、常設資源ごみ置き場は平成20年9月1日からスタートいたしました。ご存じのとおり、場所は霞切橋の手前のところです。費用につきましては、人件費で129万5,000円、設置費で315万円ほど、合計440万円ぐらい実は平成20年度でお金を投資いたしました。

ご質問の中で、こういったごみをお金に換算すると幾らになるんだろうかというご質問ですが、実は蟹江町の場合はこういったものは今のところ換金してございません。ワークスにお願いをしたりしておりますが、試算をいたしますと、物価上昇があります。それを加味いたしましても、大体年間ですが、ちょうどこれをもちまして9月です。今回8月になりますが、約1年がたちましたが、60万円ほどの試算の計算がされております。ですから、人件費だけでいけば129万5,000円かかっておるところ、60万円ぐらいの収入があるんだろうというふうに考えております。

それと、今後、各学区に常設資源ごみ置き場も設置したいというふうにも考えております。ただ、議員言われますように、そういったものを回収、ごみというか、資源ごみを回収しても、やはり人件費としてお金はかかってきますが、今のところシルバー人材センターは朝の8時半から夜の5時までの8時間半を考えておりますが、今後、こういったところ、もう1年たちますが、いろいろ検討というか、時間帯も検討していきたいと思いますし、本来でしたらなしというか、なくなれば私はいいいというふうには考えておりますが、一遍にそんなわけにはいかないというふうにも考えております。今後の各学区のほうに設けていきたいのも事実です。そういった場所がありましたら、町内会長さんや議員の皆様方からもそういったものがあるようでしたら、ぜひとも教えていただいて、設置したいというふうにも考えておりますので、お願いいたします。

次に、粗大ごみについてのご質問ですが、粗大ごみにつきましては、実はこちら平成20年4月1日から粗大ごみは各戸収集ということで、条例のほうも改正させていただきました。

これもやっと1年がたちました。結果といたしましては、主要成果などを見ていただければわかると思いますが、ごみの量につきましては、平成20年度主要成果の52ページにあります。平成20年度は186.1トン、平成19年度は実は529.5トンということで、相当60%ぐらいの粗大ごみは減っております。ただし、これは制度を変えたばかりですので、すべての人がわかっておるといふふうには私どもは考えておりません。

ということで、ことしにつきましても、こういったチラシを8月1日に出したわけですが、こういったことでホームページにも粗大ごみはこう変わっておるんだということをいろいろ周知をしておるんですけども、まだまだ出し方がわからなくて、数字としてあらわれていないものがあるんだろうというふうに考えております。ですけども、数字だけを見る限り、60%ぐらいの数字が減っておるといふふうに考えております。

もう一つ、処理料の関係もございます。実は、処理料につきましては、予算書の145ページですが、粗大ごみを処理をするに当たって、今まで630万円ぐらいかかっておりましたが、平成20年度は405万9,000円ということで、こちらのほうも200万円ほどの減額をしておりますので、私といたしましては、粗大ごみをこういった各戸収集にしたことにつきましてはまだまだ周知はしていないところはあるとは思っておりますけれども、よかったというふうに考えております。

以上です。

10番 菊地 久君

まず、1番目の斎場問題、余り斎場問題をやった人は長くないぞとよく言われるものですから、私も年だて一生懸命これは片づけないかん仕事だと思って言うんですが。これはね、藤田さんのときの話なんです。藤田さんて何十年前だと思う。そのときに舟入斎場をつくるときの地元の話し合いの中で、いろんな話し合いがあって、しかしそれはそれ、そして本町は本町で当時は本町を抱えていたかったんですわ。できる間、本町の人には線路から南の路線、近鉄線から北の人は、死んだらここで燃やしてもらいたいというふうだったの。しかし、だんだん時代が変わってきて、あの本町の斎苑は悪いけれども、ぼっこぼっこだしね。ちょっと棺の大きいやつだと入らんで、ぶち壊して入れたとか、そんなことがあったりして、燃えも悪いと、だからという形で、どうだという話やら、1つの町に2つもあってもいいのかと。できれば舟入、あれだけかけてできたんだから、やったらどうだと。2つもやったら管理費だって1,800万円ぐらいかかって、入ってくる金があんた300万円か400万円だね。1体8,000円か、というような金額があるけれども、全部で282ぐらいですか、ここで利用されておりますよね。ほかのところは、あっち行ったり、別のところに行っておみえだと思いませんけれども、だから、280人の火葬をするのに2,000万円かかっておったら、1体10万円じゃないのという話を私はしたの、前ね。だから、行政改革等々を考えていっても、これは一遍真剣になってやってもらなあかんわけ。私はそれを言ったがあんたにな。

そして、その後1年たった、何にもやっておらんと。この問題解決するためにはどうしたらいいと思う、あんた。あんた担当課長としてどうすりゃいいと思うんだ。ほっときゃいいのか。地域の区長さんにも話しても、区長さんらも「そらそうだわね」と、区の中でもそれはそういう問題があったら取り上げて、頑張りましょうと言ってござるがや。びしっとやらんかいのう。そういう大事なことをやらずに来たから、前からずうっと報告書見たって、あんた、真剣にやっとならせんがや。だれが責任とるんだ。

それで、あんた、いいわな。また担当課長かわりゃいいもんな。次の人もなんだかんだいっておる。そういうことをいつまでもやっておっていいのかと。もうそろそろあそこの本町の火葬場も、悪いけれども、もうそう長くないよ。長くないというと、わしが長くないんじゃないよ。火葬場のほうが長くないんで。本当にそのときまた困るから、本当にいつでもいいから、もう向こうへ行けるように努力をしなさいよ。

(「どっちが先かで」の声あり)

どっち先、向こうが先かこっちかじゃいかんで、わかった。それを言いたい。いつまでも言うよ、わしは生きておる限り。だから、もっと本当に地域の区長さんとも相談する。どうしたらいいか、上司とも相談してやらんと、本当にあれはだめになるから、それを心配して私はあえて言うておりますので、私に間に合わせよよ、おれはこっちだ。

それから、ごみの問題もね、トータル的にいかに安くするかって方法があるわけ。それで、皆さんの出されるごみが減る。だから、例えば今、全部で5億9,000万円、約6億使っておるわ、正直にね。だから、それを2割ぐらい減らしたらどうだと。そうしたらわかるでしょう。1億減らすためにはどうしたらいいかとかね。それで、町民の皆さん方に理解いただく。それで、環境事務組合のほうでも今、一生懸命やってもらって、あんたら頑張ってくれと、負担金減らせということをやっておるわけ。これは私は代表で行っているもんですから、それでいろんな委員会つくって、修繕費が高いじゃないかと、何でこんなもんかかるんだと。下げなあかんよということで、町長も副管理者でいろんな会議やって、委員会つくってやってみえるの。お互いに経費を削減できるものは削減せないかんと。

それで、三菱さんが入れた機械、高かった、談合で。20億、払えと今やっていますけれども、裁判で20億払えって三菱からね。その出た金を町村に返せって私言ったら、それはいかんと。国の補助金に返したり、今までの皆さんの借金の中に充てるということですが、それでもありがたいですよ20億も、戻るかどうかわかりませんが、一応裁判所では20億返せとっておるんだ。

だから、そのように、無駄なものを減らすという姿勢をお互いに今持っておるもんですから、今回やったこのごみでも、環境事務組合へ払う金を少しでも減らすためどうするかといったら、あそこの組合で働いておる人たちにもっと安くできんかということをして議会でやっておるわけでしょう、お互いにね、管理者初め我々やっておるの。あわせて、この町の中では、

ペットボトルだとか売れるもの、売れるもの何かあるかと。トレーはどうだと、ペットボトルどうだと、集めてきて売れば資源になると。そして、それが幾らぐらい、町長、前に100万円とかなんとか言わなんだかね、覚えなければ、何か.....

(「140ぐらい」の声あり)

140万円。でも、餅より粉が高くなっちゃいかんよと。例えば、さっきの場所、1カ所、2カ所、ぎゅうっとつくと。いや、学区でもいいわ。つくったときの施設、そのための費用を計算していったら、どのぐらいのコストだと。そのことによって、各町内で資源ごみの回収というのをやってみえるわね、みえるのが量が減りませと。それから、環境美化指導員さんも大勢見えて、手当も出させてもらっておるだとか、いろんなことあるが、トータル的にそういうところで人件費を使ってやれば、例えば町内へ持っていく量が減るだとか、そのことによって非常に資源ごみの回収率がよくなって、お金も使っただけ、逆に楽になると。一方では、雇用対策にも結びついたとかね。いい方向、いい方向がないと、お金をスクラップだとかごみの山にして燃やしちゃいかんでしょ。だから、大事にしてほしいという意味で、やる姿勢については非常にいいことを言うが、結果がいつもね、金を食っておるからいかん、金食い虫やっちゃあかんですよ。だから、そういう意味で、私どもは嫌なことを言うで嫌われますけれども、嫌われてもいいで言いますが。

それから、各戸に集めることになったら減った。これは言いにくいと、電話しても、取りに来てくれて嫌だという人もいる。自分の家の前ならいいですよ。しかし、アパートにおる人だとか、その人は大変なんですよ、正直言うと。だから、どこか行ってほかってくるかということもあり得るかもしれん。電話かけづらいと言っておった、来てくれって。それで、町はいいわね、かけづらくてみんな取りに来るなら減るもんでよ。さあ、そこで減ったように思えるでしょう。今までのより減ったと思えるでしょう。しかし、結果、町民にとってはよかったか、悪かったかというの。町にとっては非常によかったと思うかもしれない。町民も楽になったといえればいいわけ、これで。

だから、その辺の一遍、これ決算なもんですから、まだいいですよ。9月からですからね、1年たっていないものもありますから、あそこの学戸のところのやつはね。だから、決算のときに、やってみてよかったなと、これだけ成果が上がったなと。だから、あそこ1カ所じゃなくて、今度は藤丸団地のど真ん中どうですかとか、あそこはどうですかと、舟入はどうでしょうかという話ができると思うですよ。お互いにわざわざ藤丸のほうだとか、須成のほうから車に乗って、学戸のラーメン屋の隣まで運んでもらわなくてもいいわけでしょ。だから、それを第2回、3回、あなた、町内会長、町内会長にとかさ、ご協力を言っておるけれども、あなたのほうから積極的にご協力をいただく、町有地で遊んでおるところがあるか、ないとかね。そういう形でやらないと、あそこだけだとだんだん今度は不満が出ますよ、どうもならんがやっという話が。店屋さんが2軒並んで、2軒とも店屋さんだ、前はね。

言わんでいいですよ。我々だったら文句言いたいですよ、店屋の前であんなもん持ってきて
って思っちゃうの。

1年、2年、次も次もならやむを得んなと思いますけれども、だから、ぜひそのことを頭
に入れていただいて、あれがすばらしくてよかったと、成功だといったら2件、3件、4件、
どんどん進めてみてください。進まんということは、みんなが嫌だということでしょう、ノ
ーということよ。皆さんが、ああよかった、よかった言って、我が町、富吉だと山田議員も
見えるもんで、おお持ってこいって言うてくれるかもしれんし、各議員さんと町内会長言
っておるもんですから。そういうふうになれば引っ張りだこにならないかんわけでしょう。
そうなるかどうか、一遍、あんまり長くなるといけませんので、期待をしますから頑張っ
てください。

議長 大原龍彦君

答弁は。

10番 菊地 久君

答弁なし、頑張ってください。

6番 林 英子君

133ページです。精神保健の事業のところでお聞きをいたします。

ここには載っておりませんが、アルコール依存症の方は精神障がい者として見ていないの
かどうかということをお聞きします。報道によりますと精神障がい者だと報道されています
し、読んだことがあります。現実には蟹江町ではどのように扱っていらっしゃるのか。また、
療育手帳などの交付はないのですか。この問題について今、私は2件相談を受けております
ので、答弁をしてください。

そしてもう一つは、137ページの妊婦健康診査費のところでお聞きをいたします。

これは公費助成の妊婦健診ということですよ。妊婦の出産の経済的不安を軽減するために、
妊婦健診の無料化が広がっていますということで、公費の助成を厚労省は昨年、妊婦健診の
の公費助成は年14回程度行われるのが望ましいということで助成されました。これを契機に、
今年度から愛知県内の全61の市町村が14回の健診を無料化しています。

ところが、市町村が支出する助成額は異なっています。健診の内容にも差があることが、
愛知県の保険医協会の調べでわかりました。この内容について、例えば胎児の異常や障がいの
早期発見のための超音波検査の助成回数にも差が出ています。豊山町は、年齢制限を設け
ず4回助成しています。これは超音波の検査のことです。他の多くの自治体は、35歳以上の
年齢制限を設け、助成も1回だけというところもあります。

妊婦健診の助成拡大の背景には、国の財政措置があります。しかし、これは2010年までと
いう時限的な措置であります。せっかく妊婦健診14回全額の国庫補助がありますが、蟹江町
ではどのような実態になっているか、お聞きをいたします。妊婦健診の助成金、蟹江町では

どのようになっていますか。超音波検査の助成回数は何回ですか。年齢の制限なしで超音波検査の助成は蟹江町では行われているのかどうか。

以上、お聞きします。

健康推進課長 能島頼子君

まず、アルコール依存症の処遇についてということについてのお答えをしたいと思います。

まず、アルコール依存症の方は精神疾患に入るかどうかということなんですけれども、精神疾患の経路として、ドクターからの診断書があればアルコール依存症も精神というふうな扱いになってくるということになります。

それから、その方に対しての療育手帳が出るかどうかというところなんですけれども、療育手帳につきましては、知的な子供さんの方がもらう手帳でして、大人の方への療育手帳の発行はなかなか難しいというふうに理解をしています。

それから、妊婦健診のことにつきましてですが、今年度から14回の健診の助成が始まりました。これは国からの補助がありまして、今年度、蟹江町でも14回始まったんですけれども、超音波検査の回数については蟹江町は1回で、35歳以上の方に限られております。

それから、来年度以降はまたこれからのことになってきますけれども、とりあえず国が補助を言ってきておりますので、来年度につきましては年間、1人の妊婦さんに関しまして4回の補助がついてきます。

以上です。

6番 林 英子君

ごめんなさい。ちょっと今聞き漏らしちゃって、ごめんなさい。アルコール依存症の方は、ドクターの何ですか。

(「診断書」の声あり)

診断書があれば、要するに精神障がい者として……

(発言する声あり)

お医者さんのそういう診断書が出ればその人の、今、蟹江町でやっています1級から3級、そういうのがありますよね、障がい者の。そういうところへ組み入れてもらって……

(「いや、療育手帳は出ないと、子供さんしか」の声あり)

だから、そういうのをいただいて、そして入院のときだとか、診察にそれが大いに利用できるというふうに理解しているのでしょうか。

(発言する声あり)

いや、病院へ行く人が本当に今、困っているということなのでうちに相談に来ていますので、そういう方法をお話をして、それを使ってもらってもいいのでしょうか。じゃあ、まず、それ1つお聞きします。

健康推進課長 能島頼子君

アルコール依存症に限らず、精神の疾患に関して、療育手帳ではなく、精神障害者福祉手帳だと思っんですが、そちらの手帳を発行されるのは、診断がついてから6カ月たちますと手帳の発行になります。その手帳の発行と自立支援の受給者証があるんですけども、そちらと併用であれば、手帳保持者に関しましては精神の疾患に限っては現物給付で、窓口ではお金を払わずに診察を受けるということが出来ます。それは、外来についても入院についても同様です。

以上です。

6番 林 英子君

わかりました。

それでは、公費の助成の妊婦健診について、再度お伺いをいたします。

14回の妊婦健診の助成拡大の問題でいえば、市町村が14回の健診を無料化しているということですけども、妊婦健診の助成で超音波のところでは、豊山町などは独自にお金を出しまして、10万650円を助成して、皆さんがあんきに受けるようにしております。蟹江町は、この点は幾らになるというふうに見込んでいらっしゃるのか、お聞きします。

そしてもう一つは、超音波検査の助成回数を、今1回ですけども、4回にするというふうにあります。

それから、最後の年齢制限なしというふうにあります。蟹江町も年齢制限せずにやっていく。しかも、2回から14回というふうに聞いておりますが、このように理解していいでしょうか、答弁をお願いします。

健康推進課長 能島頼子君

回数につきましては、超音波検査は合計で4回予定をしたいと思います。

それから、金額につきましては、まだこれからのことになりますけれども、愛知県医師会との金額の調整とかもありますので、そちらを踏まえて、また来年度予算に反映をしていきたいと思っします。

以上です。

9番 黒川勝好君

9番 黒川です。

先ほどの関連で、斎苑の管理費のところ、関連でちょっと質問させていただきますが、私も当然ながら舟入一本にさせていただきたいのはやまやまでありますが、いろいろと今言われたとおりの事情があるように思っします。

それで、今の地域ですよ、近鉄から北が本町でやっていただかなきゃいけないということになっておるわけですが、家族も見てきて、家族もあそこでやってもらったということで、次は自分の番だと。だけど、どうしてもあそこでは、最後はあそこで燃やしてほしくないと言われる方が本当に見えるんです、これね。それで、そういう方は何かどこかで、別のとこ

ろでやっていただけるようなやり方があるんでしたら教えていただきたい。例えば、うわさではありますが、昔、大きな柩をやればあそこ入らんから、舟入で燃やしてもらえとか、そういううわさの範囲ですよ、この話は。うわさの範囲で聞いておるだけですけれども、何かそういうことができ、舟入のほうへ持って行っていただけることができるような対策があるのか。それか、ほかの近隣市町村にお願いができるのか、何かございましたら。どうしてもあそこでは嫌だと言われる方はどうしたらいいのか、何か方策がありましたらお願いいたします。

環境課長 上田 実君

斎苑の一本化につきましては、本当に私も一本化して頑張ってきたというふうに自分では思っております。

今のご質問の、どうしても本町でしかいけない方が舟入でという話ですけれども、これまでの打ち合わせ、話し合いの中で、2点ほど無理にというか、許可をしていただいている部分があります。1つには、舟入の方が老人施設だとか、そういった施設に入った場合、もともとは舟入の出身の方がそういった施設に入った、これは住民票を変えないかんからというところで、そういう方につきましては火葬のほうはできます。

もう1点は.....

(「舟入に住民票があったの」の声あり)

もともと近鉄よりも南の方で、そちらのほうから施設入所したという方は、住所を持っていかなきゃいけないんです。それに関してはできます。

それともう1点、唯一できるのは、本町斎苑は舟入斎苑と同じで、1日に3体しかできませんが、4体目があつた場合には、これも会長さんにちょっと連絡をして、許可を得て初めてできるということになっております。どうしてそういうふうになっておるかといいますと、それは、私は先ほども菊地議員にもご説明したんですけれども、しかも皆さん方にも議会の資料ということでお示ししておるんですけれども、蟹江町が実は昭和62年、もちろんこれ藤田町長の時代のときですけれども、62年に「舟入火葬場建設について」ということで回答しております。その回答の中にそういった文面が入っております。ですから、これを破るわけには今いきません。だけど、私どもは、町長も含めてですけれども、先ほど私の答弁が舌足らずで、すみません。もちろん、町内会長さんや地元の町会議員さんにもいろいろとお願いをして、話し合いを続行しております。これでやめるつもりも決してございませんので、まだ説明というか、そういった説明会あるいは会議は開いていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(発言する声あり)

ですから、それ以外の方はできませんので、やっぱりできないというのが回答というか、答弁だと思います。

議長 大原龍彦君

他に質疑がないようですので、4款衛生費を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

本日はこれをもって延会いたします。お疲れさまでした。

(午後 4時54分)